

ISSN 2186-3040

労働力調査の解説

[第3版]

総務省統計局

ま え が き

労働力調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための統計を得ることを目的とし、昭和21年9月に調査が開始されて以来、毎月実施されています。調査結果は、各種の雇用対策や、景気判断等のための重要な基礎資料として利用されています。

最近の雇用・失業を取り巻く環境は、少子高齢化の急速な進展、産業構造の変化、雇用形態の多様化など大きく変化しています。

これらの状況を的確に把握するため、労働力調査の重要性はますます高まっており、調査の正確な実施及び調査結果の迅速かつ分かりやすい形での提供が求められているところです。

この解説書は、労働力調査の結果をより有効に活用するため、統計データの見方や入手方法を説明するとともに、調査の仕組みや標本の抽出方法などについて解説したものとなっています。

本書が労働力調査に対する理解の一助となれば幸いです。

平成23年6月

総務省統計局
統計調査部 国勢統計課
労働力人口統計室

目 次

I 労働力調査の結果の見方と利用

第1章 結果の公表体系と公表方法	1
1 公表体系	1
2 公表方法	3
第2章 インターネットからの結果の入手方法	6
1 ホームページの構成	6
2 ホームページからの調査結果の入手手順	9
3 e-Stat からの調査結果の入手手順	12
第3章 基本的諸概念と用語	22
1 就業状態の分類方法	22
2 就業状態の定義	23
3 就業状態に関する各種比率	25
第4章 時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点	27
1 時系列結果の接続	27
2 調査結果を見る際の注意点	31
第5章 結果を分析する際のポイント	33
1 就業者と就業時間について	33
2 完全失業者及び完全失業率について	37
3 非労働力人口について	42

II 労働力調査の仕組み

第6章 調査の概要	45
1 調査の目的	45
2 調査の沿革及び法的根拠	45
3 調査の範囲及び調査対象	46
4 調査の期日及び期間	47
5 調査事項	47
6 調査の流れ	49

7	調査の方法	49
8	調査結果の集計及び公表	50
第7章	把握事項	51
1	基本的把握事項	51
2	詳細把握事項	61
Ⅲ 労働力調査の標本設計と結果の推定		
第8章	調査世帯の選び方	66
1	標本調査の考え方	66
2	標本調査区の抽出	67
3	標本調査区内における住戸の抽出	72
4	標本の交代方法	74
第9章	結果の推定方法と標本誤差等	76
1	線型推定	76
2	比推定の考え方	77
3	推定方法	78
4	推定値の誤差	81
5	季節調整値	85
6	時系列回帰モデルによる都道府県別結果の推定	90
Ⅳ 労働力調査における諸定義の発展と調査の変遷		
第10章	諸定義の発展と国際基準	92
1	国際的にみた労働力調査の起源	92
2	就業状態の定義の変遷及び国際基準	94
3	諸定義の国際基準	106
4	主要各国の労働力調査	111
第11章	我が国の労働力調査の変遷	116
1	標本設計等に関わる主な変更	116
2	調査方法、調査事項等の変遷	118
3	就業状態の定義の変遷	124
4	標本設計の変遷	127

付 録

付録 1 - 1	労働力調査基礎調査票	132
付録 1 - 2	労働力調査特定調査票	136
付録 2	労働力調査集計事項一覧	138
付録 3	時系列データの利用可能年次	148
付録 4	労働力調査規則	155
付録 5	労働力調査調査区地図（作成例）	161
付録 6	労働力調査層別調査区数一覧	162
付録 7	センサス局法の概要	164
付録 8	ILO 第 13 回国際労働統計家会議における決議（抄訳）	169
付録 9 - 1	主要各国の労働力調査 主な調査事項一覧	176
付録 9 - 2	主要各国の失業者の定義及び失業率の算出方法	178
付録 10	第二次世界大戦前の「失業統計」	180

I 労働力調査の結果の見方と利用

第1章 結果の公表体系と公表方法

労働力調査では、我が国における就業及び不就業の状態を毎月把握し、雇用・失業状況の詳細を明らかにすることを目的として、その結果を集計し、公表している。本章では、労働力調査における結果の公表体系と公表方法について解説する。

1 公表体系

(1) 集計区分

ア 基本集計

労働力調査基礎調査票（付録1－1参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、労働力人口、就業者数・雇用者数（産業別など）、完全失業者数、完全失業率、非労働力人口などである。

イ 詳細集計

主として労働力調査特定調査票（付録1－2参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、雇用形態別雇用者数（正規の職員・従業員、パート、アルバイトなど）、仕事につけない理由別完全失業者数、就業希望の有無別非労働力人口などである。

詳細集計は平成14年1月から開始し、13年以前はほぼ同じ内容を労働力調査特別調査として実施していた^{注1)}（労働力調査特別調査は14年に労働力調査に統合）。調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば、これら二つの調査結果の時系列比較は可能である（ただし、現時点の詳細集計との比較は、調査項目がほぼ同じである昭和59年2月の調査結果から可能である。）。

(2) 公表系列

ア 全国結果

【基本集計】

月次、四半期平均、年平均及び年度平均の結果を公表している^{注2)}。
集計対象別にみた結果表の数は次の表のとおりである。

注1) 労働力調査特別調査の変遷については、第11章参照

注2) 平成12年から22年までは半期平均（1～6月期及び7～12月期）の結果も公表

集計対象	月次	四半期平均	年平均	年度平均
15歳以上人口	8	8	9	8
就業者	15 ^{注)}	15	18	15
完全失業者	3	3	3	3
世帯	14	14	14	14

【詳細集計】

四半期平均及び年平均の結果を公表している。

集計対象別にみた結果表の数は下表のとおりである。

集計対象	四半期平均	年平均
15歳以上人口	5	6
就業者・雇用者	14	14
完全失業者	12	12
非労働力人口	7	7
世帯	4	4

結果表の集計事項については、「付録2 労働力調査集計事項一覧」を参照されたい。

イ 地域別結果

【基本集計】

10 地域別の四半期平均及び年平均の結果を公表している。地域別結果は、昭和57年10月から58年1月にかけて行われた労働力調査の改正の際、標本規模が拡大されたことによって集計が可能となったものであり、58年第1四半期平均結果から集計及び公表を開始した。

また、南関東及び近畿については、参考値として月別の結果を公表している。ただし、これら2地域の月別の結果は標本数が少ないことから、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないため、結果の利用に当たっては注意を要する。

【詳細集計】

10 地域別の年平均結果（年齢階級、雇用形態別雇用者数のみ）を公表している。

基本集計及び詳細集計における各地域に含まれる都道府県は下表の

注) 10月分結果については、週間就業時間別就業者数を公表するため、16表分を公表

とおりである。

地域区分	構成都道府県
北海道	北海道
東北	青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
南関東	埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県
北関東・甲信	茨城県，栃木県，群馬県，山梨県，長野県
北陸	新潟県，富山県，石川県，福井県
東海	岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
近畿	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
中国	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
四国	徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州・沖縄	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県， 鹿児島県，沖縄県

ウ 都道府県別結果（モデル推計値）

時系列回帰モデルにより推計した都道府県別の結果（主要項目のみについて、平成9年以降の四半期平均及び年平均）を公表している。ただし、比較的標本数の多い北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府及び沖縄県は比推定により推計した値である。

なお、労働力調査は都道府県別に結果を表章するように標本設計を行っておらず（北海道及び沖縄県を除く。）、十分な標本規模ではないことから、都道府県別結果は、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられるため、結果の利用に当たっては注意を要する。

モデル推計値の算出方法は第9章を参照されたい。

2 公表方法

(1) 結果の公表期日

労働力調査のような基幹統計調査の結果は、あらかじめ定められた期日及び方法により公表することが統計法第8条に規定されている。

公表期日等については、国際通貨基金（IMF）や国際労働機関（ILO）が定める国際基準により、公表日程を事前に公表すること及び集計結果を全ての関係者に対して同時に公表することなどが求められている^{注1)}。

注1) IMF 特別データ公表基準：<http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/Overview.aspx>
ILO 労働統計の公表に関するガイドライン：

労働力調査においては、毎年1月末に翌年度の公表日程を報道機関に配布するとともに、総務省統計局ホームページに掲載する。また、IMFのDSBB（IMFが運営管理するインターネット上の公表基準掲示板）にも登録している^{注2)}。

なお、基本集計の月次結果については、原則公表日の閣議に報告するとともに、報道機関に対し説明を行っている。

【総務省統計局ホームページ 公表予定】

http://www.stat.go.jp/data/kouhyou/e-stat_roudou2011.xml

公表日程は、原則として以下のとおりである。

ア 基本集計（公表時刻は原則として8時30分）

月次 調査月の翌月末
四半期平均^{注3)} . . . 各四半期最終調査月の翌月末
年平均^{注4)} 12月分結果公表時
年度平均 3月分結果公表時

イ 詳細集計（公表時刻は原則として14時）

四半期平均 各四半期最終調査月の翌々月
年平均^{注5)} 10～12月期平均結果公表時

(2) 結果の提供

ア 刊行物

(ア) 速報

公表の際、速報冊子（結果の概要及び主要な統計表を掲載したもの）を作成し、配布している。

(イ) 年報

当該年の翌年6月上旬に刊行する。

http://www.ilo.org/global/What_we_do/Statistics/standards/guidelines/lang-en/WCMS_087614/index.htm

注2) IMF DSBB : <http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/ARCCtyCtgList.aspx?ctycode=JPN>

注3) 地域別結果も公表。ただし、都道府県別結果（モデル推計値）については各四半期最終調査月の翌々月末公表

注4) 地域別結果も公表。ただし、都道府県別結果（モデル推計値）については1月分結果公表時に、前年平均の結果を公表

注5) 地域別結果も公表

※月報は平成21年まで刊行していたが、22年以降はインターネットによる提供のみとしている。

イ インターネット

結果表，データベース，主要項目の長期時系列データ及び「ア 刊行物」に示した内容をインターネットにより提供している。詳細は「第2章 インターネットからの結果の入手方法」を参照されたい。

ウ CD-R，マイクロフィルム

インターネットにより提供していない過去の結果等（報告書に非掲載の統計表を含む。）については，総務省統計図書館^{注)}にて，CD-R及びマイクロフィルムにより閲覧が可能である。

東日本大震災の影響により，岩手県，宮城県及び福島県において，平成23年3月以降，調査の実施が困難な状況となっている。このため，3月分結果以降，当面，当該3県を除く全国の結果を公表している。

【総務省統計局ホームページ 労働力調査 調査結果目次（平成23年3月分以降）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/4.htm>

注) 統計図書館の所在地は，東京都新宿区若松町19-1 総務省第二庁舎(統計局)1階

第2章 インターネットからの結果の入手方法

労働力調査の結果は、総務省統計局のホームページに掲載し、「政府統計の総合窓口」(e-Stat)にも登録しており、インターネットからの入手が可能である。本章では、労働力調査の結果を総務省統計局のホームページやe-Statから入手する方法について解説する。

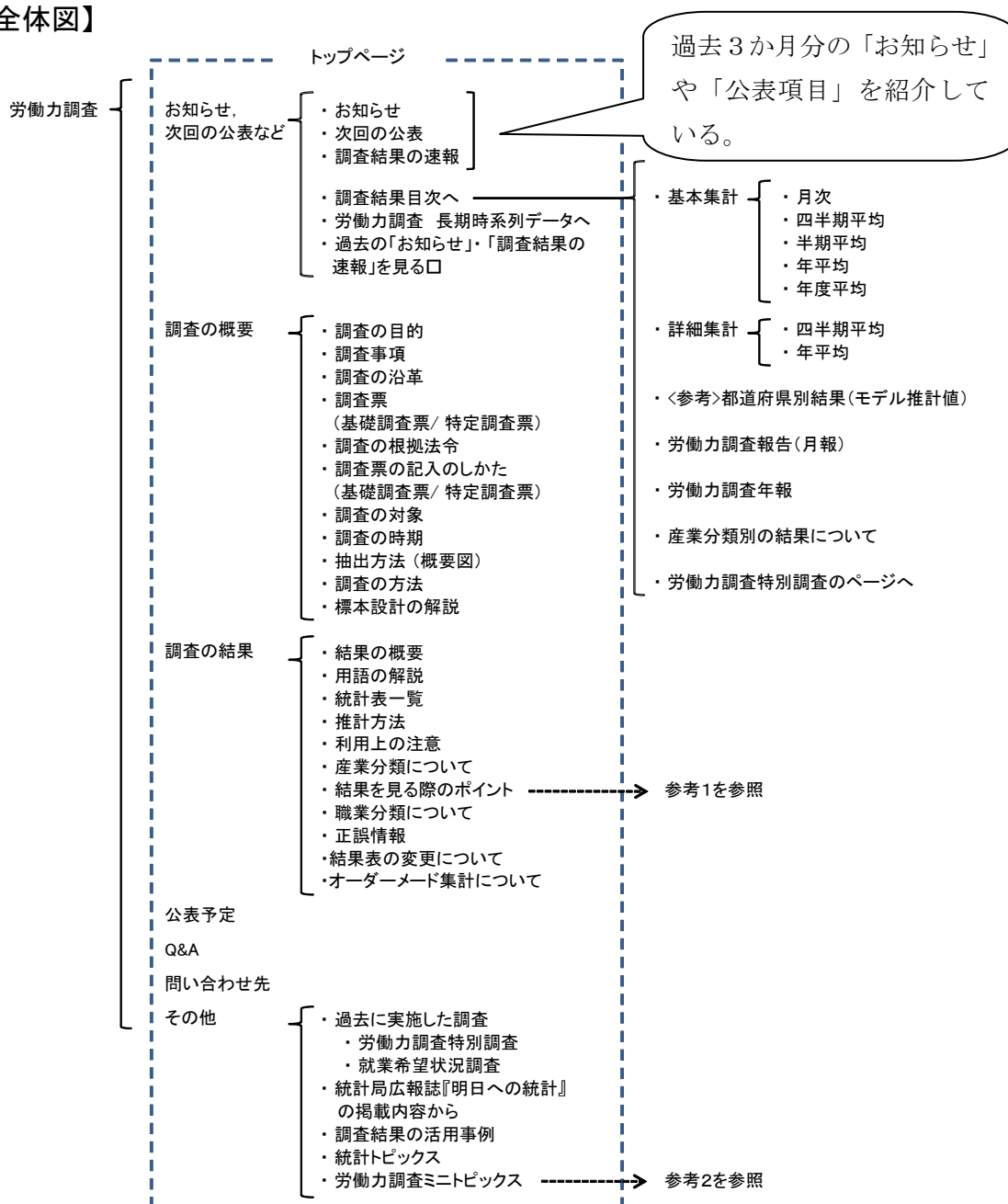
1 ホームページの構成

総務省統計局のトップページから「労働力調査」をクリックすると、労働力調査のトップページが開く。

又は、以下のURLをクリックすると、同ページが開かれる。

<URL <http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>>

【全体図】



<参考1：「結果を見る際のポイント」とは>

労働力調査の結果を見る際には、各調査項目の定義などに注意する必要があるほか、少子高齢化による人口構造の変化の影響などにも留意することが必要です。「結果を見る際のポイント」では、そうした調査結果を見る際の様々なポイントを紹介しています。

(例) 労働力調査のトップページから「結果を見る際のポイント」をクリックします。

■ 労働力調査の結果を見る際のポイント

労働力調査の結果を見る際には、少子高齢化など人口構造の変化や、調査項目の定義等に注意する必要があります。以下では、労働力調査の結果を見る際のポイントを紹介します。

- Nb.12 [少子高齢化が就業者数に与える影響—就業者数の変化を分析するために—\(PDF:325KB\)](#)
- Nb.11 [「需要不足失業」と「構造的失業」—完全失業者の状況を詳細に分析するために—その2—\(PDF:232KB\)](#)
- Nb.10 [職業でみる就業者—雇用環境の現状を幅広くみるために—その3—\(PDF:206KB\)](#)
- Nb.9 [休業者：一時的に仕事に従事しなかった者—雇用環境の現状を幅広くみるために—その2—\(PDF:156KB\)](#)
- Nb.8 [求職理由別完全失業者数—完全失業者の状況を詳細に分析するために—\(PDF:26KB\)](#)
- Nb.7 [季節調整値の改定—季節調整値は毎年1月分結果公表時に過去にさかのぼって改定—\(PDF:19KB\)](#)
- Nb.6 [「短時間就業者」と「就業希望者」—雇用環境の現状を幅広くみるために—\(PDF:322KB\)](#)
- Nb.5 [就業状態の区分と非労働力人口\(PDF:33KB\)](#)
- Nb.4 [原数値と季節調整値\(PDF:18KB\)](#)
- Nb.3 [「常雇、臨時・日雇」と「正規・非正規」\(PDF:109KB\)](#)
Nb.3について訂正しました。(平成20年6月17日(エクセル:15KB))
- Nb.2 [週間就業時間と祝日\(PDF:16KB\)](#)
- Nb.1 [少子高齢化と労働力人口\(PDF:19KB\)](#)

平成20年11月28日
総務省統計局

労働力調査の結果を見る際のポイント No.5

就業状態の区分と非労働力人口

○ 完全失業率(季節調整値)は、平成20年9月に前月に比べ0.2ポイント低下、10月に0.3ポイント低下しました。しかし、完全失業率の低下(完全失業者の減少)が必ずしも就業者の増加や雇用情勢の改善を示すとは限りません。

就業状態の動きは、就業者、完全失業者に加え、非労働力人口を含めた3区分間での異動があることによるものです。平成20年9月及び10月には、非労働力人口の増加が大きくなっています。

このような非労働力人口の増加は、過去の景気後退期にもみられており、今後この動きを注意して見ていく必要があります。

<就業状態の区分>

○ 労働力調査では、ILO基準に従い、15歳以上の人を次のとおりに区分しています。

15歳以上人口	{	(1) 就業者 (2) 完全失業者
---------	---	----------------------

<参考2：「労働力調査ミニトピックス」とは>

「労働力調査ミニトピックス」のページでは、最近の労働力調査の結果から、興味深いと思われるトピックス的な事項を取り上げて分析し、グラフや表で取りまとめて紹介しています。

(例) 労働力調査のトップページから「労働力調査ミニトピックス」をクリックします。

労働力調査ミニトピックス

- [No.6] [最近の就業者数の変化-「製造業」、「建設業」は減少、「医療、福祉」では特に女性が増加-](#) (PDF:262KB) (平成22年9月)
- [No.5] [今春の若年層の就業状況-若年層の厳しい雇用状況、就業率が大きく低下-](#) (PDF:273KB) (平成22年8月)
- [No.4] [失業期間別にみた完全失業者の状況-長期失業者は増加傾向-](#) (PDF:140KB) (平成22年5月)
- [No.3] [各歳別にみた定年前後の男性就業率の変化-61歳の男性就業率が6年間で10ポイント以上上昇-](#) (PDF:239KB) (平成22年5月)
- [No.2] [非正規雇用と雇用契約期間の状況-常雇の非正規が6年間で約300万人増-](#) (PDF:238KB) (平成22年4月)
- [No.1] [離職経験者の異動状況-非正規から正規への転職者は34万人-](#) (PDF:167KB) (平成22年3月)

<労働力調査ミニトピックス No. 5>

総務省統計局

今春の若年層の就業状況

—若年層の厳しい雇用状況、就業率が大きく低下—

若年層^(注)の雇用状況は厳しく、完全失業率は平成22年6月に過去最高となる11.1%に上昇しました。完全失業者の内訳の推移をみると、学卒未就職者が6月になっても減少せず高水準となっています。

(注)若年層とは、ここでは15～24歳のことをいいます。

若年層の完全失業率は6月に過去最高の11.1%

若年層の完全失業率(季節調整値)は、平成22年3月以降、15歳以上全体に比べて2倍近く高く、6月には11.1%と過去最高^{*1}となり、雇用状況が更に厳しくなっています。(図1)

*1：昭和45年1月以降における値。なお、これまでの最高は、平成13年9月及び15年3月の10.8%。

6月になっても高い水準の学卒未就職者

平成22年6月における若年層の完全失業者(62万人)を求職理由別にみると、学卒未就職者が15万人と全体の4分の1近くとなっています。また、月別の変化をみると、大卒就職率が過去最低^{*2}となった平成12年は3月(29万人^{*3})から6月(15

図1 完全失業率(季節調整値)の推移(平成22年)

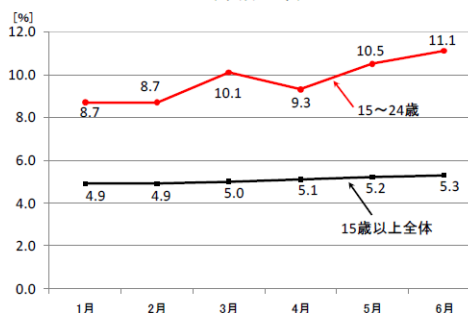


図2 15～24歳の完全失業者のうち学卒未就職の者(平成12年及び22年)

2 ホームページからの調査結果の入手手順

(1) 最新の調査結果を入手する場合

- ① 労働力調査のトップページの、以下の枠内にある「調査結果目次へ」をクリックすると、調査結果目次のページが開く。

又は、以下の URL をクリックすると、同ページが開かれる。

<URL <http://www.stat.go.jp/data/roudou/2.htm>>

<p>お知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年8月26日 労働力調査ミニトピックス(No.5)を掲載しました。 平成22年6月4日 平成21年労働力調査年報を掲載しました。
<p>次回の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本集計(平成22年8月分)・・・平成22年10月1日 8時30分 詳細集計(平成22年7～9月期平均)・・・平成22年11月16日 14時00分 都道府県別結果(平成22年7～9月期平均)・・・平成22年11月30日 8時30分
<p>調査結果の速報</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年8月27日 労働力調査(基本集計)平成22年7月分 全国結果 平成22年8月27日 〈参考〉労働力調査(基本集計)都道府県別結果(モデル推計値) 平成22年4～6月期平均(四半期ごとに公表) 平成22年8月17日 労働力調査(詳細集計)平成22年4～6月期平均 全国結果 平成22年7月30日 労働力調査(基本集計)平成22年4～6月期平均 全国・10地域別結果 <p>調査結果目次へ</p> <p>労働力調査_長期時系列データへ</p> <p style="text-align: right;">過去の「お知らせ」・「調査結果の速報」を見る</p>

- ② ここでは、基本集計の最新の月次結果を入手する手順を紹介する。以下の枠内にある、「基本集計」をクリックする。

ホーム > 統計データ > 労働力調査 > 調査結果目次

労働力調査 調査結果目次


○ 労働力調査の結果は、「基本集計」と「詳細集計」に分かれており、以下のような集計区分になっています。

基本集計	<p>【基礎調査票から集計される事項】 労働力人口、就業者数・雇用量(産業別、職業別など)、就業時間、完全失業者数(求職理由別など)、完全失業率、非労働力人口などの結果を毎月提供しています。 月次 四半期平均 年平均 年度平均</p>
詳細集計	<p>【特定調査票から集計される事項】 雇用形態別雇用量(正規・非正規雇用量など)、転職者数、仕事からの収入、仕事につけない理由、失業期間、就業希望の有無などの結果を四半期ごとに提供しています。 ※ 詳細集計は平成14年以降について時系列比較が可能です。なお、平成13年以前は労働力調査特別調査として同様の内容を調査しています。 四半期平均 年平均</p>

③ 次に、「月次（基本集計）」の下の「結果概要（速報）」をクリックする。

基本集計 - - - 就業・不就業に関する基本的な結果(就業者数, 完全失業率等)

■ 月次（基本集計）

- [結果概要\(速報\)](#)
月次の全国結果の要約, グラフ, 短期の時系列統計表
平成22年7月分結果(平成22年8月27日公表)
- [過去の結果概要](#)
- [長期時系列データ\(季節調整値・原数値\)](#) (昭和28年～)
- [結果表・データベース](#) (原数値) 
月次の全国結果原表(平成12年～)・データベース(昭和43年～)
※ 産業分類の改定に伴う時系列データの接続については、「[産業分類別の結果について](#)」をご覧ください。

■ 四半期平均（基本集計）

④ 労働力調査（基本集計）月次（速報）結果のページが開く。このページでは、結果の概要、最新の月次の全国結果の要約、短期の時系列統計表などが掲載されている。

（掲載内容）

- 結果の概要
速報時に使用した報道発表資料（速報冊子）のうちグラフや表を掲載した結果概要部分の PDF ファイル
- 結果の要約
月次結果の主な内容を記載
- 統計表
速報冊子として公表した主要な統計表や図などを掲載
- 結果表・データベース
「政府統計の総合窓口」（e-Stat）から詳細な結果表や時系列データを提供（e-Stat の操作方法については、本章の3を参照されたい。）

なお、月次、四半期平均、年平均などの集計の対象となる期間の区分ごとに、以下の内容へのリンク先を掲載している。

- 結果概要（速報）
最新の結果の概要及び統計表などを掲載しているページへ
- 過去の結果概要
過去の結果概要を掲載しているページへ
- 長期時系列データ
主要項目における長期時系列表を掲載しているページへ
- 結果表・データベース
結果原表を掲載している e-Stat のページへ

(2) 長期時系列データを入手する場合

労働力調査のトップページ右側の、「時系列データなど」の枠内にある「長期時系列データ」をクリックすると、長期時系列データのページが開く。

又は、以下の URL をクリックすると、同ページが開かれる。

<URL <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm>>

【長期時系列データ一覧】

集計区分	調査周期	全国/地域	表番号	集計項目	時系列
基本集計	月次	全国	表1	労働力人口	昭和28年1月～
				就業者数【年齢階級別】	昭和28年1月～
				雇用者数	昭和28年1月～
				主な産業別就業者数	
				1. 第12回改定日本標準産業分類別就業者数	平成14年1月～
				2. 第11回改定日本標準産業分類別就業者数 原数値のみ	平成14年1月～平成21年12月
				3. 第10回改定日本標準産業分類別就業者数 原数値のみ	昭和28年1月～平成14年12月
				4. 「農業、林業」、「非農林業」就業者数	昭和28年1月～
				主な産業別雇用者数	
				1. 第12回改定日本標準産業分類別雇用者数 原数値のみ	平成14年1月～
				2. 第11回改定日本標準産業分類別雇用者数 原数値のみ	平成14年1月～平成21年12月
				3. 第10回改定日本標準産業分類別雇用者数 原数値のみ	昭和28年1月～平成14年12月
				非農林業雇用者数【従業者規模別】	昭和43年1月～
	完全失業者数【年齢階級別】	昭和28年1月～			
	完全失業者数【求職理由別】	平成14年1月～			
	完全失業者数【世帯主との続き柄別】	昭和43年1月～			
	完全失業率【年齢階級別】	昭和28年1月～			
	完全失業率【世帯主との続き柄別】	昭和43年1月～			
	非労働力人口	昭和28年1月～			
延滞就業時間(非農林業)	昭和43年1月～				
	南関東及び近畿		(参考資料) 南関東及び近畿地域の月別結果	平成10年1月～	
基本集計	年平均	全国	表2	15歳以上人口、労働力人口、労働力人口比率、就業者数、就業率、完全失業者数、完全失業率、非労働力人口など	昭和28年～
			表3	【年齢階級別】 15歳以上人口、労働力人口、労働力人口比率、就業者数、就業率、完全失業者数、完全失業率、非労働力人口など	昭和43年～
			表4	従業上の地位別就業者数 (自営業主、家族従業者、雇用者など)	昭和28年～
				従業者規模別非農林業雇用者数 (1～29人、30人以上、500人以上など)	昭和42年～
			表5	第12回改定日本標準産業分類別就業者数	平成14年～
				第11回改定日本標準産業分類別就業者数	平成14年～21年
				第10回改定日本標準産業分類別就業者数	昭和28年～平成14年
				第12回改定日本標準産業分類別雇用者数	平成14年～
				第11回改定日本標準産業分類別雇用者数	平成15年～21年
			表6	第10回改定日本標準産業分類別雇用者数	昭和28年～平成14年
表6	職業別就業者数	昭和28年～			
表7	年齢階級、求職理由別完全失業者数 (非自発的離職による完全失業者、 自発的離職による完全失業者など)	昭和59年～			
四半期	地域別	表8	就業者数、完全失業者数、完全失業率	昭和58年～	
四半期・年平均			就業者数、完全失業者数、完全失業率、 非労働力人口など 原数値のみ	昭和58年～	
詳細集計	四半期・年平均	全国	表9	雇用形態別雇用者数 (正規の職員・従業員、 非正規の職員・従業員(パート・アルバイト、派遣社員など))	昭和59年～
			表10	年齢階級、雇用形態別雇用者数 (正規の職員・従業員、 非正規の職員・従業員(パート・アルバイト、派遣社員など))	昭和63年～

3 e-Stat からの調査結果の入手手順

(1) e-Stat とは

「政府統計の総合窓口」(e-Stat)は、日本の政府統計に関する情報のワンストップサービスを実現することを目指した政府統計ポータルサイトである。各府省等の統計関係情報が本サイトに集約されており、社会の情報基盤たる統計調査の結果を誰でも利用しやすいかたちで提供している。具体的には、各府省等が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類等の各種統計関係の情報を提供している。

(2) 調査結果の入手手順

- ① 総務省統計局のトップページ右側にある「e-Stat」のボタン(下図)をクリックする。



<URL <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>>

ここでは、一例として 2010年7月の男女別の15～24歳の就業者数を入手する手順を紹介する。「統計データを探す」の中から、「主要な統計から探す」をクリックする。

② 「労働力調査」をクリックする。

The screenshot shows the 'e-Stat 政府統計の総合窓口' homepage. Under the 'Main Statistics Search' section, there is a list of categories. The '労働・賃金' (Labor and Wages) category is highlighted with a red box, and the '労働力調査' (Labor Force Survey) link is also highlighted with a red box.

③ 最新結果一覧から「基本集計－結果原表－全国一月次」をクリックする。

The screenshot shows the 'e-Stat 政府統計の総合窓口' homepage with the 'Latest Results Overview' section selected. The '労働力調査' (Labor Force Survey) section is expanded, showing a list of data tables. Two callouts provide navigation instructions:

- Callout 1: 「調査年月から検索 ここをクリックすると④へ」 (Search by survey year/month. Click here to go to ④).
- Callout 2: 「最新の結果ページへ進む ここをクリックすると⑤へ」 (Go to the latest results page. Click here to go to ⑤).

The table below shows the structure of the data tables available for the Labor Force Survey:

調査の概要(調査の目的, 方法等)	2011年1月28日 公表
基本集計	
結果原表	
全国	
月次	2011年1月28日 公表
四半期	2011年1月28日 公表
年次	2011年1月28日 公表
2010年12月	2011年1月28日 公表
2010年10～12月期	2011年1月28日 公表
2010年7～9月期	2011年1月28日 公表
長期時系列グラフ	2011年1月28日 公表
速報	
月次	2011年1月28日 公表
四半期	2011年1月28日 公表
年次	2011年1月28日 公表
2009年度	2010年4月30日 公表
月報	
統計表	
全国	
月次	2011年2月4日 公表
地域別	
四半期	2011年2月4日 公表
結果の概要	
月次	2011年2月4日 公表
時系列表	
日次	2011年2月4日 公表

- ④ 他の年月の結果表一覧から、「2010年7月」をクリックする。

The screenshot shows the 'e-Stat 政府統計の総合窓口' website. The breadcrumb trail is: 労働力調査 > 基本集計 > 結果原表 > 全国 > 月次. Below this is a grid of links for each month from 2000 to 2010. The link for '2010年 7月' is highlighted with a red box. At the bottom right, there is a link: ▲ページの先頭へ

- ⑤ 当該月について、公表されたほぼ全ての統計表の一覧が表示される。なお、統計データの使用方法としては、Excel 結果表とデータベース (DB) の二つの方法がある。

The screenshot shows the 'e-Stat 政府統計の総合窓口' website. The breadcrumb trail is: 労働力調査 > 基本集計 > 結果原表 > 全国 > 月次 > 2010年7月. Below this is a table listing statistical tables. The table has columns for '表番号' (Table No.), '統計表' (Statistical Table), 'Excel', and 'DB'. The 'Excel' and 'DB' buttons for table 2 are highlighted with a red box. The date '2010年8月27日公表' is shown in the top right.

表番号	統計表	Excel	DB
15歳以上人口等			
1	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(雇用者については従業者規模)別15歳以上人口	Excel	DB
2	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、年齢階級別15歳以上人口	Excel	DB
3	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、世帯主との続柄別15歳以上人口	Excel	DB
4	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、配偶関係、年齢階級別15歳以上人口	Excel	DB
5	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、年齢階級別0歳以上人口	Excel	DB
6	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、世帯の種類別15歳以上人口	Excel	DB
7	今月及び前月の就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)別15歳以上人口	Excel	
8	今月及び前月の就業状態、産業別15歳以上人口	Excel	
就業者等			
9	産業、従業上の地位(雇用者については従業者規模)別就業者数	Excel	DB
	農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、通関就業時間		

【Excel 結果表】

Excel 結果表については、Excel 形式の結果表が登録されており、ユーザーは分類項目をクロス集計した結果数値を入手することが可能である。

ア) 就業者（就業状態）と 15～24 歳（年齢階級）の集計結果として、ここでは、第2表「就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模），年齢階級別 15 歳以上人口」の「Excel」ボタンをクリックする。

The screenshot shows the e-Stat website interface. At the top, there is a navigation bar with 'e-Stat 政府統計の総合窓口' and links for 'TOPへ', 'サイトマップ', 'お問い合わせ', and 'ヘルプ'. Below this is a search bar and a list of file formats: 'Excel', 'CSV', 'PDF', 'DB'. The main content area shows a breadcrumb trail: '労働力調査 > 基本集計 > 結果原表 > 全国 > 月次 > 2010年7月'. A table of statistics is displayed, with the 2nd table selected. The 'Excel' button for this table is highlighted with a red box. The table has 9 rows and 2 columns: '表番号' and '統計表'.

表番号	統計表	Excel	DB
1	就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位（雇用者については従業者規模）別15歳以上人口	Excel	DB
2	就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模），年齢階級別15歳以上人口	Excel	DB
3	就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模），世帯主との続柄別15歳以上人口	Excel	DB
4	就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模），配偶関係，年齢階級別15歳以上人口	Excel	DB
5	就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模），年齢階級別70歳以上人口	Excel	DB
6	就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模），世帯の種類別15歳以上人口	Excel	DB
7	今月及び前月の就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模）別15歳以上人口	Excel	
8	今月及び前月の就業状態，産業別15歳以上人口	Excel	
就業者等			
9	産業，従業上の地位（雇用者については従業者規模）別就業者数	Excel	DB
	農林業，非農林業，従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模），部門就業時間		

イ) 第2表の結果表が表示される。点線枠内の数値が 15～24 歳の就業者数となる。性別は欄外となっているため、男女別の結果については男女計の表の下に表示されるのでスクロールして見ることとなる。

	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U		
3																	
4										第2表	就業状態，農林業・非農林業，従業上の地位（非農林業雇用者については従業者規模），年齢階級別 15 歳以上人口						
5								平成22年 7月		男女計					(万人)		
6											15～24 歳						
7											15～19 歳						
8								就業状態，農林業・非農林業		総 数	総 数	総 数	15～	18・	20～		
9							従 業 上 の 地 位								17歳	19歳	24歳
10																	
11																	
12										1	2	3	4	5	6		
13								15歳以上人口	(1)	11050	1281	605	388	287	676		
14								労働力人口	(2)	6802	558	95	19	77	469		
15								就業者	(3)	6271	508	86	17	69	422		
16								従業者	(4)	6131	499	84	16	68	416		
17								主に仕事	(5)	5258	385	41	3	37	344		
18								通学のかたわら仕事	(6)	111	101	41	12	28	60		

【データベース】

「DB」の表示のある表については、時系列データが登録されており、ユーザーが分類項目を選択し、指定したレイアウトで結果数値をダウンロードすることが可能である。

ア) 就業者（就業状態）と15～24歳（年齢階級）の結果として、これらの項目がクロス集計されている表番号2の「DB」ボタンをクリックする。

The screenshot shows the e-Stat website interface. At the top, there is a navigation bar with 'e-Stat 政府統計の総合窓口' and links for 'TOPへ', 'サイトマップ', 'お問い合わせ', and 'ヘルプ'. Below this is a breadcrumb trail: '主要な統計から探す > 最新結果一覧 > 他の年月の統計表一覧 > 統計表一覧'. A sub-header '統計表一覧' is followed by a note: '各行にある Excel CSV PDF DB のボタンを押すと該当データが表示されます。'. The main content area shows the path '労働力調査 > 基本集計 > 結果原表 > 全国 > 月次 > 2010年7月' and a 'DB' button. A date '2010年8月27日公表' is also present. The table below lists various statistics with 'Excel' and 'DB' buttons for each row. Row 2 is highlighted with a red box around its 'DB' button.

表番号	統計表	Excel	DB
15歳以上人口等			
1	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(雇用者については従業者規模)別15歳以上人口	Excel	DB
2	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、年齢階級別15歳以上人口	Excel	DB
3	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、世帯主との続柄別15歳以上人口	Excel	DB
4	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、配偶関係、年齢階級別15歳以上人口	Excel	DB
5	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、年齢階級別70歳以上人口	Excel	DB
6	就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、世帯の種類別15歳以上人口	Excel	DB
7	今月及び前月の就業状態、農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)別15歳以上人口	Excel	
8	今月及び前月の就業状態、産業別15歳以上人口	Excel	
就業者等			
9	産業、従業上の地位(雇用者については従業者規模)別就業者数	Excel	DB
	農林業・非農林業、従業上の地位(非農林業雇用者については従業者規模)、週間就業時間		

イ) 第2表に関連する調査結果の一覧が表示されるので利用したい表を選択する。

複雑な結果表については、幾つかの単純な系列に分けてDBが登録されている。そのため「ア」でDBボタンをクリックすると、次に示すように複数の系列一覧が表示される場合がある。ここで示す第2表については、六つの表に分かれている。

第2章 インターネットからの結果の入手方法

表選択

表選択

労働力調査

作成機関

労働力調査 > 労働力調査 > 基本集計 > 結果原表 > 全国

6件中1-6件表示
最初 | 前 | 次 | 最後

月次

2-1 就業状態, 年齢階級別15歳以上人口(1968年1月〜)

2-2 農林業・非農林業, 従業上の地位, 年齢階級別就業者数(1968年1月〜)

2-3 従業者規模, 年齢階級別非農林業雇用者数(2000年1月〜)

2-4 年齢階級別労働力人口比率, 就業率及び完全失業率(1968年1月〜)

4-2 農林業・非農林業, 従業上の地位, 配偶関係, 年齢階級別就業者数(1985年1月〜(2005年12月以前は女性のみ))

11-1 年齢階級, 産業別就業者数(2007年1月〜)-第12回改定産業分類による

最初 | 前 | 次 | 最後
▲ページの先頭へ

統計表検索結果に戻る

注) 開始時期が掲載されているが、分類事項によっては全ての調査周期の結果が掲載されていないこともある。

ウ) レイアウト設定画面にて、分類項目の絞込みや表示位置を設定（手順は次ページ参照）し、「表表示へ」ボタンをクリックする。

注意事項がある場合には、「解説」ボタンをクリックすると表示される。

1. 「絞込み」ボタンを押して表示項目を設定してください。
2. 「表示位置」の設定により「列:表題」、「行:表側」、「欄外」を設定してください。
3. 「レイアウトイメージの確認」ボタンを押して「レイアウトイメージ」を確認してください。(設定に問題がある場合、エラーメッセージが表示されます)
4. 「表示オプション」により「表題」、「罫線」、「単位」の表示の有無、「行数」、「列数」を設定してください。
5. 「表表示へ」ボタンを押すと統計表が表示されます。

項番	事項名	項目数	解説表示	項目の絞込み	表示位置
1.7	表章項目	1		絞込み	欄外
2.7	産業	3	解説	絞込み	欄外
3.7	性別	3		絞込み	欄外
4.7	就業状態	13		絞込み	欄外
5.7	年齢階級	12		絞込み	欄外

レイアウトイメージの確認

表表示へ

表示オプション	有	無
表題の表示	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
罫線の表示	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
単位の表示	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>
1画面に表示する行数	<input type="text" value="60"/>	
1画面に表示する列数	<input type="text" value="11"/>	

レイアウトイメージ

表章項目 産業 性別 就業状態 地域

<列3>
<列2>
年齢階級

<行3>
<行2>
時間軸(月次)

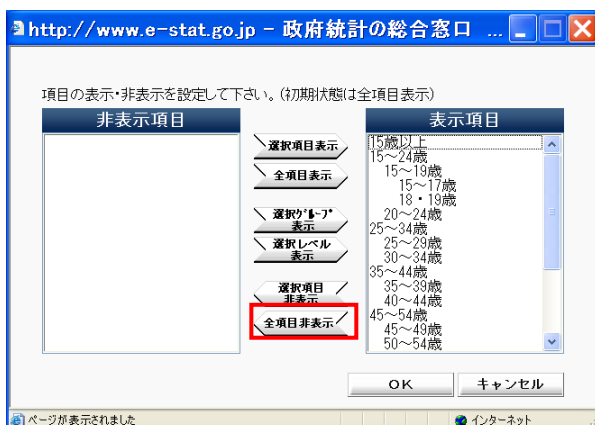
画面表示セル数: 11,868
(最大 15,000 セルまで表示可能)
ダウンロード対象セル数: 1,388,556
(最大 60,000 セルまでダウンロード可能)

<年齢階級を15～24歳に絞り込む方法>

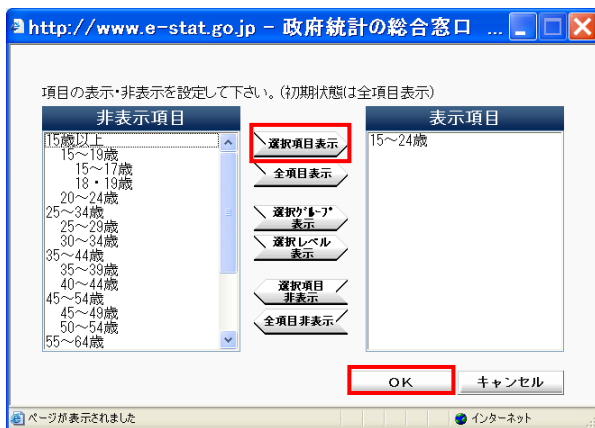
- ① 年齢階級の「絞り込み」ボタンをクリックする。

項番	事項名	項目数	解説表示	項目の絞り込み	表示位置
47	就業状態	13		絞り込み	欄外
57	年齢階級	23		絞り込み	列1
67	地域	1		絞り込み	欄外
77	時間軸(月次)	511		絞り込み	行1

- ② 15～24歳以外は必要ないため、「全項目非表示」ボタンで全項目を左側の「非表示項目」へ移動する。



- ③ 「15～24歳」を選択し、「選択項目表示」ボタンをクリックし、右側の「表示項目」へ移動させ、「OK」ボタンをクリックする。



- ④ 15～24歳の1項目に変更したことを確認する。

項番	事項名	項目数	解説表示	項目の絞り込み	表示位置
37	性別	3		絞り込み	欄外
47	就業状態	13		絞り込み	欄外
57	年齢階級	1		絞り込み	列1
67	地域	1		絞り込み	欄外
77	時間軸(月次)	511		絞り込み	行1

<表示位置を変更する方法>
 年齢階級を「列1」から「欄外」に変更する。

項番	事項名	項目数	解説表示	項目の絞込み	表示位置
3/7	性別	3		絞込み	欄外
4/7	就業状態	13		絞込み	欄外
5/7	年齢階級	1		絞込み	欄外
6/7	地域	1		絞込み	欄外

レイアウトイメージの確認 → 表表示

注) DB で表を作成する場合には、行及び列のそれぞれについて、少なくとも一つの事項（最大で三つまで）を指定する必要がある。

エ) 「ウ」のレイアウトイメージの表が表示される。イメージに問題がなければ、「ダウンロード」ボタンをクリックする。
表示されている欄外の項目の結果のみがダウンロードされる。レイアウトを変更する際は、「レイアウト設定」ボタンをクリックする。

e-Stat 政府統計の総合窓口

表選択 > レイアウト設定 > 統計表表示

表選択 レイアウト設定 表表示 グラフ表示 印刷 ダウンロード グラフ変更 他の統計データ 演算

統計名 労働力調査 基本集計 結果原表 全国 表題 就業状態, 年齢階級別15歳以上人口(1968年1月~)

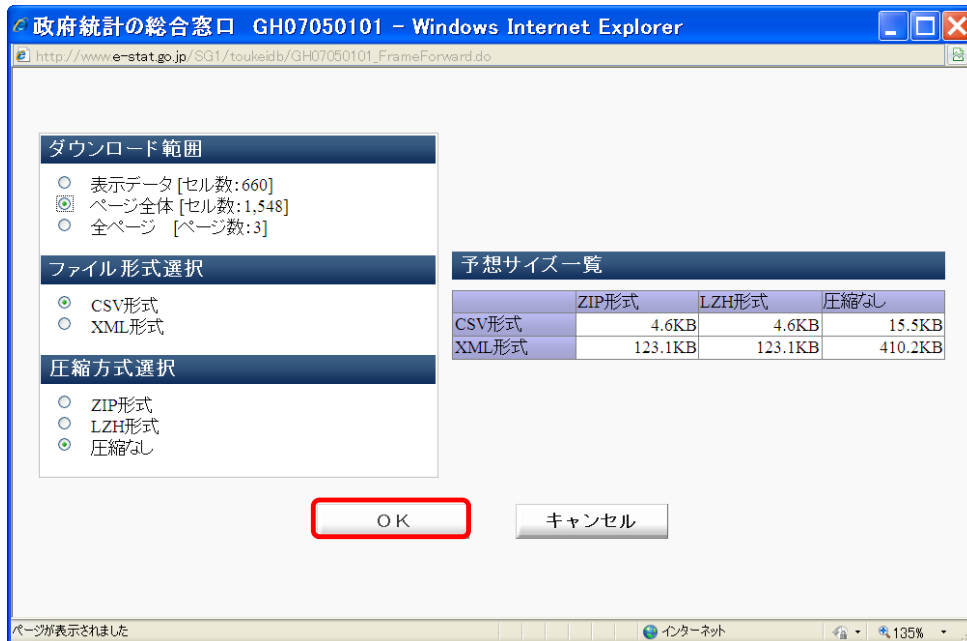
ページ切替 表章項目 実数(人口)【万人】 産業 全産業 就業状態 就業者 年齢階級 15~24歳 地域 全国

表示位置「欄外」に設定した項目は、この画面でダウンロードする内容を選択することが可能である。
 欄外を変更した場合は、「ページ切替」ボタンで更新をかける。

	総数	男	女
2010年12月	505	246	259
2010年11月	504	245	259
2010年10月	501	254	247
2010年9月	506	254	252
2010年8月	511	259	252
2010年7月	508	252	256
2010年6月	515	254	262
2010年5月	515	256	259
2010年4月	514	257	257
2010年3月	482	240	242
2010年2月	476	233	243
2010年1月	485	238	247
2009年12月	502	242	260
2009年11月	515	250	265
2009年10月	507	256	251
2009年9月	515	255	260
2009年8月	525	264	261

注) データが「***」になっている場合は、時系列としてデータがないことを示している。

オ) ファイル形式等の選択を行い、「OK」ボタンをクリックする。



カ) ファイルのダウンロードメッセージが表示されるので「開く」ボタンをクリックする。



表番号の値が日付形式に置き換えられている。ここでは、「2-1表」を意味する。

キ) ダウンロード内容を確認する。

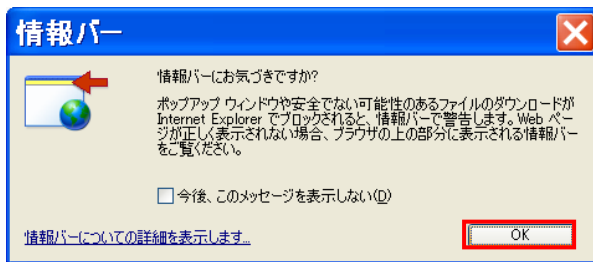
	A	B	C	D	E	F	G	H
1	統計名:	労働力調査 基本集計結果表 全国						
2	表番号:	2月1日						
3	表題:	就業状態, 年齢階級別15歳以上人口(196						
4	実施年月:	1985年	1月					
5	市区町村時点(年月日):	-						
6	表章項目:	1 実数(人口)【万人】						
7	産業:	0 全産業						
8	就業状態:	2 就業者						
9	年齢階級:	1 15~24歳						
10	地域:	0 全国						
11								
12				0	1	2		
13				総数	男	女		
14	2010001212		2010年12月	505	246	259		
15	2010001111		2010年11月	504	245	259		
16	2010001010		2010年10月	501	254	247		
17	2010000909		2010年9月	506	254	252		
18	2010000808		2010年8月	511	259	252		
19	2010000707		2010年7月	508	252	256		
20	2010000606		2010年6月	515	254	262		
21	2010000505		2010年5月	515	256	259		
22	2010000404		2010年4月	514	257	257		
23	2010000303		2010年3月	482	240	242		
24	2010000202		2010年2月	476	233	243		
25	2010000101		2010年1月	485	238	247		

最新月が一番上になっているため、グラフを作成する場合は昇順にソートして利用するのが便利である。ソートは、データを範囲選択し、A列をキーとして行うのが良い。

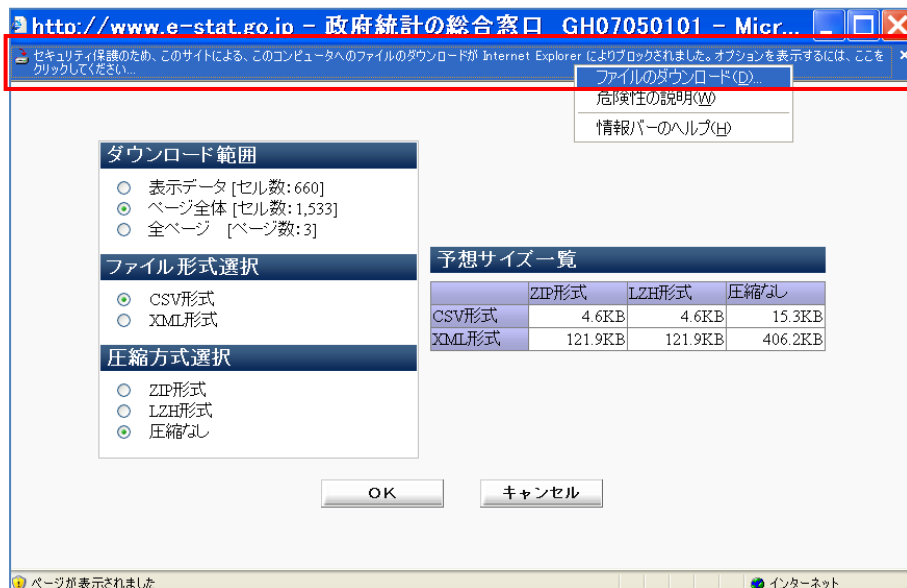
【参考】

「オ」で「OK」ボタンをクリックした際、利用している環境によっては、下記のようなセキュリティメッセージが表示される場合があります。この場合、ファイルのダウンロードを許可することが必要となります。

- ① 「OK」ボタンをクリックします。



- ② 「セキュリティの保護のため～」の部分をクリックし、「ファイルのダウンロード」を選択します。



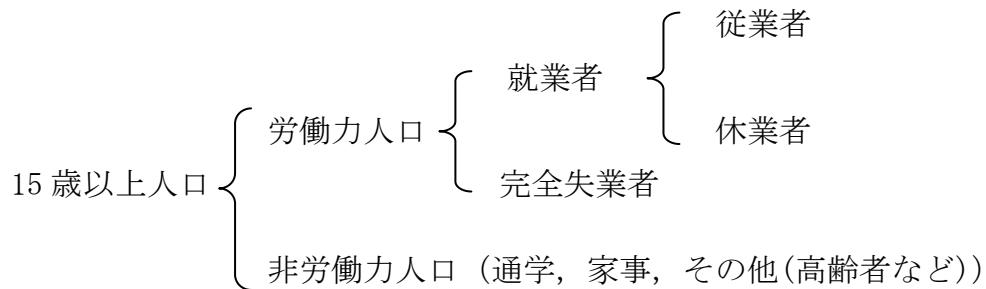
第3章 基本的諸概念と用語

労働力調査では、我が国の雇用・失業状況を様々な視点から捉えるために、就業状態を把握して比較分析を行うのに適切な基本的概念を明確に定義することが必要である。本章では、労働力調査に用いている基本的諸概念と用語について解説する。

1 就業状態の分類方法

労働力調査において「就業状態」とは、15歳以上人口について、「月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をしたかどうかの別」によって下表のように分類される。

このように調査週間を1週間というような短い期間に限定し、その期間に仕事をしたか否かによって就業状態を分類しようとする方法を「アクチュアル方式」又は「労働力方式」という。



ここで、この分類の最小区分である「従業者」、「休業者」、「完全失業者」、「非労働力人口」は、この順に分類され、まず調査週間中に少しでも仕事をしていれば「従業者」となり、従業者ではないが「休業」の要件を満たす者は「休業者」、従業者でも休業者でもなく、「失業」の要件を満たす者は「完全失業者」、また、従業者、休業者、完全失業者のいずれにも属さない者は「非労働力人口」となる。つまり経済活動に強く結び付いている者から順に取り出していくことになる。

これらの考え方は、国際労働機関（ILO）の第13回国際労働統計家会議で決議された国際基準に準拠したものとなっている（詳細については第10章を参照されたい）。

このような短い期間の状態での就業状態を分類する方式のほかに、期間を定めず、「ふだんの状態」で就業状態を分類する方法もある（例えば、就業構造基本調査における調査票の「あなたはふだん何か収入になる仕事をしていますか」というような質問である）。この方法は一般に「ユージュアル方式」又は「有

業者方式」と呼ばれており、就業状態は、ふだん仕事をしているか否かにより「有業者」と「無業者」の二つに分かれ、休業、失業といった区別はない。

第10章で述べるように、定義が厳密で失業の把握に適しているという理由から、現在では各国ともアクチュアル方式が一般的であるが、就業構造基本調査では、無業者やふだん就業状態の分析などのために、昭和31年の開始以来、ユージュアル方式を採っている。

2 就業状態の定義

(1) 従業者

「従業者」は、調査週間中において、収入を伴う仕事を少しでも（1時間以上）した者をいう。ここでいう仕事とは、労働の対価として、給料、賃金、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事のことであり、調査週間中に1時間以上仕事をしていれば、仕事の内容は問わない。すなわち、学生がたまたまアルバイトをした場合や、主婦がパートタイムの仕事や内職をした場合なども仕事をしたことになる。ただし、個人経営の商店や農家で家業を手伝っている家族は、仮に無給でも仕事をしたとする（このような者は「無給の家族従業者」という。）。

このような従業者の定義は、会社で毎日残業している者も、たまたま1週間だけアルバイトをした学生も、就業状態の区分の観点からは同等に扱うものであり、経済活動に関係した者を全て把握して、様々な就業の実態を明らかにすることができる。

なお、従業者は、調査週間中に主に仕事をしてきたか否かにより、次のように三つに分類している。この区分は、回答者の判断による部分も大きく、厳密なものではないが、パートタイム労働や学生アルバイトの動向を大掴みに知りたい場合は有効である。

従業者	{	主に仕事をしてきた 通学のかたわらに仕事をしてきた 家事などのかたわらに仕事をしてきた
-----	---	---

(2) 休業者

「休業者」は、仕事を持っていながら調査週間中に病気や休暇などのため仕事をしなかった者のうち、

- ① 雇用者（その仕事が会社などに雇われてする仕事である場合）で、仕事を休んでいても給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者
- ② 自営業主（その仕事が自分で事業を運営して行う仕事である場合）で、自

分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

をいう。雇用者については、職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中の者も、職場から給料・賃金をもらうことになっている場合は休業者となる。雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合も、こうした給付は給料・賃金の代替と考えるのがより適切と考えられるので、給料・賃金をもらっているものとみなし、休業者とする。ただし、家族従業者については、自分で仕事を持っているとみなされないため休業者とはならない。また、日雇い労務者なども、仕事を休んでいても休業者とはならない。

このように、賃金・給料の支払の有無や休業期間の長さにより条件を付けるのは、仕事との結び付きにおいて一定の基準を設けようとするものである。不規則に仕事をする者、1年の一時期のみ仕事をする者などは、月末1週間の状態を毎月調べて就業状態を時系列的に明らかにするという労働力調査の趣旨からすれば、休業者に含めることは適当ではない。さらに、休んでいる間に賃金・給料の支払を受けない雇用者は、求職活動をしている可能性もあり、失業に近い状態にあるとも考えられる。また、30日以上休んでいる自営業主は、次の新しい仕事をするための準備中である可能性もある。こうしたことから、上記のような定義を採用している。

(3) 就業者

「就業者」は、従業者と休業者を合わせたものをいう。労働力調査では、就業者が、いわゆる「働いている者」として分析の対象となる。就業者となった者については、第7章で述べるように従業上の地位、産業など細かい属性が調査される。

(4) 完全失業者

「完全失業者」は、以下の三つの要件を満たす者をいう。

- ① 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった(就業者とならなかった)
- ② 仕事があればすぐ就くことができる
- ③ 調査週間中に、求職活動をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)

「完全失業者」の定義は、他の概念と同様、ILO の国際基準に準拠しており、求職活動について、ILO では「調査対象期間中に有期雇用又は自営業に就業するため明確な手段を講じた者。明確な手段とは、公営又は私営の職業紹介所への登録、…などである。」としている。これに沿って労働力調査においても、公共職業安定所（ハローワーク）に申し込んだり、求人広告・求人情報誌や、インターネットの求人サイトなどを見て応募したり、学校・知人などにあっせん・紹介を依頼したり、事業所の求人に直接応募したり、登録型派遣への登録をすることなどを、求職活動をしていたとする。また、自営の仕事を始めようとしている者は、賃金・資材の調達など事業を始める準備をしていれば、求職活動をしていたとする。いずれの場合も、何か具体的な活動をしていることが要求される。

なお、完全失業者について、「失業」という言葉を使っているが、定義から分かるように何らかの求職活動を行っていることが必要である。したがって、新規学卒者や新たに収入を得る必要が生じた者のような新しく仕事を始めようとする者（労働市場への新規参入者）、結婚・育児などで一時離職したが再び仕事を始めようとする者（労働市場への再参入者）なども、すぐに就業可能で求職活動をしていれば完全失業者となるし、よりよい仕事を求めて転職を繰り返す者は、転職の都度一時的に完全失業者となる可能性がある。一方、いくら会社が倒産して仕事を失ったとしても、求職活動をしていなければ労働市場への参入者とはならないので、完全失業者とはならない。

(5) 労働力人口、非労働力人口

就業者と完全失業者を合わせたものを「労働力人口」という。労働力人口は、既に仕事を持っている者とこれから仕事を持とうと求職活動している者の合計といえるから、労働市場において供給側に立つ者の集まりということができる。すなわち、一国の経済が財やサービスの生産のために利用できる人口ということになる。

また、15歳以上人口のうち労働力人口以外の者を「非労働力人口」という。非労働力人口は、調査週間中に少しも仕事をしなかった者（ただし、仕事を休んでいた者や仕事を探していた者は除く。）が主に何をしていたかにより、「通学」、「家事」、「その他（高齢者など）」の三つに分類される。

3 就業状態に関する各種比率

(1) 労働力人口比率

「労働力人口比率」とは、15歳以上人口に占める労働力人口の割合であり、

次の式で定義される。

$$\text{労働力人口比率 (\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

(2) 就業率

「就業率」とは、15歳以上人口に占める就業者の割合であり、次の式で定義される。

$$\text{就業率 (\%)} = \frac{\text{就業者}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていながら病気などのため休んでいる者）を合わせたものなので、就業率は15歳以上人口のうち、実際に労働力として活用されている割合を示しているといえる。

今日の人口減少社会の下では、労働市場の動向について、人口減の影響も加味して見る場合の指標として就業率があり、近年では完全失業率と合わせて注目すべき数字となっている。

(3) 完全失業率

「完全失業率」とは、労働力人口に占める完全失業者の割合であり、次の式で定義される。

$$\text{完全失業率 (\%)} = \frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

完全失業者は、労働力人口のうち実際には活用されていない部分であるといえるから、その割合を示す完全失業率は、労働市場に供給されている人的資源の活用の度合いを示す指標といえる。

第4章 時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点

労働力調査では、調査事項等の変更等に伴う時系列の接続、基準人口の切替え、産業分類や季節調整値の改定等、結果を見る際に注意すべき点が幾つかある。本章では、時系列結果の接続と調査結果を見る際の注意点について解説する。

1 時系列結果の接続

(1) 調査事項の変更等による遡及改定に関する注意点

労働力調査の時系列結果は、最も長い系列で昭和28年1月まで遡及可能^{注1)}である。

なお、昭和28年以後、調査事項、概念の定義、標本設計などの変更に伴い、過去の値の遡及改定をこれまでに5回行っている^{注2)}。

ア 遡及改定1回目（昭和31年1月の変更）

昭和31年1月に比推定用基準人口の取り方を変更し、32年5月には基準人口を昭和30年国勢調査によるものに切り替えたために生じた断層を調整した。これに伴う遡及改定の結果は『労働力調査改算結果報告』（昭和32年11月刊）にまとめている。

イ 遡及改定2回目（昭和34年1月の変更）

昭和34年1月には、労働力人口に含める年齢をそれまでの14歳から現行の15歳以上へ変更したことにより遡及改定を行った。この改定の際に『15才以上人口による労働力調査結果 昭和28年1月－昭和33年12月』（昭和34年8月刊）を刊行している。

ウ 遡及改定3回目（昭和36年10月の変更）

昭和36年7～9月に標本の規模を約2倍に拡大するとともに、調査票の様式及び推計方法を改正し、10月分から新手法による結果を公表した。これを9月分以前の結果と比較できるように、また併せて15歳以上男女別人口の基準改定による断層（昭和34年5月と6月、35年12月と36年1月、36年9月と10月）等の影響を補正するため、28年1月以降の数値を遡及改

注1) 結果の遡及が調査開始の昭和21年9月までではなく、28年1月までにとどめられた理由は、27年11月から行われた標本設計の改正（層化3段抽出から層化2段抽出への変更等）によって生じた断層が修正できなかったことによるためである。また、昭和28年1月から3月までの数値には、標本設計改正（27年末～28年初）の影響があり、28年4月以降の数値との比較には注意を要する。

注2) 昭和27年11月より前までも、我が国の実情により合ったものとするため、調査事項、諸概念の定義、標本設計等をしばしば変更した。このような変更により生じた時系列上の断層を補正し、当時の時系列の数字をまとめたものとして、『労働力調査総合報告書』（昭和27年11月刊）、『第2回労働力調査総合報告書』（昭和30年3月刊）がある。前者には、昭和22年7月から27年4月までの時系列データ、後者には、27年1月から29年12月までの時系列データを掲載している。

定した。この改定の際に『労働力調査改算結果報告 昭和28年1月～36年9月』（昭和38年3月刊）を刊行している。

エ 遡及改定4回目（昭和42年9月の変更）

昭和42年9月には、実地調査の方法を調査員が世帯の人に質問して調査票に記入する「他計式」（ただし、世帯調査票はあらかじめ世帯が記入）から世帯の人が直接調査票に記入する「自計式」に切り替えた。これに伴い、調査票の質問形式を大幅に変更したことから、結果数値に時系列上の変化が生じた。このため、改正前の系列について時系列接続用の数値を作成し、42年以降との接続の便を図った。この改定の結果は、報告書としては特に刊行していないが、昭和43年報以降の年報に一部掲載している。

オ 遡及改定5回目（昭和53年1月の変更）

昭和52年12月までは昭和50年国勢調査1%抽出集計結果を基準人口として用いていたが、53年1月から昭和50年国勢調査全数集計結果を基準人口とした。この確定人口による補正により、昭和45年10月から52年12月までの値を遡及改定した。このため、改定された数値は、当時の公表値である昭和52年以前の報告書の数値とは異なる。

なお、以後は基準人口を切り替えた際においても遡及改定を行っていない。

<参考>

ホームページ上の長期時系列データやe-Statのデータベースは上記の遡及改定を反映したデータの整備を行っているが、刊行物で利用可能なものは下表のとおりである。

期 間	利用可能な刊行物	備 考
昭和28～36年	・『労働力調査改算結果報告 昭和28年1月～36年9月』昭和38年3月刊 ・昭和38年以降の年報 [※]	昭和36年7～9月の調査改正による断層までを補正（ア～ウ）
昭和37～41年	・昭和38年以降の年報 [※]	
昭和42～44年 （～45年9月）	・昭和43年以降の年報 [※]	昭和42年9月の調査改正による断層があるため、42年平均については、改正後に補正した数値を作成（エ） なお、昭和42年報は暫定的な数値
昭和45～52年 （45年10月～52年12月）	・昭和53年以降の年報 [※]	昭和53年1月に基準人口を昭和50年国勢調査全数集計結果としたことによる補正（オ）
昭和53年～	・昭和53年以降の年報 [※]	5年ごとに基準人口を新しい国勢調査結果に変更しているが、遡及改定は実施していない

※〈参考〉 年報(報告書)の表題の変遷

昭和 38～42 年：労働力調査報告（〇年年平均分）
 昭和 43～50 年：労働力調査報告（〇年年報）
 昭和 51 年～ ：労働力調査年報（〇年）

(2) 対象地域に関する注意点

- ア) 昭和 47 年 7 月以降，沖縄県も調査の範囲に含めたが，この調整は行っていない。昭和 48 年平均及び昭和 47 年 7 月から 48 年 12 月までの数値は，沖縄県を含む結果と含まない結果との両方を公表しているため，前後の増減などの計算には注意を要する。
- イ) 昭和 58 年に地域別結果を出せるよう標本拡大を行った。昭和 57 年以前は，地域別の結果は公表していない。

(3) 詳細集計と労働力調査特別調査の接続上の注意点

詳細集計は平成 14 年 1 月から開始したが，13 年以前はほぼ同じ内容を労働力調査特別調査として実施していた^{注)}（労働力調査特別調査は 14 年に労働力調査に統合し，現在に至っている。）。

このため，詳細集計では，労働力調査特別調査と調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば，労働力調査特別調査の結果まで遡って集計結果を比較することが可能である。

ただし，現時点の詳細集計と調査項目がほぼ同じ昭和 59 年 2 月の労働力調査特別調査から比較可能となる。

労働力調査(詳細集計)と労働力調査特別調査の主な相違点			
調査名	労働力調査(詳細集計)		労働力調査特別調査
調査時期	年	平成 14 年～	～平成 13 年
	月	毎月実施	毎年 2 月に実施。ただし，平成 11 年から 13 年までは，2 月のほかに 8 月も実施
調査対象	基本集計(約 4 万世帯)の約 4 分の 1 の世帯(約 1 万世帯)を対象		約 4 万世帯を対象。ただし，8 月調査は約 3 万世帯を対象
集計及び公表	四半期平均及び年平均を公表		調査月の単月結果を公表

(4) 基準人口の切替えに伴う注意点

労働力調査では，結果の推計（比推定）に当たり，推計人口を基準人口として利用している（詳細については第 9 章参照）。このため，国勢調査の確定人

注) 労働力調査特別調査の変遷については，第 11 章参照

口に基づく最新の推計人口（新基準）へ基準人口を切り替えることに伴い、結果数値には5年ごとに変動が生じる。基本集計の平成19年1月分（詳細集計は1～3月期平均）以降の結果の場合、算出の基礎となる人口を新基準の平成17年基準に切り替えたことにより、旧基準による18年公表値に比べ全国の15歳以上人口で約6万人の増加（詳細集計は、約5万人増加）分が含まれている。なお、昭和52年以前の結果については、基準人口の切替えに伴う遡及を行っていたが、53年以降の結果はこの調整を行っていない。これまでの基準人口切替えに伴う変動は次表のとおりである。

基準人口の切替え等による変動分（基本集計）（推計；概数）〔単位 万人，ポイント〕

	15歳以上人口	就業者数	完全失業者数	非労働力人口	完全失業率
昭和57年結果 （昭和55年国勢調査基準への切替え）	- 4	- 3	0	- 1	0.0
昭和62年結果 （昭和60年国勢調査基準への切替え）	+ 7	+ 4	0	+ 3	0.0
平成4年結果 （平成2年国勢調査基準への切替え）	-11	- 7	0	- 4	0.0
平成9年結果 （平成7年国勢調査基準への切替え）	+28	+17	+ 1	+10	0.0
平成14年結果 （平成12年国勢調査基準への切替え）	- 6	- 4	0	- 2	0.0
平成19年結果 （平成17年国勢調査基準への切替え）	+ 6	- 6	- 1	+13	0.0

(5) 時系列データの利用に関する注意点

本章で述べているように、調査事項、集計項目の変更のほか、概念の定義などの改定により、長期に時系列のデータとして利用できる年次は項目ごとに異なる。利用可能な年次については、「付録3 時系列データの利用可能年次」を参照されたい。また、産業分類（及び職業分類）の改定により、産業（及び職業）別結果の全部を、長期に正確な接続をすることはできないことに注意を要する（本章の2を参照）。

なお、主要項目については、第2章の2で述べたように、ホームページ上に「労働力調査 長期時系列データ」として掲載している。

2 調査結果を見る際の注意点

(1) 基本集計と詳細集計の対象範囲の違い

基本集計には、刑務所・拘置所等のある区域及び自衛隊区域の施設内の居住者を含めているが、詳細集計では除いている。また、詳細集計では対象世帯数が基本集計の約4分の1になっている。詳細集計の算出においても、基本集計の男女、年齢階級、就業状態別人口を基準とする比推定（詳しくは第9章を参照されたい。）を用いているが、このように対象範囲が異なっていることから、基本集計と詳細集計の数値は必ずしも一致しない。

(2) 産業分類の取扱い

ア 分類改定

日本標準産業分類の改定に伴い、労働力調査の集計に用いる就業者の産業分類が改定される。各改定ごとに可能な範囲で遡及データを整備しているが、改定による分類内容の変更の影響等により、長期の正確な遡及接続はできない点に注意が必要である。

日本標準産業分類の 改定回数及び時期	対応する労働力調査の 時系列データの範囲
第12回（平成19年）	平成14年～
第11回（平成14年）	平成10年～21年
第10回（平成5年）	昭和28年～平成14年

改定内容、データ等の詳細は、下記URLを参照されたい。

（産業分類別の結果）<http://www.stat.go.jp/data/roudou/sangyo.htm>

イ 日本郵政公社の民営・分割化

日本郵政公社が平成19年10月1日に、民営・分社化されたことに伴い、産業分類間の移動（「複合サービス事業」から「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」への移動）及び従業者規模間の移動（「官公」から「500人以上」のうち「1000人以上」への移動）があるので、産業、従業者規模別の時系列比較には注意を要する。

ウ 労働者派遣事業所の派遣社員に関する産業分類上の取扱い

労働者派遣事業所の派遣社員については、派遣元事業所の産業である「サービス業（他に分類されないもの）」に分類している。なお、派遣先の産業については調査していない^{注)}。

注) 平成22年国勢調査、平成14年及び19年の就業構造基本調査では、派遣先の産業で調査されている。

(3) 季節調整値の年次改定

ア) 毎月公表する季節調整値は、前年12月までのデータから推計した当該年の推計季節指数により算出している。毎年1月結果公表時には、前年12月までのデータに基づき過去10年間の各年各月の季節指数及び季節調整値の再計算した数値を公表するとともに、当該年の各月の推計季節指数を計算している（例：平成23年1月結果公表時には、13年1月から22年12月までの結果を遡及改定した。）。

なお、労働力調査年報には、改定後の数値を掲載している。

イ) 季節調整値の計算は、昭和47年6月までは沖縄県を除く結果を、7月以降は沖縄県を含む結果を用いて行っている。

(4) 都道府県別モデル推計値の年次改定

都道府県別結果については、時系列回帰モデルを用いて推計した結果を参考として公表している（詳しくは第9章を参照されたい。）。この時系列回帰モデルに用いるパラメーターは前年12月までの結果を基に計算する。毎年、1～3月期平均結果の公表時には、新たな1年分の結果を追加してパラメーターの再計算を行うため、前年までの各四半期平均及び年平均結果を遡及改定している。

第5章 結果を分析する際のポイント

我が国の雇用・失業情勢は、社会経済の変化とともに大きく変化してきている。本章では、少子高齢化、非正規雇用の増加、景気後退による需要不足失業や、その後の失業の長期化など、労働力調査の結果を分析する際に参考となるポイントについて解説する。

1 就業者と就業時間について

(1) 少子高齢化の動き

労働力調査の対象となる15歳以上人口の推移をみると、近年は増加が続いていたが、その増加幅は縮小する傾向にあり、平成21年では横ばい（前年と同数）となった。

これを年齢階級別にみると、15～64歳人口（生産年齢人口）は平成8年には減少に転じ、21年は前年に比べ78万人の減少となっているが、65歳以上人口（老年人口）は増加が続いており、21年は79万人の増加となっている。（図5-1）

また、平成21年の15～64歳と65歳以上の就業率（人口に占める就業者の割合）を比較してみると、15～64歳は70.0%となっているのに対し、65歳以上は19.6%となっており、その水準は大きく異なっている。（図5-2）

これを基に、就業者数の動きのうち少子高齢化による影響分を試算すると、以下のとおりになる。

$$\begin{aligned}
 &15\sim64\text{歳では}55\text{万人減少} && (-78\text{万人}\times 0.700 = -55\text{万人}) \\
 &65\text{歳以上では}15\text{万人増加} && (+79\text{万人}\times 0.196 = +15\text{万人})
 \end{aligned}$$

以上の結果から、平成20年から21年にかけて、少子高齢化により就業者数が40万人（=55万人-15万人）程度減少したことが分かる。このように就業者数は少子高齢化の影響を受けるので、雇用情勢を把握するためには、就業者数の増減だけではなく、就業率、特に15～64歳の就業率に注目することも必要である。

図5-1 15歳以上、15～64歳及び65歳以上人口の推移

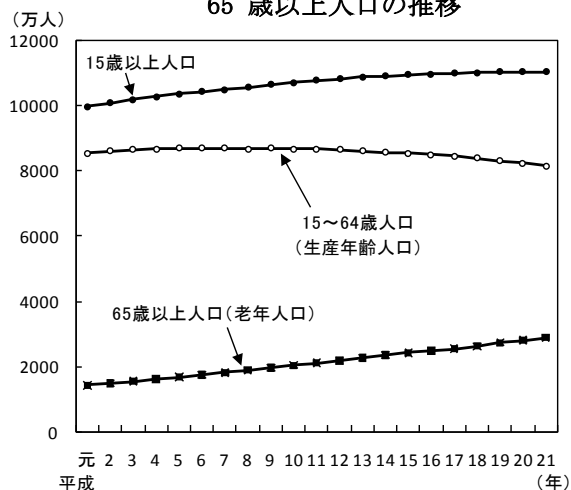
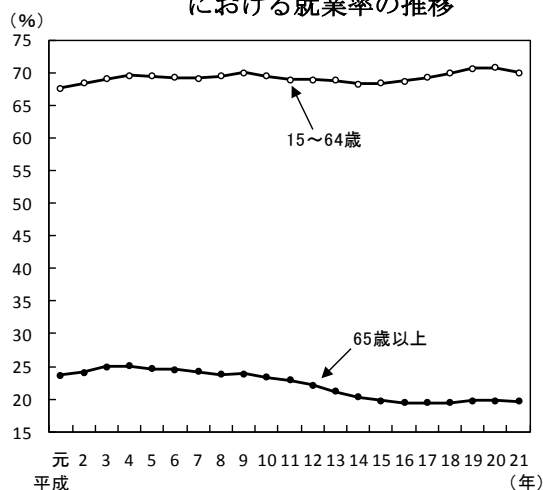


図5-2 15～64歳及び65歳以上人口における就業率の推移



【図5-1, 5-2に関連する結果表】

◆年齢階級別15歳以上人口（長期時系列表3（6））

<URL <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/zuhyou/lt03-05.xls>>

◆年齢階級別就業率（長期時系列表3（8））

<URL <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/zuhyou/lt03-07.xls>>

(2) 短時間従業者と休業者

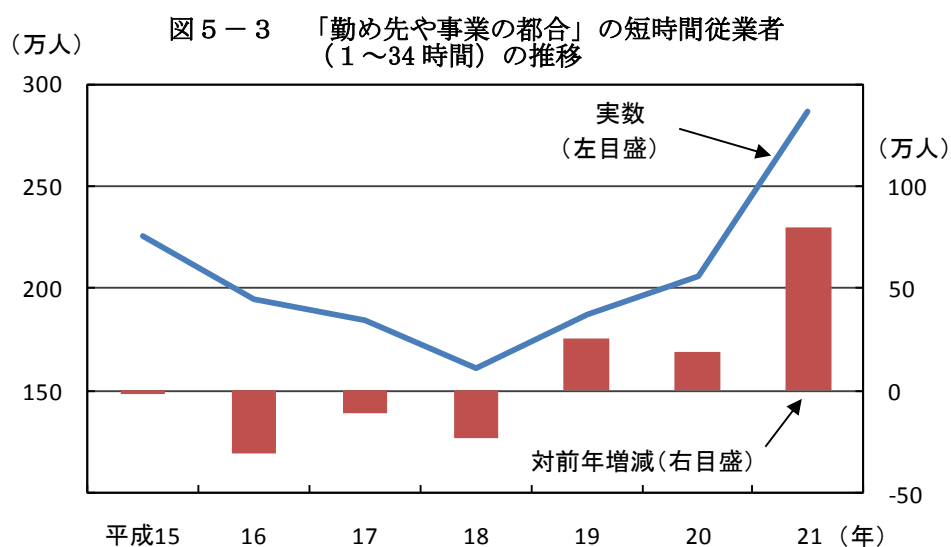
労働力調査の就業者の要件はILO基準に準拠したものであり、就業者は「収入を得る目的で、調査週間中に1時間以上の仕事をした者（従業者）」と「一時的に仕事を休んでいた者（休業者）」を合わせたものである。

したがって、希望する仕事が見付からず、やむなく短時間の仕事をしている人も就業者に区分される。

平成21年の就業者数は6282万人と、前年に比べ103万人減少している。その内訳を就業時間別にみると、就業者のうち就業時間が週1～34時間の短時間従業者数は1746万人と、前年に比べ25万人増加している^{注1)}。

また、週1～34時間の従業者を短時間就業の理由別にみると、「勤め先や事業の都合」は286万人と、前年に比べ80万人増加し、過去最多となった^{注2)}。

(図5-3)



【関連する結果表】

◆短時間就業の理由別就業者数（詳細集計（年平均）・報告書掲載第6表）

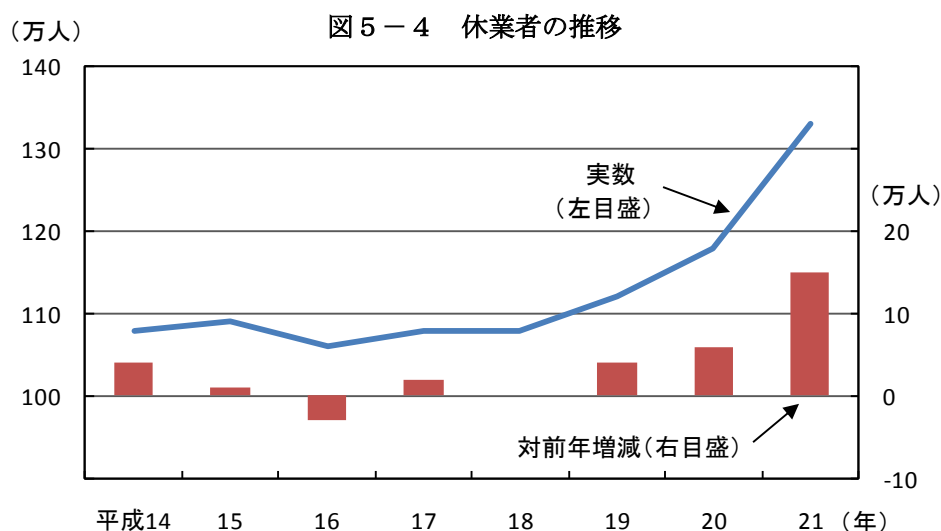
<URL <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000007369040>>

注1) 月次の結果をみる際には、週間就業時間別の就業者数の増減は、休日数や曜日構成による影響を受けるため比較には注意が必要である。

注2) 比較可能な平成14年以降

「休業者」には、「病気や休暇で調査週間中に仕事を休んでいた者」のほか、需要の急激な減少により、「雇用主との雇用契約が存続しているものの自宅待機などとなった雇用者」や「一時的に仕事を休んでいた自営業主」なども含まれている。

平成21年の従業者数は6149万人と、前年に比べ118万人減少しているが、休業者数は133万人と、15万人増加している。(図5-4)



【関連する結果表】

◆就業状態別15歳以上人口(基本集計・第2表)

<URL <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000007149197>>

このように、平成21年において雇用情勢が急激に悪化する中、短時間従業者と休業者の増加が続いた背景としては、雇用調整助成金等の制度を活用するなど、休業を含む就業時間の調整によって雇用を維持した企業が多かったためとみられる。したがって、雇用環境の現状を幅広くみるためには、就業者数全体の動きとともに、就業時間との関係や休業者数などの就業者数の内訳についても併せてみる必要がある。

(3) 非正規就業者と契約期間

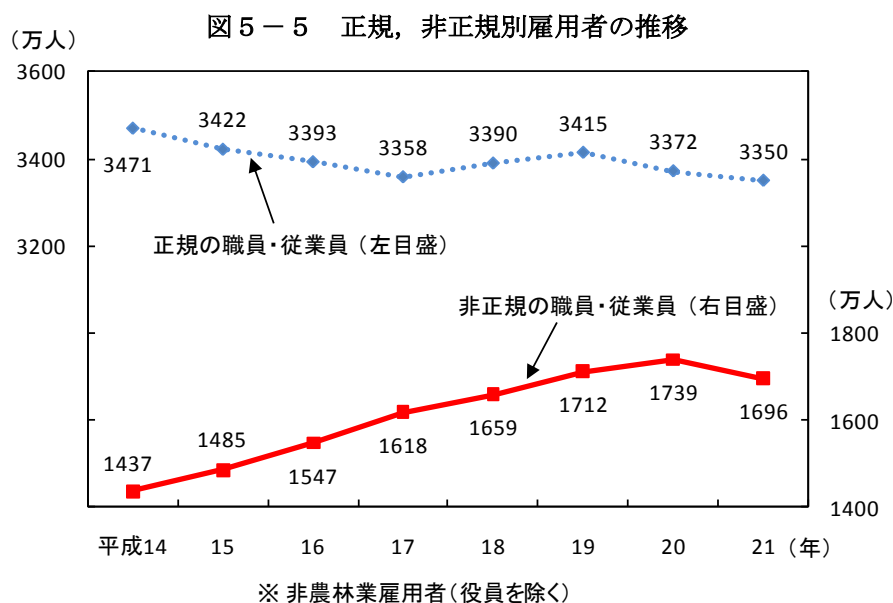
労働力調査では、雇用者について以下の雇用形態(勤め先での呼称による分類)による区分での集計を行っている。

○雇用形態 —勤め先での呼称による分類—

正規の職員・従業員 …… 一般職員や正社員などと呼ばれている人

非正規の職員・従業員 …… パート、アルバイト、労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員、嘱託などと呼ばれている人

非農林業雇用者（役員を除く）を正規，非正規別にみると，平成14年から20年までの6年間で「正規の職員・従業員」は3471万人から3372万人と，99万人減少しているのに対し，「非正規の職員・従業員」は1437万人から1739万人と，302万人増加している。（図5-5）



【関連する結果表】

◆雇用形態別雇用者数（長期時系列表9）

<URL <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/zuhyou/lt51.xls>>

また，労働力調査では，以下の従業上の地位（雇用契約期間による分類）による区分での集計も行っている。

○ 従業上の地位 —雇用契約期間による分類—

常雇 …… 雇用契約期間が1年を超える者又は雇用契約期間を定め
ないで雇われている者

臨時雇 …… 雇用契約期間が1か月以上1年以下の者

日雇 …… 雇用契約期間が1か月未満の者

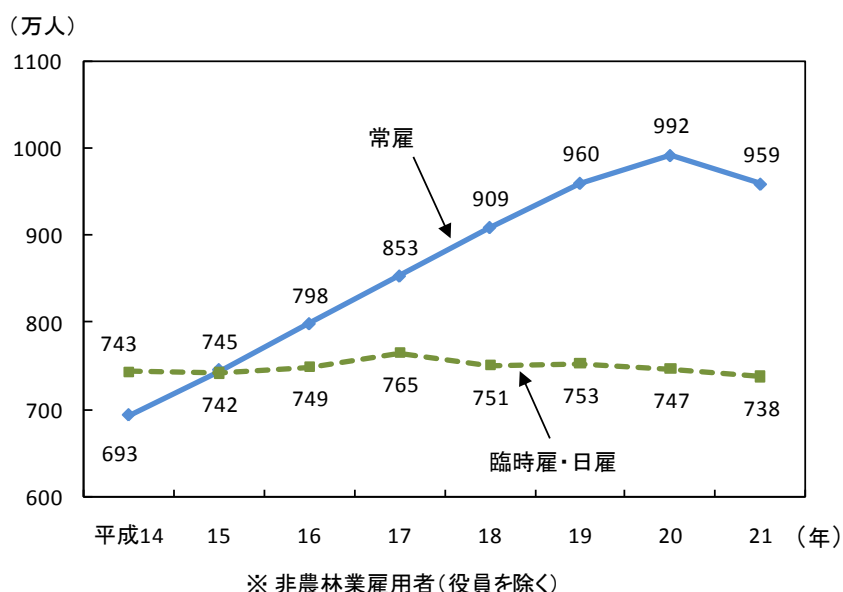
「非正規の職員・従業員」について，雇用契約期間別にみると，雇用契約期間が1年超又は期間の定めのない「常雇」^{注)}は平成14年から20年までの6年間で693万人から992万人と，299万人増加しているが，雇用契約期間が1年以下の「臨時雇・日雇」はほぼ横ばいで推移している。（図5-6）

近年，非正規雇用の増加など雇用の構造的な変化が進む中で，非正規労働者

注) 結果表上の「常雇」は「役員」を含む。ここでは，「役員」を除く（結果表上では「一般常雇」と表章）。

について、このように多様な角度から分析することも重要である。

図5-6 雇用契約期間別非正規の職員・従業員の推移



【関連する結果表】

◆雇用形態，従業上の地位別雇用者数（詳細集計・報告書非掲載第6表）

〈URL <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000007369063>〉

2 完全失業者及び完全失業率について

(1) 求職理由別完全失業者数

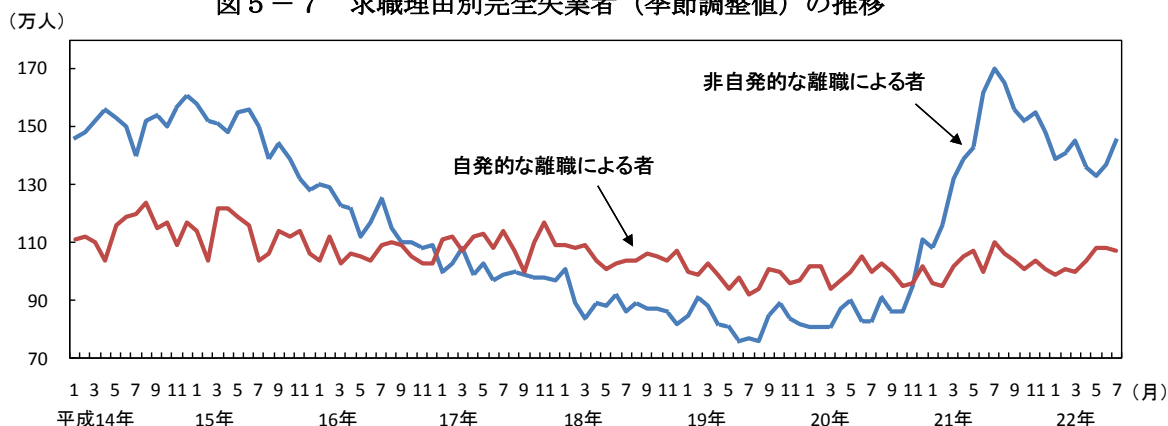
労働力調査では、完全失業者について「仕事を探し始めた理由（求職理由）」別の集計を行っている。

この求職理由別完全失業者のうち、勤め先都合や定年・雇用契約の満了といった「非自発的な離職による者」は景気後退時には増加し、景気回復時には減少する傾向がある。例えば、リーマン・ショック^{注1)}後の求職理由別完全失業者（季節調整値）^{注2)}の動きをみると、「非自発的な離職による者」は平成20年9月の96万人から21年7月には170万人と、10か月の間に74万人増加し、18年から続いた横ばいの状況から急激に増加している。この結果、「非自発的な離職による者」が、自分や家族の都合による「自発的な離職による者」を平成20年12月以降大きく上回るようになっている。（図5-7）

注1) 平成20年9月に米国大手金融機関のリーマン・ブラザーズが破産したことによる世界的景気後退

注2) 数値は平成22年12月現在の値。毎年1月分結果公表時に過去10年分の数値を遡って改定している。

図5-7 求職理由別完全失業者（季節調整値）の推移



【関連する結果表】

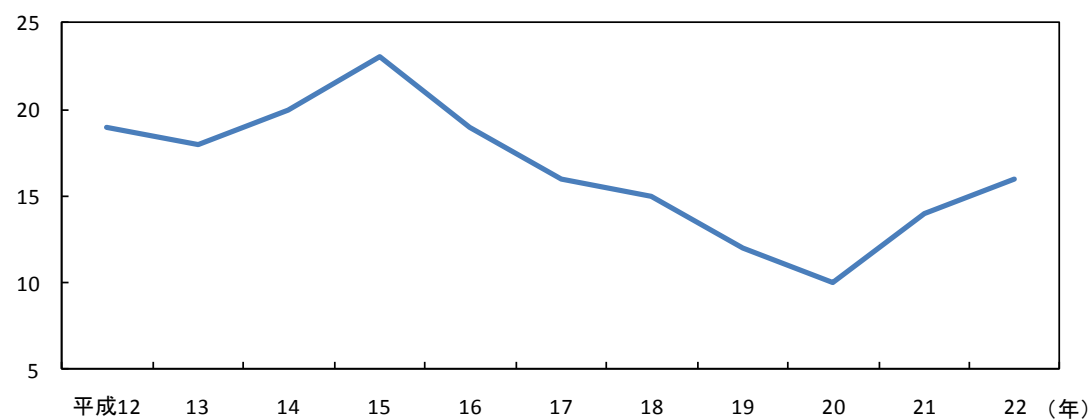
◆求職理由別完全失業者（長期時系列表1（8））

<URL <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/zuhyou/lt01-16.xls>>

また、各年の4～6月期における若年層（15～24歳）の完全失業者のうち、学校を卒業して仕事に就くために、新たに仕事を探し始めた者である「学卒未就職者」の動きをみると、平成16年以降減少が続いていたが、21年には増加に転じ、22年は16万人となっており、リーマン・ショック後の景気後退の影響による新卒採用の抑制など、若年層の雇用情勢が悪化したことが分かる。

（図5-8）

図5-8 各年4～6月期における学卒未就職者（15～24歳）の推移



【関連する結果表】（平成22年4～6月期）

◆年齢階級、求職理由別完全失業者数（基本集計・第2表）

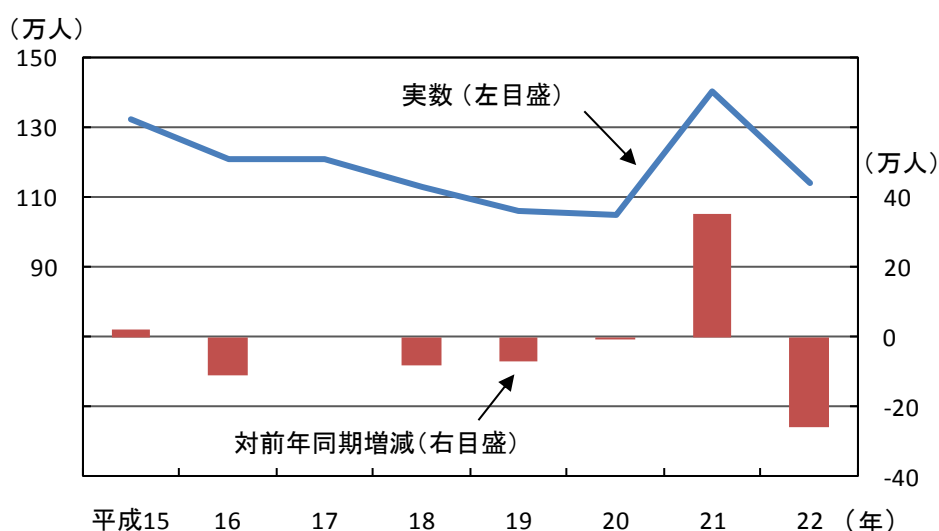
<URL <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000007778015>>

このように、雇用情勢を分析する際には、完全失業者数の全体の動きだけでなく、その求職理由についても注目する必要がある。

(2) 失業期間別完全失業者数

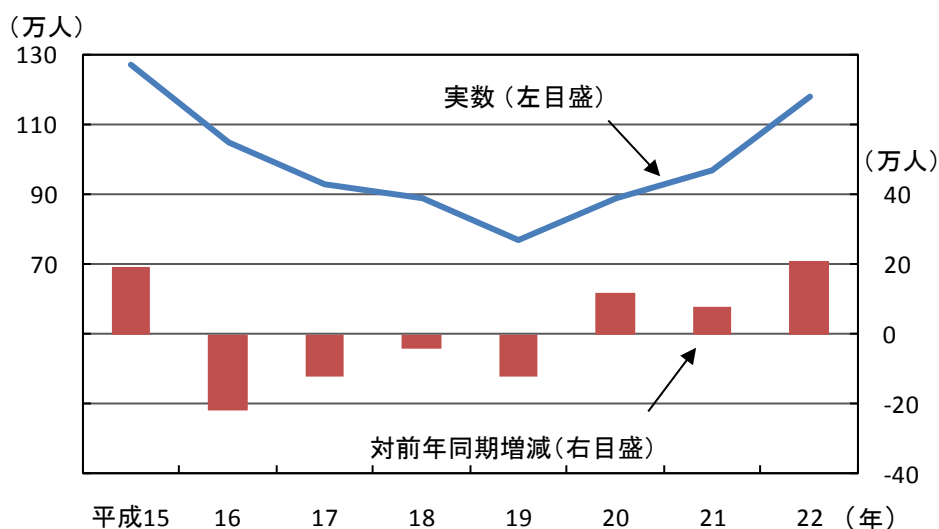
完全失業者数の推移を失業期間別にみると、失業期間が「3か月未満」は平成21年4～6月期には140万人に達したが、22年4～6月期は114万人と20年4～6月期の105万人に近い水準に戻った。（図5-9）

図5-9 失業期間が3か月未満の完全失業者の推移（各年4～6月期平均）



一方、失業期間が「1年以上」は平成20年4～6月期の89万人から、21年4～6月期には97万人、22年4～6月期には118万人と、増加が続いている。（図5-10）

図5-10 失業期間が1年以上の完全失業者の推移（各年4～6月期平均）



【図5-9，5-10に関連する結果表】（平成22年4～6月期）

◆年齢階級，失業期間別完全失業者数（詳細集計・第20表）

<URL <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000008266699>>

このように完全失業者数について、失業期間別にみることも重要である。

(3) 「需要不足失業」と「構造的失業」

失業は、発生する原因によって、主として次の三つに分けることができるとされている。

① 需要不足失業

景気後退期に労働需要（雇用の受け皿）が減少することにより生じる失業

② 構造的失業

企業が求める人材と求職者の持っている特性（職業能力や年齢）などが異なることにより生じる失業

③ 摩擦的失業

企業と求職者の互いの情報が不完全であるため、両者が相手を探すのに時間がかかることにより生じる失業

上記区分のうち①及び②については、労働力調査（詳細集計）における完全失業者の「仕事につけない理由」別結果から、おおむね相当すると考えられる項目により、これらの失業者数の推移を把握することができる^{注1)}。

平成21年7～9月期の完全失業者を「仕事につけない理由」別にみると、「需要不足の要因に関連する」項目のうち「条件にこだわらないが仕事がない」は51万人と、前年同期に比べ30万人増加、「希望する種類・内容の仕事がない」は113万人と、30万人増加しており、これらを合わせた「需要不足の要因に関連する」完全失業者数は164万人と、60万人増加している^{注2)}。

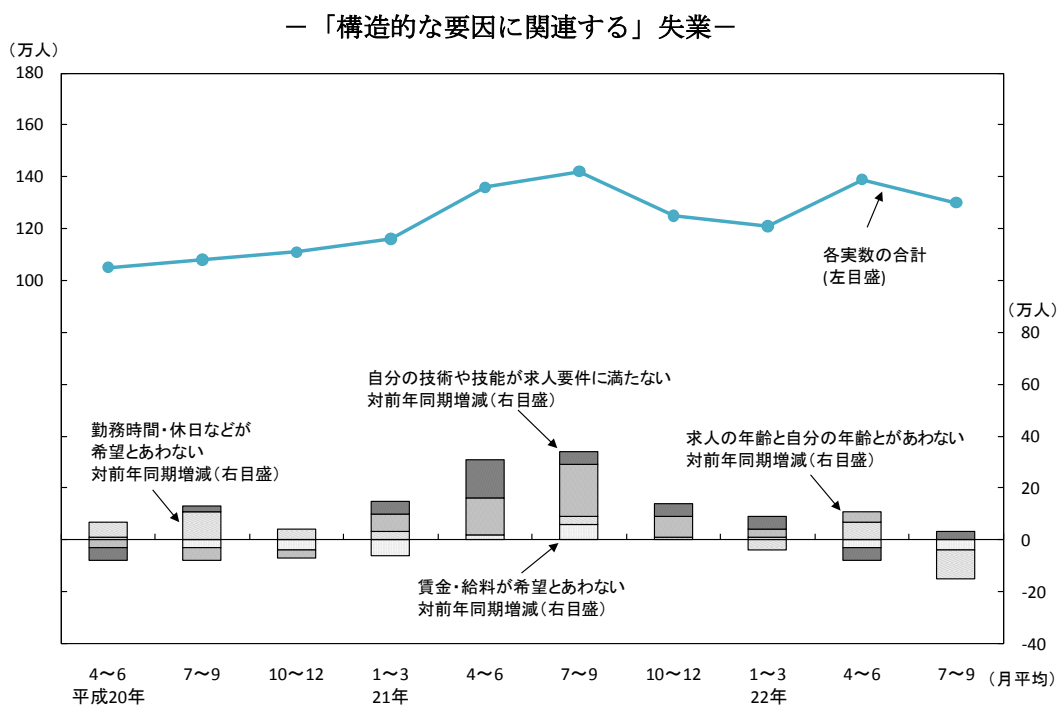
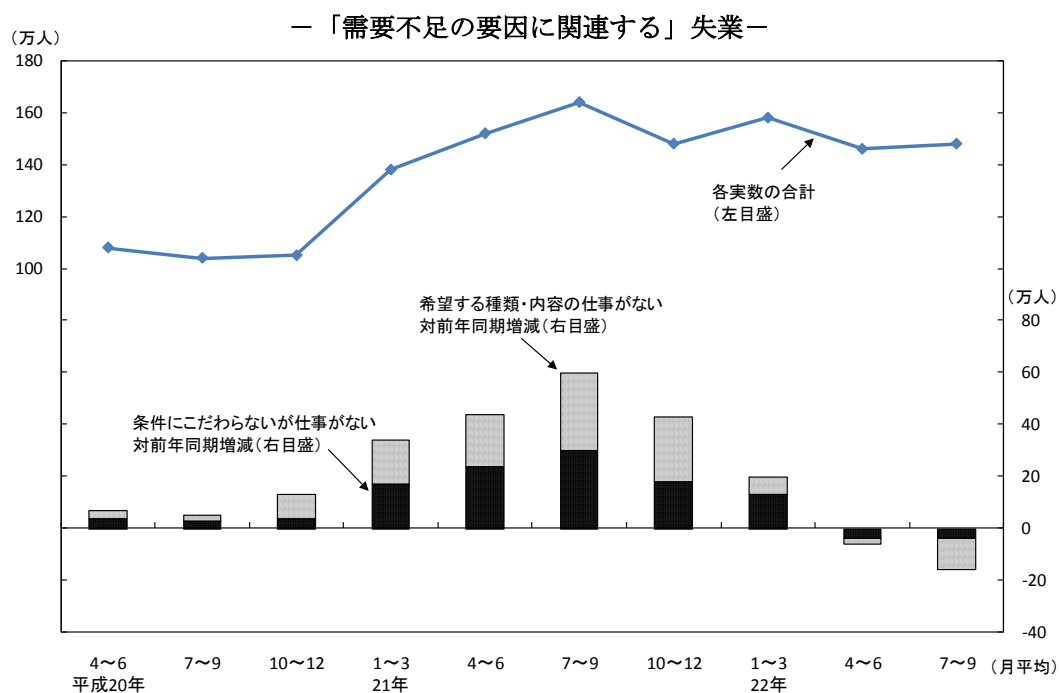
一方、「構造的な要因に関連する」項目のうち「求人年齢と自分の年齢とがあわない」は61万人と、前年同期に比べ20万人増加、「賃金・給料が希望とあわない」は23万人と、6万人増加しているなど、「構造的な要因に関連する」完全失業者数は142万人と、34万人増加している。

この結果により、リーマン・ショック以降の完全失業者数の増加要因として、景気の悪化に伴う労働需要の減少が大きかったことが分かる。（図5-11）

注1) 「仕事につけない理由」別結果については、回答者の意識の違いによる面もあるため、結果をみる際は注意する必要がある。

注2) 「希望する種類・内容の仕事がない」については、一部で「構造的な要因に関連する」見方もあるが、ここでは「需要不足の要因に関連する」失業として区分した。

図5-11 仕事につけない理由別完全失業者の推移



【関連する結果表】 (平成22年7~9月期)

◆仕事につけない理由別完全失業者数 (詳細集計・第21表)

<URL <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000008266700>>

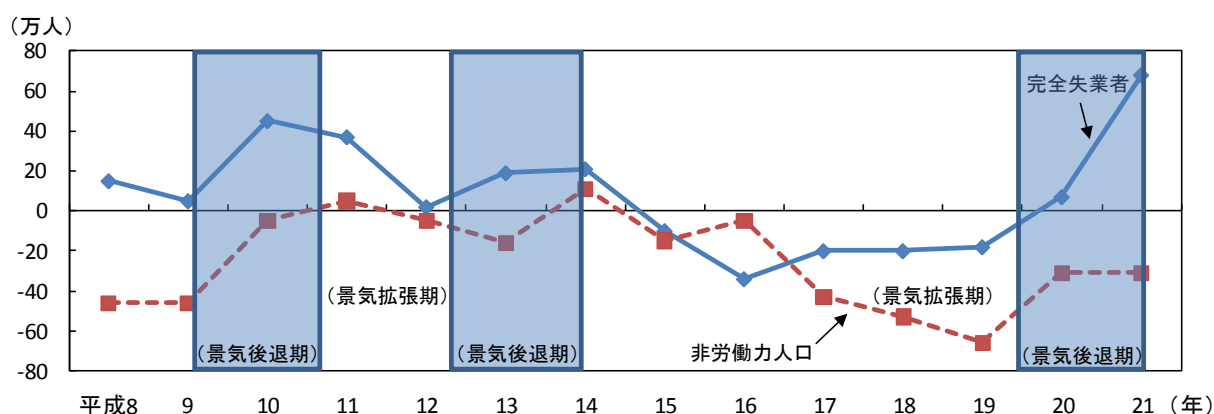
3 非労働力人口について

(1) 非労働力人口の動き

労働力調査では、ILO 基準に従い、15 歳以上人口を「就業者」、「完全失業者」、「非労働力人口」の三つに区分している。完全失業者は、「調査週間中に少しも仕事をしなかった」、「仕事があればすぐ就くことができる」、「調査週間中に、求職活動をしていた」という条件を満たす者としているので、例えば、仕事をしたいと思いつながら、仕事が見付かりそうもないから求職活動をしていないという人は、完全失業者ではなく、非労働力人口に区分される。

このため、景気後退期には完全失業者が増加すると同時に非労働力人口も増加する場合がある。例えば、15～64 歳の非労働力人口について、その前年増減の推移をみると、平成 13 年は 16 万人の減少だったが、完全失業率の年平均が過去最高の 5.4% となった 14 年には、11 万人増加した。(図 5-12)

図 5-12 完全失業者及び非労働力人口の対前年増減の推移 (15～64 歳)



【関連する結果表】

◆年齢階級非労働力人口 (長期時系列表 3 (10))

<URL <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/zuhyou/lt03-10.xls>>

(2) 就業希望者の状況

仕事をしたくても、経済情勢などから仕事が見付かりそうもないので仕事を探していなかったという人についても、労働力調査（詳細集計）で把握することができる。すなわち、就業希望者のうち、求職活動をしていないのは「適当な仕事がありそうにない」を理由とする者である（これらの者のうち、一定の条件を満たす者を以下では「求職意欲が低下した者」^{注)}という。）。

「求職意欲が低下した者」は、平成22年7～9月期では46万人と、その規模としては、完全失業者336万人に対して1割程度である。（図5-13）

図5-13 就業状態別15歳以上人口及び非労働力人口における就業希望の状況

	男女計	男	女
就業者	6277万人	3618万人	2659万人
完全失業者	336万人	207万人	129万人
非労働力人口	4415万人	1496万人	2919万人
うち 就業希望者	467万人	127万人	339万人
うち 仕事を探す活動をしなかったのは「適当な仕事がありそうにない」ためである者	160万人	46万人	114万人
うち 仕事があればすぐ就くことができる	69万人	23万人	46万人
うち 調査期間中は仕事を探す活動をしなかったが、過去1年間に仕事を探す活動をした	46万人	14万人	32万人

「求職意欲が低下した者」の動きをみると、平成19年7～9月期は36万人だったが、雇用情勢の悪化により、20年1～3月期以降増加しており、22年7～9月期には46万人となった。（図5-14）

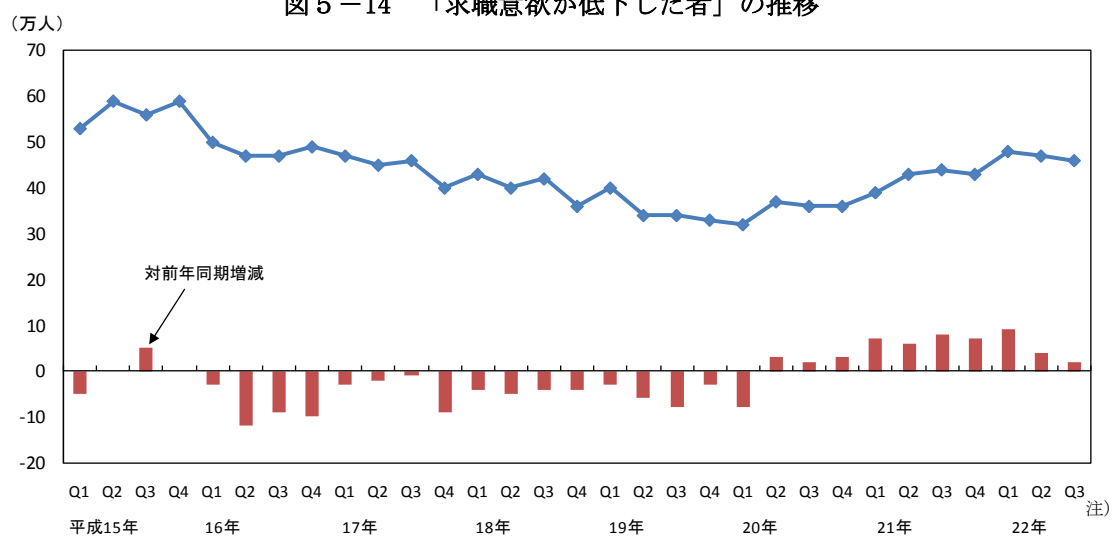
このように非労働力人口について、就業希望の有無別にみることも重要である。

注) 「求職意欲が低下した者」

ここでは、「就業者」及び「完全失業者」に該当せず、以下の四つの要件に該当する者とした。

- ① 調査週間中に仕事に就いておらず、仕事を探す活動をしなかったが、就業を希望している
- ② 仕事を探す活動をしなかったのは適当な仕事がありそうにないため
- ③ 仕事があれば、すぐ就くことができる
- ④ 調査週間中には仕事を探す活動をしなかったが、過去1年間に仕事を探す活動をしたことがある

図5-14 「求職意欲が低下した者」の推移



【図5-13, 5-14に関連する結果表】 (平成22年7~9月期)

◆非求職理由, 求職活動の有無及び時期別就業希望の非労働力人口(詳細集計・第32表)

<URL <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/Xlsdl.do?sinfid=000008266711>>

注) 図5-14中のQ1~Q4は, それぞれ以下の四半期を示す。

Q1: 第1四半期 (1月~3月) Q2: 第2四半期 (4月~6月)

Q3: 第3四半期 (7月~9月) Q4: 第4四半期 (10月~12月)

Ⅱ 労働力調査の仕組み

第6章 調査の概要

労働力調査は、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするために、毎月実施している調査である。本章では、調査対象、調査の期日、調査事項、調査の方法などについて解説する。

1 調査の目的

我々の多くは生活に必要な財及びサービスを生産するため、あるいはそれらを消費するのに必要な収入を得るため、経済活動に参加している。労働力調査は、そうした経済活動への参加の状況及びその月々の変化を明らかにしようとするものである。雇用・失業関連の統計は業務統計等も含めて幾つかあるが、労働力調査は、世帯の側から経常的に調査を行うことにより、労働力の供給面における時系列変化を把握することで、国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

国民の就業及び不就業の状態を世帯の側から明らかにする調査としては、労働力調査のほかに、国勢調査及び就業構造基本調査があるが、これらは次のような特徴を持っている。国勢調査は、5年に1回、全国民を対象として行われる人口に関する調査で、調査事項は基本的なものに限られているが、市町村別など小さな地域についての集計が可能であり、産業構成なども詳細に知ることができる。また、就業構造基本調査は、5年に1回（昭和62年以前はほぼ3年に1回）行われる大規模な標本調査で、ふだん収入を得ることを目的として仕事をしている有業者及びふだん仕事をしていない無業者の就業状態に関する基本的事項のほか、就業異動、職業訓練や自己啓発の種類、就業に対する意識等について様々な調査事項を設けており、我が国の就業構造を、全国はもちろんのこと都道府県別にも種々の面から明らかにすることができる。一方、労働力調査は、調査項目数、標本数は就業構造基本調査より少ないものの、就業及び不就業の状態に関する基本的な事項を毎月調査することにより雇用・失業の動向などを月々明らかにし得るといえるという特徴があるといえる。

2 調査の沿革及び法的根拠

労働力調査は、昭和21年9月に連合国軍総司令部（GHQ）の指導の下に開始され、約1年間の試験期間を経て昭和22年7月から本格的に実施されるようになった。昭和25年4月には、統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計第30号に指定され、その後、調査方法、調査の規模、調査票の様式等にかつた変更が加えられている。また、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその

有用性の確保を図るために統計法の全部改正が行われ、平成21年4月に全面施行された統計法（平成19年法律第53号）により、労働力調査は基幹統計に指定されている。

基幹統計とは、全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計を総務大臣が指定し、その旨を公示したものである。また、基幹統計調査とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査であり、調査対象となった者に報告の義務がある一方、調査関係者に対しては秘密の保護が厳格に課せられている。国の行う基幹統計調査について必要な事項は、統計法に定めるもののほか、政令や省令等の命令で定めることとされており、労働力調査の実施については、労働力調査規則（昭和58年総理府令第23号）（付録4参照）が定められている。

3 調査の範囲及び調査対象

調査の範囲、すなわち労働力調査がその属性を明らかにしようとする人口は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属及びその家族は調査の範囲に含まれない。

労働力調査は標本調査であり、調査の範囲に含まれる人口から一部を抽出して全体を推計するという仕組みになっている。抽出の方法は、第8章で詳しく述べるが、まず約100万の国勢調査の調査区の中から一部の調査区を調査地域として抽出し、抽出された調査区内の全ての住戸（一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画）の中から更に一部を選び出し、そこに住む世帯に対して調査を行うという方法を採用している。

調査地域として抽出されるのは毎月約2900調査区で、調査の対象となるのは毎月約4万世帯及びその世帯人員約11万人、そのうち就業状態を調査する15歳以上人口は約10万人である。調査対象世帯は、同じ住戸に居住していれば、2か月継続して調査され、翌年の同月にも調査されることから、合計4か月調査されることとなる。

なお、自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者、刑務所・拘置所の収容者のうち刑の確定している者、及び少年院・婦人補導院^{注)}の在院者については、調査の範囲には含まれているが、それらの者に調査票を配布して調査を行う方法は採らず、別途行政資料を用いて集計に加えている。

注) 売春防止法第17条に基づく補導処分がなされた満20歳以上の女子を収容し、更生させるための施設

4 調査の期日及び期間

労働力調査は、毎月末日（ただし、12月は26日）現在で行う。

なお、調査事項のうち、「就業状態」については、毎月末日を最終日とする1週間（ただし12月は20～26日）の状態について調査しており、この1週間を「調査週間」と呼んでいる。

5 調査事項

労働力調査は、毎月使用する労働力調査基礎調査票（付録1－1参照）及び2年目2か月目の調査対象世帯に対する調査のみで使用する労働力調査特定調査票（付録1－2参照）により、次に掲げる事項を調査している。各調査事項により把握される内容の詳細については、第7章を参照されたい。

(1) 労働力調査基礎調査票

ア 全ての世帯員について

(ア) 男女の別

(イ) 出生の年月

(ウ) 世帯主との続き柄

イ 15歳以上の世帯員について

(ア) 氏名

(イ) 配偶の関係

(ウ) 調査週間中における就業状態

(エ) 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類

(オ) 所属の企業全体の従業者数

(カ) 仕事の種類

(キ) 従業上の地位

(ク) 調査週間中の就業時間

(ケ) 探している仕事の主・従

(コ) 求職の理由

(サ) 転職及び追加就業希望の有無

ウ 世帯について

(ア) 15歳以上の世帯員の数及び15歳未満の世帯員の数

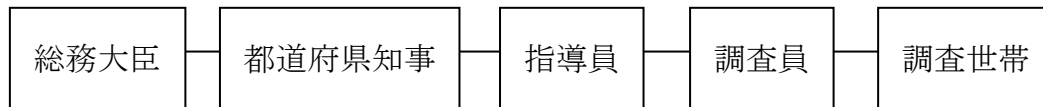
(イ) 世帯員の異動状況（2か月目調査の世帯のみ調査）

(2) 労働力調査特定調査票

- ア 15歳以上の世帯員について
 - (ア) 氏名
 - (イ) 在学，卒業等教育の状況
 - (ウ) 仕事からの年間収入
- イ 就業者について
 - (ア) 短時間就業及び休業の理由
 - (イ) 就業時間増減希望の有無
 - (ウ) 現職についた時期
 - (エ) 雇用形態
 - (オ) 前職の有無
 - (カ) 転職時の収入の増減
- ウ 完全失業者について
 - (ア) 求職活動の方法
 - (イ) 求職活動の期間
 - (ウ) 求職活動の時期
 - (エ) 探している仕事の形態
 - (オ) 就職できない理由
 - (カ) 前職の有無
- エ 非労働力人口について
 - (ア) 就職希望の有無
 - (イ) 非求職の理由
 - (ウ) 希望する又は内定している仕事の形態
 - (エ) 最近の求職活動の時期
 - (オ) 就業可能時期
 - (カ) 前職の有無
- オ 前職のある者について
 - (ア) 前職の従業上の地位及び雇用形態
 - (イ) 前職の事業の種類
 - (ウ) 前職の仕事の種類
 - (エ) 前職の企業全体の従業者数
 - (オ) 前職をやめた時期
 - (カ) 前職をやめた理由

6 調査の流れ

労働力調査は、次の流れによって行っている。



上図に示す指導員は、調査員の指導、調査票の検査等の事務を行っている。

実地の調査に当たる調査員は、原則として4か月間（同一の調査区は4か月継続して調査を行う。）の実地調査週間と、次で述べる抽出単位のリスト作成のための1か月間を含めて5か月間程度調査事務に従事する。なお、調査員は都道府県知事が任命した特別職の地方公務員である。

7 調査の方法

調査は、次のような順序で行っている。

- ① 総務大臣は、国勢調査の調査区の中から調査地域を選定し、都道府県知事に、その所管内の調査地域（調査区）を指定する。
- ② 都道府県知事は、総務大臣から指定を受けた調査区について、その調査区の実情を把握し、担当調査員を設置する。
- ③ 指導員は調査員に対し、事務説明及び必要に応じ指導を行う。
- ④ 調査員は、担当調査区の境界の確認を行うとともに、最初の調査が行われる月の前月の15日現在で調査区内の全ての住戸を把握して「労働力調査調査区地図」（付録5参照）及び抽出単位のリストを作成し、指導員に提出する。

なお、労働力調査では、調査区内の一部の世帯を選び出す場合、第8章で詳しく述べるように、世帯を直接抽出するのではなく、住戸を抽出してその住戸に居住する世帯に対し調査を行うという方法を採用している。この住戸のリストが抽出単位のリストである。

- ⑤ 指導員は、抽出単位のリストを用い、指定された抽出方法により調査を行う住戸を選定して調査員に指定する。指定された住戸は、2か月継続して調査が行われ、翌年の同期に再び2か月間継続して調査が行われる。
- ⑥ 都道府県知事は、事前（調査員が指定された住戸を訪問する前段階）に事前依頼はがきを郵送するなどの方法により、可能な限り調査対象への調査実施の周知を行う。
- ⑦ 調査員は、指定された住戸を調査週間の始まる前7日以内に訪問し、その

住戸に住んでいる世帯を確認し、個々の世帯ごとに労働力調査基礎調査票を配布（2年目2か月目調査の場合には労働力調査特定調査票も併せて配布）して記入を依頼する。

- ⑧ 調査票を配布された個々の世帯は、必要な事項を所定の方法によって記入する。
- ⑨ 調査員は、調査週間終了後3日以内に調査世帯を再び訪問し、記入内容をその場で検査の上、調査票を取集する。
- ⑩ 調査員は、取集された調査票を再度検査・整理した後、指導員へ提出する。
- ⑪ 指導員は、提出された調査票を検査して都道府県知事へ提出する。
- ⑫ 都道府県知事は、調査票を総務大臣に提出する。

8 調査結果の集計及び公表

都道府県知事から総務大臣に提出された調査票は、独立行政法人統計センターにおいて、記入内容を審査し、産業分類など必要な符号付けを行った後、コンピュータにより集計する。

集計結果は、総務省統計局において取りまとめた後、定められた期日に公表するとともに閣議に報告する。公表系列、公表の方法等については第1章で述べたとおりである。

第7章 把握事項

労働力調査では、基礎調査票において就業状態、1週間の就業時間、勤め先の事業の種類、求職理由などの就業及び不就業の状態に関する基本的事項を調査している。また、特定調査票では雇用の形態、失業期間、就業希望、就業異動の状況などの詳細な事項を調査している。本章では、これら調査票から把握される事項について解説する。

1 基本的把握事項

労働力調査基礎調査票（付録1-1）では、就業及び不就業の状態に関する基本的事項について把握している。

なお、この調査票は、平成14年1月の改正（労働力調査に労働力調査特別調査を統合）に伴い、従来の労働力調査調査票を継承するものとして、その名称及び様式を変更したものである。

(1) 就業者^{注)}

就業者については、問8の「月末1週間（ただし12月は20～26日）に仕事をした時間」により就業時間、問9～12により調査週間中にした仕事の内容に関する事項（「従業上の地位」、「勤め先・業主などの経営組織」、「勤め先・業主などの名称」、「勤め先・業主などの事業の種類」、「本人の仕事の種類」及び「勤め先・業主などの企業全体の従業者数」）、問13により「転職などの希望の有無」を調査している。このうち、仕事の内容に関しては、調査週間中に実際にした仕事について記入することになっているが、二つ以上の仕事を調査週間中にした場合は、そのうち最も長い時間した仕事について記入し、仕事を休んでいた場合は、その休んでいた仕事について記入することになっている。各項目の定義は次のとおりである。

ア 就業時間

調査週間中実際に仕事に従事した時間をいう。二つ以上仕事をした場合は、それらの就業時間を合計したものであり、副業に従事した時間も含まれる。休業者は0時間となり、従業者は少なくとも1時間以上となる。

全ての就業者（従業者でも同じ）の週間就業時間を合計したものを「延週間就業時間」といい、これは国民全体の調査週間中における就業時間で測った総投下労働量であるといえる。

なお、延週間就業時間は、残業時間やフルタイムとパートタイムによる就業時間の違いも反映した集計値となっている。例えば、不況になり企業が残業カットなどでまず対応すると、就業者数は減少しなくても（したがって完

注) 「就業者」は、基礎調査票の問5において、「おもに仕事」、「通学のかたわらに仕事」、「家事などのかたわらに仕事」及び「仕事を休んでいた」に記入した者が該当する。

全失業者数や非労働力人口は増加しなくても)、それぞれの就業者の週間就業時間が減少するので、延週間就業時間は減少することになる。

また、延週間就業時間を従業者数(就業時間不詳を除く。)で割ったものを「平均週間就業時間」といい、これは実際に仕事に従事した者の平均仕事時間である。平均週間就業時間の変化は、景気の影響によるほか週休2日制の普及など所定労働時間の減少や、パートタイマーの増加等によっても生じる。

就業時間は、雇用形態の違いに対応しているとも考えられるので、就業時間によりフルタイムとパートタイムに分類することがある。一般には、週30時間又は35時間未満をパートタイム、それ以上をフルタイムとすることが多く、OECDでは週30時間未満をパートタイムとして扱っている。一方で、たまたま病気や休暇などでその週だけ短時間しか働けなかったという者もいることや、調査週間中に祝日、振替休日等が入ると、この影響で平均就業時間が変化することがあるので注意する必要がある^{注)}。

イ 産業

「産業」とは、「勤め先・業主などの名称及び事業の種類」に基づき分類されるもので、調査週間中に働いていた事業所の主な事業の種類をいう。事業所とは、①経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所(一区画)を占めて行われていること、②財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること、を満たすものとして定義されるもので、一般には商店、工場、事業所、営業所、学校、寺院、病院などが該当する。支店、営業所を各地に持つ企業の場合は、支店、営業所のそれぞれが事業所となり、自宅で内職をしたり、ピアノを教えているという場合はその自宅が事業所となる。

産業の分類は、労働力を提供した事業所がどのような経済活動を主として行っているかで決定されるもので、本人の仕事内容とは別の概念である。また、産業は事業所についての分類であるので、特に調査週間中に限って事業内容が決定されるわけではない。

産業分類の基準は、日本標準産業分類(第12回改定)を参考として、平成22年国勢調査のために作成されたものによっている。労働力調査では、標本数との関係から細かい分類による結果数値の表章が困難なため、大分類と、一部を除く中分類を用いている。

なお、日本標準産業分類は、各産業の成長や衰退などを取り入れる形で、

注) 1989年(平成元年)には、調査週間中に昭和天皇の「大喪の礼」(2月24日)が執り行われこの日が休日となったため、当該月の平均週間就業時間が大きく落ち込んだ。

数年に一度改定されており、それに伴い労働力調査に用いる産業分類も改定される。直近では、平成19年11月の第12回改定に伴い、労働力調査に用いる産業分類は平成21年1月から改定されている。

実際の分類は、分類基準の統一性、分類の正確性等の面を考慮し、独立行政法人統計センターにおいて一括して調査票に書かれた内容を見て分類符号を付けることによって行われる。なお、分類に当たっては、次のような原則がある。

- ① 同一事業所で、幾つかの商品の小売をしている場合は、主な方の分類に従う。
- ② 同一事業所で、商品の卸売と小売をしている場合は、どちらが主かによって「卸売業」又は「小売業」とする。
- ③ 同一事業所で、商品を作り、これの卸売と小売をしている場合は、卸売が主であれば「製造業」、小売が主であれば「小売業」とする。
- ④ 同一事業所で、小売も修理もしている場合は、小売が主であれば「小売業」、修理が主であれば「修理業」とするが、同種商品を小売し、かつ修理もしている場合は「小売業」とする。例えば時計の小売と修理をしている時計店は小売業に分類される。
- ⑤ 同一事業所で、製造も修理もしている場合は、製造が主であれば「製造業」、修理が主であれば「修理業」とするが、同種商品を製造し、かつ修理もしている場合は「製造業」とする。
- ⑥ 同一事業所で、幾つかの違った事業が一貫して行われている場合は、原則として最終製品によりその事業の種類を決定する。
- ⑦ 業者からの下請による加工を行っている場合は「製造業」、一般家庭からの求めに応じて加工を行っている場合は「サービス業」とする。
- ⑧ 事業所の活動が同一経営の他の事業所のためにのみ行われている場合、例えば工場の附属発電所、建設業の附属製材所は、主事業所の事業とせず、その事業所で行われている事業により「電気業」、「製材業」とする。ただし、自家用補修工事、鉄道業の付随業務及び自家用倉庫については、その事業所で行われている事業の種類とはせず、主事業所の産業と同じ産業に分類する。
- ⑨ 管理事務を行う本社・支社などの事業の種類は、管理している工場・出張所が行っている事業のうち主な事業の種類によって決定する。
- ⑩ 国又は地方公共団体の機関のうち、行政事務、立法事務及び司法事務を行っている官公署のみが「公務」となり、その他の現業部門については一般の民間事業所と同様の基準で分類される。

表7-1 労働力調査における産業分類（平成21年1月結果から）

全産業	郵便業（信書便事業を含む）
農業，林業	卸売業，小売業
農業	卸売業
林業	各種商品小売業
非農林業	織物・衣服・身の回り品小売業
漁業	飲食料品小売業
漁業（水産養殖業を除く）	機械器具小売業
水産養殖業	その他の小売業
鉱業，採石業，砂利採取業	金融業，保険業
建設業	不動産業，物品賃貸業
製造業	不動産業
食料品製造業	物品賃貸業
飲料・たばこ・飼料製造業	学術研究，専門・技術サービス業
繊維工業	学術・開発研究機関
木材・木製品製造業（家具を除く）	専門サービス業（他に分類されないもの）
家具・装備品製造業	広告業
パルプ・紙・紙加工品製造業	技術サービス業（他に分類されないもの）
印刷・同関連業	宿泊業，飲食サービス業
化学工業	宿泊業
石油製品・石炭製品製造業	飲食店
プラスチック製品製造業（別掲を除く）	持ち帰り・配達飲食サービス業
ゴム製品製造業	生活関連サービス業，娯楽業
なめし革・同製品・毛皮製造業	洗濯・理容・美容・浴場業
窯業・土石製品製造業	その他の生活関連サービス業
鉄鋼業	娯楽業
非鉄金属製造業	教育，学習支援業
金属製品製造業	学校教育
はん用機械器具製造業	その他の教育，学習支援業
生産用機械器具製造業	医療，福祉
業務用機械器具製造業	医療業
電子部品・デバイス・電子回路製造業	保健衛生
電気機械器具製造業	社会保険・社会福祉・介護事業
情報通信機械器具製造業	複合サービス事業
輸送用機械器具製造業	郵便局
その他の製造業	協同組合（他に分類されないもの）
電気・ガス・熱供給・水道業	サービス業（他に分類されないもの）
情報通信業	廃棄物処理業
通信業	自動車整備業
放送業	機械等修理業（別掲を除く）
情報サービス業	職業紹介・労働者派遣業
インターネット附随サービス業	その他の事業サービス業
映像・音声・文字情報制作業	政治・経済・文化団体
運輸業，郵便業	宗教
鉄道業	その他のサービス業
道路旅客運送業	外国公務
道路貨物運送業	公務（他に分類されるものを除く）
水運業	国家公務
航空運輸業	地方公務
倉庫業	分類不能の産業
運輸に附帯するサービス業	

日本標準産業分類の改定（第12回）は，平成19年11月に行われた。

ウ 職業

「職業」とは、「本人の仕事の種類」として調査されるもので、調査週間に働いていた事業所において、実際に従事していた仕事の種類に基づき分類される。したがって、どういう事業所で働いていたかというのは直接的には関係せず、同一の事業所で働いていても様々な職業が存在する一方、全く異なった種類の産業でも同一の職業が存在し得る。

職業分類の基準は、日本標準職業分類（第5回改定）を参考として平成22年国勢調査のために作成されたものによっている。職業分類は、その仕事の形態、必要とする資格・技術・技能、組織内での役割、生産物の内容等によって行われる。

実際の分類は、産業分類同様、統計センターで符号を付けることによって行われる。日本標準職業分類では、職業の決定方法について一般原則として、以下の判断基準によるものとしている。

- ① 個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。
- ② 複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。
 - ア) 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合、
 - (ア) 報酬の最も多い分類項目による。
 - (イ) (ア)により難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による。
 - (ウ) (ア)及び(イ)により難しい場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。
 - イ) 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合、
 - (ア) 就業時間の最も長い分類項目による。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。
 - (イ) (ア)により難しい場合は以下による。
 - a 二つ以上の大分類項目にまたがる場合、財・サービスの生産に直接関わる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による。ただし、大分類符号がEからKまでの大分類は、財・サービスの生産に直接関わるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。

- E－サービス職業従事者
- F－保安職業従事者
- G－農林漁業従事者
- H－生産工程従事者
- J－建設・採掘従事者
- K－運搬・清掃・包装等従事者
- I－輸送・機械運転従事者
- B－専門的・技術的職業従事者
- D－販売従事者
- A－管理的職業従事者
- C－事務従事者

※大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考える。

- b 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合、
- (a) 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。
 - (b) (a)により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。

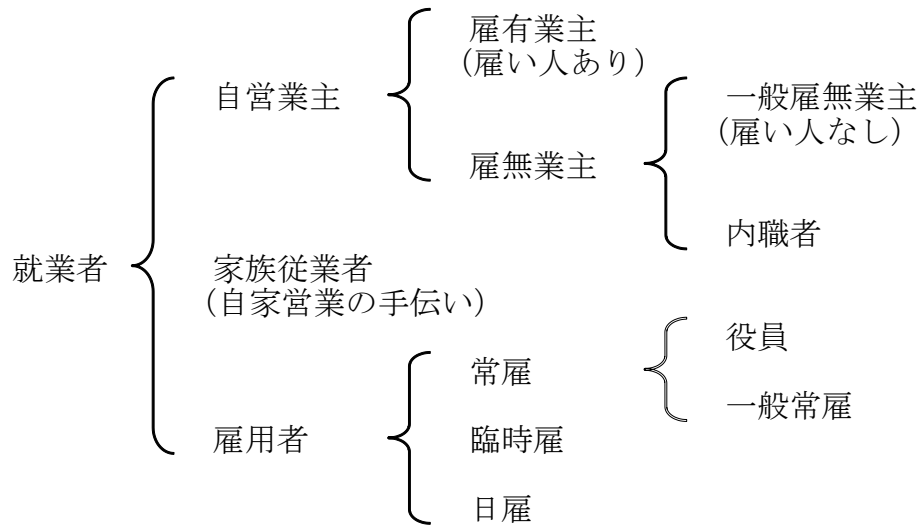
表7-2 労働力調査における職業分類（平成23年1月結果から）

労働力調査の職業分類事項	内 容
管理的職業従事者	管理的公務員，法人・団体役員，その他の管理的職業従事者
専門的・技術的職業従事者 技術者 保健医療従事者 教員 その他の専門的・技術的職業従事者	研究者，社会福祉専門職業従事者，法務従事者，経営・金融・保険専門職業従事者，宗教家，著述家，記者，編集者，美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者，音楽家・舞台芸術家，その他の専門的職業従事者
事務従事者 一般事務従事者 会計事務従事者 その他の事務従事者	生産関連事務従事者，営業・販売事務従事者，外勤事務従事者，運輸・郵便事務従事者，事務用機器操作員
販売従事者 商品販売従事者 販売類似職業従事者 営業職業従事者	
サービス職業従事者 介護サービス職業従事者 生活衛生サービス職業従事者 飲食物調理従事者 接客・給仕職業従事者 その他のサービス職業従事者	家庭生活支援サービス職業従事者，保健医療サービス職業従事者，居住施設・ビル等管理人，その他のサービス職業従事者
保安職業従事者	
農林漁業従事者	農業従事者，林業従事者，漁業従事者
生産工程従事者 製品製造・加工処理従事者（金属製品） 製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く） 機械組立従事者 機械整備・修理従事者 製品検査従事者 機械検査従事者 生産関連・生産類似作業従事者	
輸送・機械運転従事者	鉄道運転従事者，自動車運転従事者，船舶・航空機運転従事者，その他の輸送従事者，定置・建設機械運転従事者
建設・採掘従事者	建設・土木作業従事者，電気工事従事者，採掘従事者
運搬・清掃・包装等従事者 運搬従事者 清掃従事者 その他の運搬・清掃・包装等従事者	包装従事者，その他の運搬・清掃・包装等従事者
分類不能の職業	

日本標準職業分類の改定（第5回）は，平成21年12月に行われた。

エ 従業上の地位

「従業上の地位」とは、調査週間中に働いていた事業所における地位をいい、就業者を次のように分類する。



これらの定義は次のとおりである。

自営業主：個人経営の事業を営んでいる者をいい、個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や、開業医・弁護士・著述家などの自由業者、自宅で内職（賃仕事）をしている者などが含まれる。しかし、商店などでも法人組織になっている場合は、その店主は雇用者（役員）となる。

雇有業主：一人以上の有給の雇用者（パートなども含む。）を雇っている者

雇無業主：雇用者を雇わず、自分一人で、あるいは自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者

内職者：自宅で内職（賃仕事）をしている者

家族従業者：自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者：会社、団体、官公庁あるいは自営業主や個人の家庭に雇われて賃金給料をもらっている者及び会社、団体の役員をいう。雇用者は、雇用契約の期間などにより次のように分類する。

常雇：「役員」と「一般常雇」を合わせたもの。

役員：会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などを含む。）

一般常雇：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で「役員」以外の者

臨時雇：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日雇：日々又は1か月未満の契約で雇われている者

オ 従業者数（従業者規模）

従業者数は、調査週間中に働いていた事業所が属する企業にふだん勤めている者の数であり、次のような階級で調査している。

1	人	100～499 人
2～4	人	500～999 人
5～9	人	1000 人以上
10～29	人	官 公
30～99	人	

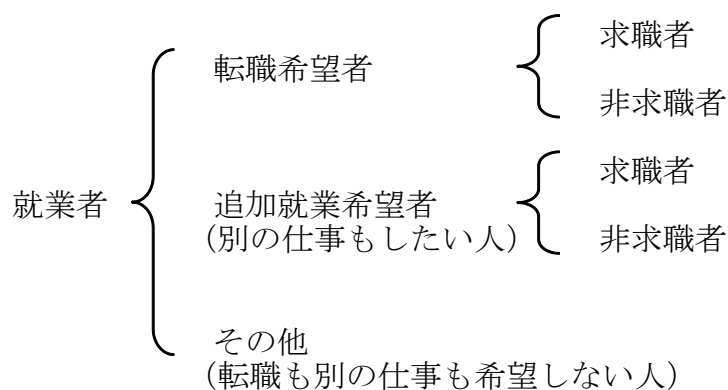
この従業者数は、企業全体の従業者数であるから、本店、支店、工場、出張所など全てを含めたものになる。また、労働者派遣事業所の派遣社員の場合は、派遣元事業所の属する企業の従業者数の規模により区分している。

ただし、勤め先が官公庁、国営・公営の事業所（例えば、国・公立の小学校、中学校、高等学校、国・公立の病院）、独立行政法人、国立大学法人などの場合は、従業者数で区分せず、「官公」としている。

従業者数に関する区分は、大企業と中小企業とに区分する際に必要となる。我が国においては、中小企業は、従業者数、生産額ともかなりの割合を占めているが、大企業に比べると、産業構造の変化や不況などへの対応の仕方も異なっている。従業者規模別の就業者数の動向は、企業規模別に雇用情勢を知る上で大変重要である。

カ 転職・追加就業等希望の有無

就業者の希望に関しては、問 13 において、「転職・転業をしたいか」又は「いまの仕事のほかに何か別の仕事もしたいか」、さらに「それらの仕事を探しているかないか」を調査することにより、就業者を次のように分類している。

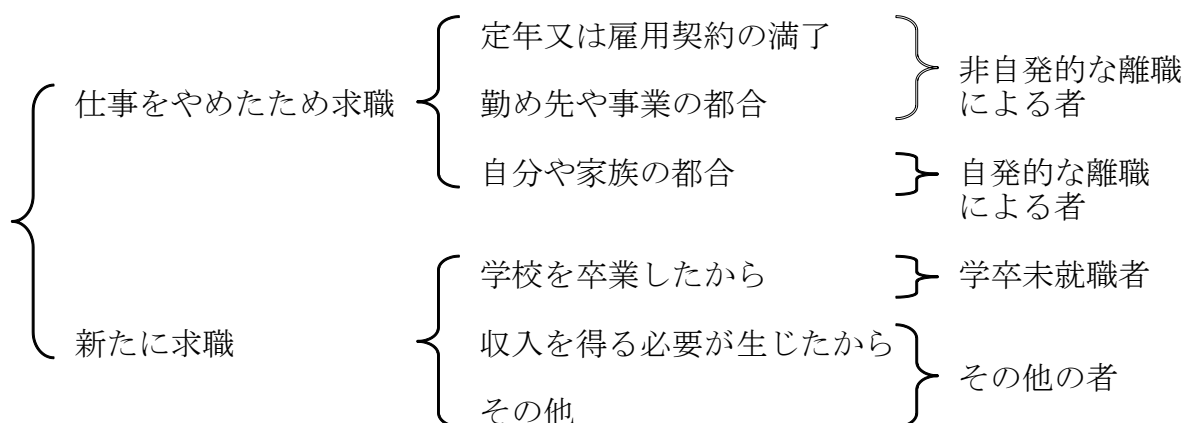


これらは、就業者の意識に関する項目であり、現状には必ずしも満足していない者の存在を知ることができる。例えば、フルタイムの仕事を探したが見付からなかったために仕方なくパートタイムの仕事をしている者は、本来の希望であるフルタイムの仕事が見付きさえすればそちらに移るであろうから、転職希望者となる可能性が高い。また、フルタイムの仕事に就いている者でも、契約期間や就業条件が不安定であるなどの不満を持っていれば、転職希望者となることが考えられる。一方で、現在パートタイムの仕事をしておりその仕事に不満は無いが、より多くの収入が必要で、余った時間を活用して別の仕事もしたいと考えている者は、追加就業希望者となる可能性が高いと考えられる。

(2) 完全失業者

一口に失業といってもその要因は様々であり、景気動向のみによって失業が生ずるわけではない。また、生活様式が多様化している現在においては、就業に対する緊要度も様々であり、パートや派遣社員など、探している仕事の形態も多様である。これらのことは、雇用・失業動向を正しく把握するためには、失業の内容の分析も必要であることを示唆する。

労働力調査基礎調査票では、失業の内容としては、問6の「探している仕事について」において、「おもにしていける仕事」を探しているか「通学や家事などのかたわらにしていける仕事」を探しているかを調査するとともに、問7の「仕事を探し始めた理由」において、求職理由を調査している。問7の回答肢は、次のとおりとなっている。



この分類が示すように、完全失業者は、離職によって仕事を探し始めた者と新たに仕事を探し始めた者とに分けることができる。新たに求職する者には、労働市場への新規参入者と再参入者が含まれることになる。また、仕事をやめたため求職している者のうち、定年又は雇用契約の満了及び勤め先や事業の都

合で前の仕事をやめた者を「非自発的な離職による者」とし、自分や家族の都合により前の仕事をやめた者を「自発的な離職による者」と呼んでいる。「非自発的な離職による者」（特に勤め先や事業の都合で仕事をやめた者）は、景気変動の影響を受けている可能性の高い者であるから、その増減は重要な意味を持つ。

なお、この完全失業者の求職理由は、平成14年1月の労働力調査の見直しにより、それまでの4区分（「非自発的な離職による者」、「自発的な離職による者」、「学卒未就職者」、「その他の者」）から上記6区分に細分化した。平成13年以前の結果については、本来は「非自発的な離職による者」に含まれるべき定年等の者が、「その他の者」の中に含まれていた可能性があり、14年以降の結果の「定年又は雇用契約の満了」と「勤め先や事業の都合」を単純に合計しても、従来の「非自発的な離職による者」にならないと考えられるため、時系列比較には注意が必要である。

2 詳細把握事項

労働力調査特定調査票（付録1-2）は、従来の労働力調査特別調査の調査票を継承するものであり、失業の実態、就業異動の状況など就業及び不就業に関する詳細な事項を把握している。

平成13年までは、年1回又は2回実施していた労働力調査特別調査により、失業や不完全就業の実態、就業異動の状況など就業及び不就業に関する詳細な事項を調査し、労働力調査を補う詳細な統計を提供してきたが、平成14年1月から、この労働力調査特別調査を労働力調査に統合し、従来の結果に加えて、雇用情勢の変化要因等を把握するための詳細なデータを四半期ごとに提供している。

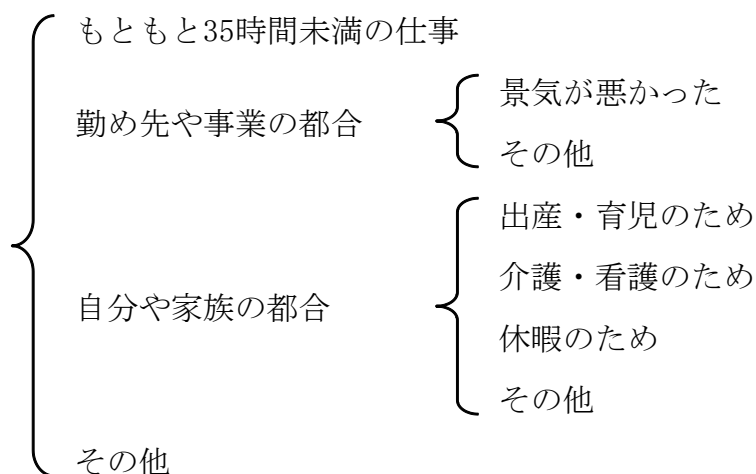
なお、月次、四半期等の公表体系については、第1章を参照されたい。

(1) 就業者

就業者については、問A1で短時間就業及び休業の理由、問A2で就業時間の増減希望の有無を調査することにより、短時間就業の状況を把握し、問A3で現職についた時期、問A4で雇用形態を調査することにより雇用形態の多様化の動向を把握している。また、問A5で前職の有無、問A6で転職時の収入の増減を調査することにより、雇用の流動化の進展及びこれに伴う所得変動の実態について把握している。

これらは、就業者の新たな就業行動の起因となり得る要素であり、その動向は、将来的な雇用情勢を分析する上で重要な意味を持つ。

短時間就業及び休業の理由については、週間就業時間が35時間未満の者について、次のように分類している。



雇用形態については、会社・団体等の役員を除く雇用者について、勤め先での呼称によって以下のように分類している。

- ・ 正規の職員・従業員
- ・ 労働者派遣事業所の派遣社員
- ・ パート
- ・ 契約社員・嘱託
- ・ アルバイト
- ・ その他

なお、「労働者派遣事業所の派遣社員」については、いわゆる労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所から派遣される者に相当する。その他の雇用形態については、勤め先での呼称により調査している。これは、事業所におけるパートやアルバイトなどの取扱いが必ずしも明確ではなく、雇用者本人が自らの雇用形態を正確に把握していない可能性があるためである。これらのうち、正規の職員・従業員以外の五つを、「非正規の職員・従業員」としている。非正規の雇用者数やその比率をみることは、雇用の多様化の状況や、雇用形態による就業状況の違いを把握するために必要となる。

(2) 完全失業者

完全失業者については、問B1で求職活動の方法、問B4で探している仕事の形態、問B5で就職できない理由を調査し、摩擦的失業や構造的失業^{注)}の発

注) このほか、需要不足失業として、文字どおり景気の低迷などで労働力に対する需要が減った場合に生ずる失業がある。摩擦的失業とは、転職をする際に、求人情報が十分に得られないなど労働市場が効率的に機能しないために一時的に生ずる失業、構造的失業とは、労働力の需要と供給が、地域間、産業間、年齢間などでアンバランスである場合に生ずる失業である。なお、第5章の2『「需要不足失業」と「構造的失業」』の項も参照されたい。

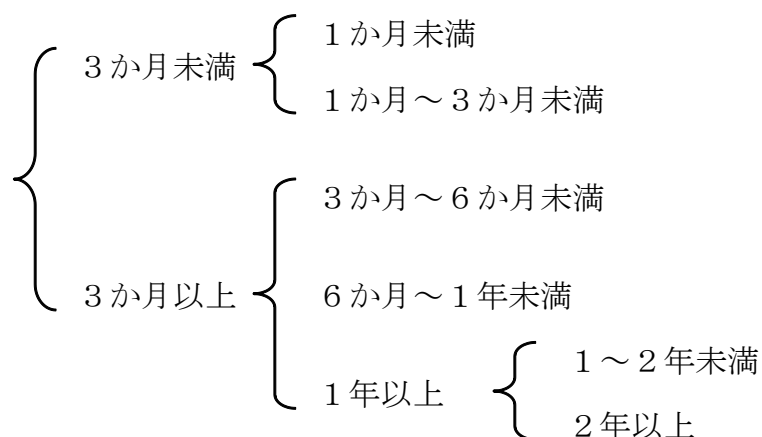
生状況について把握するとともに、問B2で求職活動の期間、問B3で最近の求職活動の時期、問B6で前職の有無を調査し、長期失業の動向等その実態を把握している。

求職活動の方法については、以下の回答肢から複数選択及び主なもの一つについて選択する設問となっている。

- ・ 公共職業安定所に申込み
- ・ 民間職業紹介所などに申込み
- ・ 労働者派遣事業所に登録
- ・ 求人広告・求人情報誌などによる
- ・ 学校・知人などにあっせん・紹介を依頼
- ・ 事業所の求人に直接応募
- ・ 資金・資材の調達など事業を始める準備中
- ・ その他

失業者が実際に求職活動に用いる方法を把握し、雇用対策に役立てることを目的としている。

失業期間（求職活動期間）については、次のような時間区分を設けている。



失業の期間を把握することは、景気の悪化による失業者の増加や、長期失業者の動向、つまり失業者の滞留の状況等を知るために非常に重要である。

仕事につけない理由については、以下の回答肢から主な理由一つを選択する形式となっている。

- ・ 賃金・給料が希望とあわない
- ・ 勤務時間・休日などが希望とあわない
- ・ 求人の年齢と自分の年齢とがあわない
- ・ 自分の技術や技能が求人要件に満たない
- ・ 希望する種類・内容の仕事がない
- ・ 条件にこだわらないが仕事がない
- ・ その他

この設問は、基本的把握事項における完全失業者の項でも触れたように、雇用のミスマッチを分析する上で重要である。例えば、一般的に需要不足失業とされる「条件にこだわらないが仕事がない」と、構造的な失業とされる「求人年齢と自分の年齢とがあわない」とでは、景気の変化による動向に違いが出てくる。

(3) 非労働力人口

非労働力人口は、調査週間において、労働市場に参入していない者である。しかしながら、その中には、適当な仕事がありそうにないと判断し、求職を諦めている者、いわゆる求職意欲喪失者や、子育てなどにより一時的に労働市場を離れている者など、景気の動向等により、今後、労働市場に参入する可能性がある者も多く含まれている。このため、非労働力人口について就業に関する意識等その実態を把握することは、将来的な雇用情勢を分析する上で重要である。

非労働力人口については、問 C 1 で就業希望の有無、問 C 2 で非求職の理由、問 C 3 で希望する又は内定している仕事の形態、問 C 4 で最近の求職活動の時期、問 C 5 で就業可能時期、問 C 6 で前職の有無を調査している。このうち、問 C 4 及び問 C 5 については、失業率の国際比較にも活用される。

非求職の理由については、就業希望者に対して、就業を希望しながらも仕事を探す活動をしていない理由について調査している。回答肢は次のとおりである。

- | | | | |
|---|-----------------------|---|---------------------------|
| { | 適当な仕事がありそうにない | { | 近くに仕事がありそうにない |
| | 自分の知識・能力にあう仕事がありそうにない | | |
| | | | 勤務時間・賃金などが希望にあう仕事がありそうにない |
| | | | 今の景気や季節では仕事がありそうにない |
| | | | その他 |
| | 家事・育児のため仕事が続けられそうにない | | |
| | 健康上の理由 | | |
| | その他 | | |

(4) 前職について

雇用の流動化や就業形態の多様化に伴う就業異動の動向を把握するためには、現在の就業状態のほか、前職のある者については前職の状況及びその離職理由は不可欠な情報である。労働力調査特定調査票では、就業者、完全失業者、

非労働力人口のそれぞれについて、前職の有無を調査している。さらに、前職のある者については、問D1で前職をやめた時期、問D2で前職の従業上の地位及び雇用形態、問D3で前職の事業の種類、問D4で前職の仕事の種類、問D5で前職の企業全体の従業者数、問D6で前職をやめた理由について調査している。

(5) その他

このほか、労働力調査特定調査票では、就業や転職などの就業行動に大きく影響を及ぼす要因として、問E1で在学、卒業等教育の状況、問E2で仕事からの年間収入を調査している。我が国の場合、新規学卒者の就職については、学校の就職あっせんが重要な役割を担っており、教育課程ごとの就職や転職の状況を把握することは、個人と企業との間をつなぐマッチングプロセスの検討のためにも不可欠である。また、収入は、世帯員間の就労調整など、就業行動に変化をもたらす大きな要因の一つと考えられる。

Ⅲ 労働力調査の標本設計と結果の推定

第8章 調査世帯の選び方

労働力調査は、全国から調査世帯（住戸）を無作為に抽出する標本調査であり、層化2段抽出法を用いている。本章では、標本調査の考え方のほか、標本調査区の抽出、標本調査区内における住戸の抽出、そして標本交代の方法について解説する。

1 標本調査の考え方

労働力調査が明らかにしようとするのは、雇用者数や完全失業者数など、ある属性を持つ15歳以上の総数である。我が国の15歳以上人口は約1億1千万人（平成21年推計）であるが、労働力調査ではその約1/1100の10万人を調べて全体を推計している。このように一部を調べて全体を推計する調査を標本調査という。属性を明らかにしようとしている対象全体を母集団（この場合、就業状態については15歳以上人口）、抽出されたものを標本と呼ぶ。

労働力調査において、標本による推計を行う場合、大都市に住む者しか含まれていない標本や、収入の多い者しか含まれていない標本のように偏りがあつては、全体の正しい推計は行えない。精度の高い推計をするためには、単に10万人集めれば良いというものではなく、標本が母集団の良い縮図になっている必要がある。

客観的に良い縮図を得る方法として、標本を無作為に抜き出す方法がある。すなわち、くじ引きの原理によって一人ずつ選んでいく方法である。この方法の場合、自然に様々な属性の者が含まれるようになる。しかし、1億1千万人から直接無作為に10万人選び出すというのは、そう簡単ではない。まず、くじ引きのためにはくじを作らなければならないのと同様、1億1千万人のリストを作成する必要がある。しかし、そのためには国勢調査と同様の規模の調査が必要であり、しかもそのリストが調査時点における母集団の姿を反映したものであるためには、毎月メンテナンスをしなければならない。これは労働力調査そのものより大変な作業になる。さらに、仮にリストができて抽出が行えたとしても調査の実施は大変である。10万人が全国にばらばらに住んでいるのであるから、相当多くの調査員が必要となるし、一人の調査員が広い地域に住んでいる数人を探し回るということになる。

このようなことから、実際には、無作為抽出という原則は維持しつつも、まず全国で約100万ある国勢調査の調査区のうちから約2,900調査区を抽出し、次に抽出した調査区の中から約15の住戸を選び出して調査を行うという、いわゆる2段抽出法を用いている。この方法は、幾つかの利点を持つ。まず第1段

目の抽出である調査区の抽出においてリスト作りの困難がない。5年に1度行われる国勢調査において調査区の設定が行われており、このリストから必要な数の調査区を抽出すればよいからである。また、調査区は地面の区画であって、その中に住む人間がどう動こうとも変わることはないから、原則としてそのリストの補正をする必要がない。次に、第2段目の抽出で用いられる住戸リストについても、調査区内の住戸のみをリストアップすればよいから、最新のものを作るのは容易である。さらに、実地調査面からみると、国勢調査の調査区は平均約50世帯を含むように設定されており、一人の調査員が担当するのに適当な数になっている。

このように、2段抽出法を用いることには抽出作業や実地調査上の利点が多いが、精度の良さという点では、全国から直接10万人抽出する場合に比べると一般に劣っている。調査地域の数も2,900程度であるし、また、調査区という「かたまり」を抜き出しているため、例えば社会福祉施設だけからなる調査区のような同じ属性の者の集まりが偏って抽出されてしまうこともあり、標本に様々な属性の者が入るようにして良い縮図を得るという観点からは好ましくない要素もある。

そこで、労働力調査では、精度を上げるために様々な手法を用いている。以下、そのような手法の解説も交えつつ、標本の抽出方法を説明する。

2 標本調査区の抽出

第1段目の抽出は国勢調査の調査区の抽出である。これは、データ化された調査区のリストを用いてコンピュータにより行われる。抽出の際には、単純に抽出していくのではなく、次のような工夫をしている。

(1) 調査区の層化

調査区には、会社の独身寮のあるもの、農家世帯の割合が高いもの、サラリーマン世帯の割合が高いものなど、様々なタイプがある。このことは、例えば産業別の就業者数を高い精度で推計しようとする場合、農家世帯の割合が高い調査区がたまたま多く抽出されるなどということが起こらないような工夫が必要であることを示唆する。そこで労働力調査では、調査区をグループ分けしてから抽出を行う、いわゆる層化抽出法を用いている。このグループを層という。

層化抽出法とは、調査区の持つ特性によって調査区を幾つかの層に分けておいて、各層で独立に抽出を行うという方法である。この方法は、良い縮図を得るためには非常に有効である。

例えば、抽出率1/100（標本を100個に1個の割合で選ぶこと。）で調査区を抽出しようとした場合、層化せずに全国から無作為に抽出する場合に比べ、

地域ごとに層化してから、それぞれの地域において1/100の抽出率で抽出した方が地域間のバランスの良い標本が得られるであろう。また、第1次産業の割合が高い調査区、第2次産業の割合が高い調査区、第3次産業の割合が高い調査区というように、事前に調査区を分類することができるなら、各層でそれぞれ抽出率1/100で抽出を行うことにより産業間のバランスを良くすることができるであろう。この方法を採用すれば、たまたま農業人口の割合が高い調査区が多く選ばれてしまうという危険は少なくなるのである。

このような調査区の層化を行うためには、調査区に関する情報が必要であるが、幸いなことに5年に1度行われる国勢調査の結果から調査区に関する詳細な情報を得ることができる。国勢調査においては、労働力調査に限らず様々な標本調査に使えるよう調査区を分類した資料を作成している。労働力調査では、各調査区の産業、従業上の地位による特性に着目して分類を行ったものを層化基準として作成し、利用している。これは表8-1に示すとおりである。

労働力調査の実際の層化は、この層化基準と、地域区分^{注)}も加味して行っている。地域別に層化を行うというのは、労働力調査の地域別(10地域)表章において、一定の精度を確保することを考慮したものである。

また、本章の4で述べるような標本の交代方法からくる制約から、一つの層から8の倍数の数の抽出を行う必要があり、各層から最低8調査区は抽出するようになっている。このため、地域別に表8-1の分類を行っては、調査区を抽出しようとする上で調査区が不足する可能性がある。そこで、これら分類上の産業特性が類似している層を幾つかまとめて一つの層とし、そこから抽出を行っている。

なお、国勢調査の結果を利用した調査区の分類は、あくまで国勢調査時の情報によるものであるから、国勢調査時から月日がたつと次第に実態から離れたものになってしまう。このため、5年に1度、国勢調査の調査区関連資料がそろった段階で、新しいものに切り替えている。つまり、直近の国勢調査で設定された調査区を新たに層化し、これを抽出のためのリストとして使うのである。なお、「付録6 労働力調査層別調査区数一覧」には、層別の国勢調査調査区数と地域別、層別の標本調査区数を示してある。

注) 標本抽出は11地域別に行うが、公表結果は九州と沖縄を合わせた10地域としている。沖縄県は昭和47年の返還以来、追加抽出されているが、結果については一定の精度を確保できるよう、九州と合わせて集計している。

表8-1 調査区の層化基準

層符号		層化基準	
大分類	小分類		
01		後置番号が5（刑務所、拘置所などのある区域）、6（自衛隊区域）、7（駐留軍区域）、9（水面調査区）の調査区	
02		人口が0の調査区	
03		換算世帯数が15以下の調査区	
04		後置番号が4（社会施設、大きな病院のある区域）	
		後置番号が8（おおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舍・寮などのある区域）	
		後置番号が4と8以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区	
01	01	学生の寮・寄宿舍（ただし、50人以上の世帯）のある標本単位区	
	02	病院・療養所（ただし、50人以上の世帯）のある標本単位区	
	03	社会施設（ただし、50人以上の世帯）のある標本単位区	
	04	後置番号が4のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	
	11	寮などに住む建設業の就業者が50人以上の標本単位区	
	12	建設業の世帯の比が0.2以上の標本単位区	
	21	寮などに住む製造業の就業者が50人以上の標本単位区	
	22	製造業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	
	31	寮などに住む卸売・小売業、飲食店、宿泊業の就業者が50人以上の標本単位区	
	32	卸売・小売業、飲食店、宿泊業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	
	41	寮などに住む金融・保険業、不動産業の就業者が50人以上の標本単位区	
	42	金融・保険業、不動産業の世帯の比が0.2以上の標本単位区	
	51	寮などに住む電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の就業者が50人以上の標本単位区	
	52	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の世帯の比が0.3以上の標本単位区	
	61	寮などに住む医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の就業者が50人以上の標本単位区	
	62	医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の世帯の比が0.4以上の標本単位区	
	71	寮などに住む公務の就業者が50人以上の標本単位区	
	72	公務の世帯の比が0.4以上の標本単位区	
	91	後置番号が8の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	
	92	給与住宅に住む一般世帯数の比が0.5以上の調査区のうち、上記のいずれにも属さない標本単位区	
	05		漁業の就業者の比が0.2以上の調査区
	06		漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区
07		建設業、製造業の業主の比が0.1以上の調査区	
08		卸売・小売業、飲食店、宿泊業の業主の比が0.1以上の調査区	
09		情報通信業、運輸業、金融・保険業、不動産業、医療、福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の業主の比が0.1以上の調査区	
10		農林業の就業者の比が0.3以上の調査区	
11		農林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区	
12		公務の就業者の比が0.1以上の調査区	
13		金融・保険業、不動産業の雇用者の比が0.1以上の調査区	
14		製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区	
15		建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区	
16		医療、福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区	
17		卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.2以上の調査区	
18		教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区	
19		電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業の雇用者の比が0.1以上の調査区	
20		製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区	
21		製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	
22		卸売・小売業、飲食店、宿泊業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	
23		教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区	
99		上記のいずれにも属さない調査区	

平成17年国勢調査結果による層化基準（平成20年5月に調査開始の調査区から適用）

(2) 確率比例抽出

調査区を抽出する場合、調査区のリストから抽出を行うのであるが、一つずつ無作為に抽出していくのではなく系統抽出法を用いている。系統抽出法とは、調査区に一連番号を付け、番号を等間隔に選んでいく方法である。例えば、200調査区から10調査区抽出する場合（抽出率1/20）、1から200までの番号を付け、1から20までの数字から無作為に一つの数字を選び、仮にそれが7とすると（これを抽出起番号という。）、7に抽出率の逆数（これを抽出間隔という。）を次々に足して得られる数、すなわち7, 27, 47, …… , 187の番号を付けられた調査区を抽出することになる。系統抽出は、作業が非常に容易であるという利点に加え、例えば調査区を市町村ごとに並べておけば一部の市町村に偏ることがなくなり、層化に似た効果も期待できる。

さらに、労働力調査では、系統抽出を行う際に調査区の規模も考慮して精度の向上を図っている。それは確率比例抽出と呼ばれるもので、層化が調査区の産業特性に関する情報を主として活用したのに対し、調査区内の世帯数に関する情報を活用しようとするものである。

国勢調査の調査区は、50世帯を標準に設定されているが、実際には世帯数はかなりばらついている。これは精度を低下させる原因となるが、もし事前に調査区の規模に関する情報が利用できれば精度がかなり改善されるのである。

例えば、3調査区から一つ抽出し、その調査区に居住する者を全て調べて3調査区全体の就業者数を推計する場合を考えてみる。調査区（A, B, C）の規模が次のようになっていたとして、A, B, Cのいずれかを調べて120人という値を推計してみる。

	A	B	C	計
総人口	100人	60人	40人	200人
就業者	60人	40人	20人	120人

無作為抽出や、上のような系統抽出の場合、A, B, Cのそれぞれが選ばれる確率（抽出確率）は1/3である。仮にAが選ばれたとすると、全体の就業者数の推定値は、

$$60 \text{ 人} \times \frac{3}{1} = 180 \text{ 人}$$

ということになる。ここで3/1倍したというのは、抽出率1/3の逆数を乗じたのであるが、抽出確率の逆数を乗じたともいうことができる。同様にしてB及びCが抽出された場合の推定値は、それぞれ120人、60人となる。

さて、仮に調査区の総人口が事前に分かっていたとする。つまり、A、B、Cの人口規模の比が5：3：2であることが事前に分かっていたとする。このとき、A、B、Cから一つ抽出する際にそれぞれ0.5、0.3、0.2の確率で抽出されるようにする。具体的にはAが5枚、Bが3枚、Cが2枚の計10枚のカードから1枚引いて、そのカードがAであったらAを抽出するという方法を採用。Aは10枚中5枚あるからAが選ばれる確率は0.5であり、Bは10枚中3枚だから確率0.3、Cは10枚中2枚だから確率0.2となる。このような抽出法を確率比例抽出という。

このケースでは、全体の推定値は、等確率で選んだ場合と同様に抽出確率の逆数を乗じることによって得られる。例えばAが選ばれた場合は、

$$60 \times \frac{1}{0.5} = 120$$

となり、B、Cが選ばれた場合はそれぞれ

$$40 \times \frac{1}{0.3} = 133.3\dots \quad 20 \times \frac{1}{0.2} = 100$$

となる。確率比例抽出を行っていることにより、例えば10回に5回は120という推定値になる。ここで先の例と比べてみると、A、B、Cから等確率(1/3)で選んだ場合は推定結果が180、120、60と分布しており、これらの推定値はいずれも3回に1回の割合で得られることになるが、確率比例抽出を行った場合はかなりばらつきが小さくなり、しかも母集団の値に近い推定値が得られることが多くなっている。

このように確率比例抽出を行うことにより一般に精度が向上する。この例では調査区の規模が完全に分かっていると仮定したが、ある程度近似的な状況でも同様な効果が期待できる。

このような考え方により、労働力調査では、国勢調査時に得られる情報から換算世帯数を求めて利用している。換算世帯数とは、

$$\text{換算世帯数} = \left(\begin{array}{l} 2人以上の \\ \text{一般世帯数} \end{array} \right) + \frac{(1人の一般世帯数) + (\text{施設等の世帯人員})}{3}$$

注) 施設等とは寮、寄宿舎、病院などをいう。

という算式で表され、世帯員3人の世帯を基準として、何世帯相当あるかを示したものである。実際にはこの情報は次のように集約してウェイトという形で使われている。

換算世帯数	ウエイト
1～15	1
16～30	2
31～45	3
46～60	4
⋮	⋮

実際の抽出に当たっては、ウエイト2のものは2個同じものを並べるというようにして調査区を1列に並べ、そこから等間隔に抽出を行うという方法を採用している。この用法は確率比例系統抽出とも呼ばれている。

3 標本調査区内における住戸の抽出

第2段目の抽出、すなわち抽出された調査区において実際に調査を行う対象を選び出すという作業は、調査区の抽出のように機械の中で行うのではなく、調査員が実地に調査区を巡回してリストを作成し、指導員が抽出を行っている。この場合問題になるのは、何のリストを作って抽出を行うかである。

労働力調査は個人の属性を調べる調査であるから、抽出の方法として、①調査区内に居住する者のリストを作成し、個人を直接抽出する方法がまず考えられる。また、②世帯のリストを作成し、抽出した世帯の世帯員について調査する方法、③人間ではなく建物やアパートの部屋といった「入れもの」のリストを作り、抽出した「入れもの」に居住する世帯を調査する方法なども考えられる。

労働力調査では、このうち③の方法、すなわち「入れもの」のリストを作成して抽出を行うという方法を採用している。この「入れもの」を「住戸」と呼んでおり、抽出の際の単位となるものとして「抽出単位」（調査区を第1次抽出単位とみることの対比でいえば第2次抽出単位）とも呼んでいる。抽出単位（住戸）は「調査区内にある住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようにになっている建物又は建物の一区画」と定義され、例えば、一戸建住宅の場合はその建物全体が抽出単位（住戸）となり、アパート、マンションなど場合は一戸一戸が抽出単位（住戸）となる。

住戸のリストで抽出を行う大きな理由は、リストの老化を防ぐことができる点にある。労働力調査では指定された調査区は4か月継続して調査を行い、リストの作成は開始月の前月に行うことになっている。このとき、仮に世帯や個人のリストを用いるとすると、リスト作成時から調査時点までに転出・転入や死亡などのため、リストの内容が変わってしまい、精度の高い推計ができない。ところが、住戸のリストの場合、人間がどう動こうとも、調査時点で抽出された住戸に住む者を調べればよい。

なお、空き地に急に家が建ったり、急に家を取り壊されたりした場合は、リストの補正を行っている。

以下に示す実際の抽出単位の把握及び抽出作業では、調査区地図と抽出単位のリストがこのリストに当たる。このうち、調査区の境界及び道路、河川、鉄道や建造物など目印となるものを記入するのが調査区地図で、調査区内の全ての抽出単位を把握することができる。各抽出単位の名称や住所、居住者の有無を記入するのが抽出単位のリストで、このリストから抽出単位の選定を行っている。

(1) 住戸の把握

住戸の把握に当たっては、上に述べたような理由から、調査時に人が居住している可能性のあるものは全て抽出単位のリストに入れておかなければならない。居住部分のない事務所や工場は、人が住む可能性がないので把握する必要がないが、空き家は人が住む可能性があるため把握する。また、たとえ建築中の家があっても、調査時に完成している可能性があれば把握しておく必要がある。抽出単位のリストの作成は、正確な調査を行うためには極めて重要な作業である。

なお、病院、高齢者介護施設のような社会福祉施設、建設従業者宿舎などでは、部屋ごとに抽出単位（住戸）としているが、1室が10人以上収容できるようになっている場合、柱や通路などの目印によって更に小さく分割することとしている。これは、精度を考えた場合、各抽出単位内に居住する者の数が均等に近い方が好ましいというのが主な理由である。

(2) 調査を行う住戸の抽出

調査を行う住戸の抽出は、住戸に一連番号を付して、等確率で系統抽出を行っている。一連番号は、把握時に居住者のなかったものから番号を付け、次に居住者があったものに番号を付ける。これは、層化と同じ効果を狙ったもので、この方法により、調査区内における居住者がいない住戸、居住者がある住戸の比に応じて、住戸が抽出されるようになる。

抽出率は、調査区のウエイトの逆数を用いている。ウエイトは、15世帯を単位に定められていたから、例えば国勢調査時に換算世帯数が50であった調査区は、ウエイトは4で、その調査区における住戸の抽出率は1/4となる。このとき、抽出単位のリストで抽出の起点（抽出起番号）を2とすると、 $2 \cdot 6 \cdot 10 \cdots 46 \cdot 50$ の計13世帯が抽出される。この方式を採ると、調査区における抽出単位数が多くなるに従って抽出率は小さくなり、どの調査区も15世帯程度

調査されるようになる。これは、後で述べるように推定式（第9章）が簡単になるという利点と、調査員の事務量が平均化するという利点を持っている。

4 標本の交代方法

雇用・失業動向などをみるために労働力調査の結果を利用する場合、前月差（比）や前年同月差（比）によって動向を把握することが多い。このため、各月の推定値の精度向上のみを考えるだけでは十分でなく、前月、前年同月との比較上の安定性のための工夫も必要となる。

労働力調査では、前月と継続して調査する標本と、前年同月に調査し、再び調査する標本とを適度に織り交ぜることによって前月、前年同月との比較の安定性の向上を図っている。例えば、前月と今月を比較する場合、同じ標本による推定値で前月と今月を比較した結果は、異なる標本でそれぞれ独立に得られた推定値を比較した結果に比べ、より安定した値になっていることが予想される。一方、同じ世帯を長い間調査したりすると、標本に偏りが生じたり、世帯への負担の問題が生じたりするため、標本を完全に固定するのも問題がある。そこで労働力調査では、毎月標本の一部を交代させる方法を用いている。具体的な交代方法は次のとおりである。

- ① 標本調査区は4か月継続して調査し、毎月1/4ずつ新しい調査区に交代する。また、標本調査区は、1年後の同じ時期にも調査を行う。したがって、ある月をみた場合、半分が1年目の調査区、残りの半分が2年目の調査区ということになる。また、一つの調査区に関しては、1年目の4か月、2年目の4か月、合計8か月の調査を行うことになる。
- ② 同じ調査区を4か月継続して調査するので、2か月ずつ前期と後期に分け、前期と後期で違う住戸を調査する。したがって、調査対象となった世帯は、同じ住戸に居住していれば2か月継続して調査され、1年後の同じ時期に再び2か月継続して調査されることになる。

この標本の交代方法を図示すると図8-1のようになる。図で分かるように、ある月をみた場合、調査を行う調査区は8組に分けられる。まず、調査区が今年初めて標本調査区となった調査区(これを「1年目調査区」という。)か、前年同月に調査し、再び調査を行う調査区(これを「2年目調査区」という。)かにより二つに分かれる。次に、調査区を4か月継続して調査するうちの前期か後期か、住戸を2か月継続するうちの1か月目か2か月目かにより四つに分かれ、計8組となる。この8個のグループは、それぞれ独立に全国世帯の縮図になっていると考えられるから、独立に全体の推定値を計算することができる。

この8組の推定値は、第9章で述べる誤差計算に利用されている。

図8-1を見て分かるように、前年との継続を見ると、2年目の調査区が常に半分含まれており、調査を行う住戸のうち半分は前年の同じ月に調査を行っている。また、前月との継続をみると、3/4が同じ調査区となっており、調査を行う住戸のうち半分は前月にも調査を行った住戸である。これらは、それぞれの前年同月との比較、前月との比較の安定性を向上させる効果を持っている。

図8-1 標本の交代方法

組別符号	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A-1(1年目)	前 1か月目	期 2か月目	後 1か月目	期 2か月目								
A-2(2年目)												
B-1(1年目)												
B-2(2年目)												
C-1(1年目)												
C-2(2年目)												
D-1(1年目)												
D-2(2年目)												

図8-2 標本交代の例

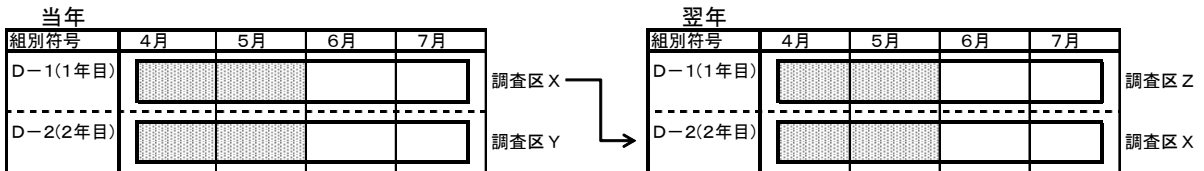


図8-3 例) 5月の調査区

	組別符号			
1年目	A-1	B-1	C-1	D-1
2年目	A-2	B-2	C-2	D-2

	組別符号			
前期	A-1	A-2	D-1	D-2
後期	B-1	B-2	C-1	C-2

	組別符号			
1か月目	A-1	A-2	C-1	C-2
2か月目	B-1	B-2	D-1	D-2

このとき、例えば2年目・前期・2か月目はD-2といえる。

第9章 結果の推定方法と標本誤差等

労働力調査は標本調査であることから、その結果や誤差については統計理論に基づいて推定される。また、季節性を除去する方法として季節調整等がある。本章では、労働力調査における結果の推定方法と標本誤差のほか、季節調整等について解説する。

1 線型推定

標本調査は、一部を調査して全体を推定しようとするものであるが、全体の推定値は、標本から得られた値に、抽出率（抽出確率－標本として選ばれる確率）の逆数を乗じることによって得ることができる。このような推定を線型推定という。

労働力調査の場合に当てはめれば、調査区の抽出の際に層別抽出を行っているので、まず各層で独立に推定を行い、次に、各層における推定値を足し合わせて全体の推定値を得ることになる。第 l 層における推定方法について、第 l 層の就業者数 X_l を推定する場合を例に説明することにする。

第 l 層で抽出された調査区が m_l 個、各調査区のウエイト^{注)}が $w_{li}(i = 1, 2, \dots, m_l)$ であるとし、第 i 調査区において、抽出された住戸全体で就業者が $X_{li}(i = 1, 2, \dots, m_l)$ 人居住していたとすると、線型推定値は次のようにして求めることができる。

- ① まず、抽出された調査区内の就業者数の合計を推定する。抽出率はウエイトの逆数としていたから、抽出率の逆数とはウエイトそのものになる。したがって、 $X_{li}w_{li}$ が第 i 調査区の数になる。これは、ウエイト3の調査区の場合、三つに一つの割合で住戸を調査するから、調査した住戸に居住する就業者の数が50人であったならば、 $50 \times 3 = 150$ 人をその調査区の数と推定するというものである。別の見方をすれば、抽出された住戸は、3住戸分を「代表」しているのであるから、各住戸の就業者数を3倍し、それを足し合わせれば推定値が得られるともいうことができる。この「代表」の度合いがつまり抽出率の逆数なのである。
- ② 次に、層全体の就業者数 X_l の推定値 \hat{X}_l を求める。調査区の抽出は、確率比例抽出であったから、各調査区の抽出確率は等しくはなく、したがって推定値も同じ値を一律に乗じて求めるというわけにはいかない。そこで、同じ値を乗じて求める代わりに、調査区内の就業者数に調査区の抽出確率の逆数を乗じて推定値を求めることとする。

第 i 調査区の数 $X_{li}w_{li}$ と推定されていることから、第 i 調査区一つから層内全体の就業者数 \hat{X}_l を推定しようとするとき、層内の全調査区のウ

注) 第8章の2を参照

エイトの合計を w_l ^{注)}とすれば、第 l 調査区からの推定値 \hat{X}_{li} は、

$$\hat{X}_{li} = (X_{li} w_{li}) \times \frac{w_l}{w_{li}} = X_{li} w_l$$

となり、第 l 調査区のウエイト w_{li} によらない値となる。このため、 $\hat{X}_{li}(i = 1, 2, \dots, m_l)$ の平均値をこの層の推定値と考えることができるから、層全体の就業者数 \hat{X}_l は、

$$\hat{X}_l = \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} \hat{X}_{li} = \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} X_{li} w_l = \frac{w_l}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} X_{li}$$

と推定できる。ウエイトの逆数を抽出率としたことにより、上の式の $\frac{w_l}{m_l}$ は調査区によらない定数になっている。この $\frac{w_l}{m_l}$ を線型推定用乗率という。

結局、第 l 層の就業者の推定式は、各調査区中の就業者数を単純に足し合わせ、 $\frac{w_l}{m_l}$ 倍すればよいという簡単な式になっている。

2 比推定の考え方

1で述べたように、線型推定により推定値は得られるのであるが、補助的な情報を利用することにより、精度を高めることができる。

上の例で考えてみると、第 l 層の就業者数 X_l の線型推定値 \hat{X}_l を求める方法と全く同様な方法により、第 l 層の総人口 P_l の線型推定値 \hat{P}_l を求めることができる。すなわち i 番目の標本調査区において抽出された住戸に P_{li} 人の者が居住していたとすると、

$$\hat{P}_l = \frac{w_l}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} P_{li}$$

となる。 \hat{P}_l も \hat{X}_l も標本からの推定値であるから、標本の選ばれ方によって、実際の値である P_l や X_l より大きくなったり小さくなったりする。しかし、この二つの推定値の実際の値からのずれ方は、同じ方向であることが多いと考えられる。というのは、例えば世帯規模の大きい世帯からなる調査区がたまたま数多く抽出された場合、 \hat{P}_l も大きい値となるが、同時に \hat{X}_l も大きい値となる可能性が高いからである。その結果、 \hat{P}_l と \hat{X}_l の比を考えると、 \hat{P}_l や \hat{X}_l そのものに比べ、かなり安定することが予想される。

そこで、仮に人口の大きさ P_l が、別の資料により正確に知ることができたとすると、 \hat{X}_l そのものを推定値とするより、

注) 国勢調査時に得られる層内の全調査区のウエイトの合計

$$\tilde{X} = P_l \times \frac{\hat{X}_l}{\hat{P}_l} = \hat{X}_l \times \frac{P_l}{\hat{P}_l}$$

を推定値とした方が安定した値を得ることができる。この方法は比推定と呼ばれ、 P_l をベンチマーク人口という。この方法を用いると、 \hat{X}_l の誤差は、 \hat{P}_l の誤差が同じ方向に向かう場合、かなり縮小する。このように、別途正確な数値が得られるものと高い正の相関を持つものの推定には、比推定は非常に有効である。

線型推定値は標本調査区のウエイトの情報など国勢調査結果に基づく推定値であることから、国勢調査結果以降の人口の移動等は加味していないため、実際の推定値との間に乖離が生じている可能性がある。そのため、労働力調査では線形推定値を求めた後、比推定を用いることでその乖離を補正している。

3 推定方法

(1) ベンチマーク人口の推計方法

ベンチマーク人口（以下「基準人口」という。）としては、総務省統計局が毎月公表している「推計人口」を利用している。推計人口とは、国勢調査による人口を基準とし、次の国勢調査結果が得られるまでの間、その後の出生児数・死亡者数（人口動態統計）及び出国者数・入国者数（出入国管理統計）のデータにより男女・年齢階級別に毎月1日現在の人口を推計したものである。年齢階級別人口は、国勢調査時点を出発点として、次の式により毎月計算される。

$$\begin{aligned} \left[\begin{array}{l} \text{今月1日現在の} \\ \text{当該年齢階級人口} \end{array} \right] &= \left[\begin{array}{l} \text{前月1日現在の} \\ \text{当該年齢階級人口} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前月1日現在の当該} \\ \text{年齢階級人口のうち} \\ \text{前月中に死亡した者} \end{array} \right] \\ &+ \left[\begin{array}{l} \text{前月中新たに当該年} \\ \text{齢階級に達した人口} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前月中新たに一つ上の} \\ \text{年齢階級に達した人口} \end{array} \right] \\ &+ \left[\begin{array}{l} \text{前月中の当該年齢} \\ \text{階級入国者数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{前月の当該年齢} \\ \text{階級出国者数} \end{array} \right] \end{aligned}$$

※ 15歳以上人口が推計の対象であるため、上式では出生要因を考慮する必要はない。

なお、労働力調査では、地域別の集計を行っているため、都道府県別の推計人口も別途必要となる。

(2) 基本集計

ア 全国結果の推定方法

就業者数や完全失業者数等の調査結果の算出は、大都市部・非大都市部、男女、年齢5歳階級(15区分^{注)})別人口を基準人口とする比推定によっている。算出の基本的考え方は、以下のとおりである。

- ① 各標本調査区の男女、年齢階級別調査人口に線型推定用乗率を乗じて必要な合算を行い、男女、大都市部・非大都市部、年齢階級別人口の線型推定値を算出する。
- ② 男女、大都市部・非大都市部、年齢階級別に、基準人口をそれぞれ①で算出した線型推定値で除し、比推定用乗率を算出する。
- ③ 各標本調査区の属性 X を有する男女、年齢階級別調査人口に、線型推定用乗率を乗じて必要な合算を行い、さらに②で算出した比推定用乗率を乗じて、男女、大都市部・非大都市部、年齢階級別の比推定値 \tilde{X} を算定する。
- ④ この比推定値 \tilde{X} を大都市部と非大都市部について合算した後、必要に応じて、男女、年齢階級について合算して就業者数や完全失業者数等の結果数値を得る。

(参考) 上記①、②、③をまとめて計算式で表すと、次のとおりである。

$$\begin{aligned}\tilde{X} &= \sum_{l=1}^L \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} \frac{w_l}{w_{li}} \cdot f_{li} \cdot x_{li} \frac{P}{\sum_{l=1}^L \frac{1}{m_l} \sum_{i=1}^{m_l} \frac{w_l}{w_{li}} \cdot f_{li} \cdot P_{li}} \\ &= \sum_{l=1}^L \sum_{i=1}^{m_l} x_{li} F_l \frac{P}{\sum_{l=1}^L \sum_{i=1}^{m_l} P_{li} \cdot F_l}\end{aligned}$$

上記計算式のうち、

$l(= 1, 2, \dots, L)$ は10地域、層による区分の番号

$i(= 1, 2, \dots, m_l)$ は各区分中の標本調査区の番号

X_{li} は第 l 区分、第 i 標本調査区内の属性 X を有する(男女、年齢階級別)調査人口

w_{li} は第 l 区分、第 i 標本調査区のウェイト

f_{li} は第 l 区分、第 i 標本調査区の住戸の抽出率の逆数(= w_{li})

w_l は第 l 区分に含まれる全ての調査区のウェイトの合計

注) 15～19歳から80～84歳までの5歳階級及び85歳以上

m_l は第 l 区分の標本調査区数

F_l は第 l 区分の線型推定用乗率 (= w_l/m_l)

P は(男女, 大都市部・非大都市部, 年齢階級別) 基準人口

P_{li} は第 l 区分, 第 i 標本調査区内の(男女, 年齢階級別) 調査人口

$\frac{P}{\sum_{l=1}^L \sum_{i=1}^{m_l} P_{li} \cdot F_l}$ は比推定用乗率を表す。

※ なお、実際の集計に当たっては、あらかじめ線型推定用乗率に比推定用乗率を乗じた集計用乗率を作成して各個票データに付与し、これを合算することによって結果数値を得ている。

イ 地域別結果の推定方法

10地域^{注1)}別結果は、上記の全国結果と同様の方法で算出した後、10地域の合計が全国結果と一致するように補正している。

(3) 詳細集計

ア 全国結果の推定方法

全国結果の算出は基本集計と同様の方法で行っているが、比推定に用いる基準人口^{注2)}については、基本集計の調査結果に基づく男女、年齢10歳階級(5区分^{注3)})、就業状態(就業者、完全失業者、非労働力人口)別人口としている。

イ 地域別結果の推定方法

まず、月次結果について、10地域、男女、年齢5歳階級(13区分^{注4)})別に、国勢調査に基づく推計人口を基準人口とする比推定により算出する。

次に該当する一年間の月次結果を単純平均して年平均値を算出し、さらに、基本集計の年平均結果の10地域、男女、年齢10歳階級(5区分^{注3)})、就業状態(就業者、完全失業者、非労働力人口)別人口を基準人口とする比推定によって地域別年平均結果を算出する。

なお、計算途中の線型推定値は、基本集計結果の算出の際に用いた線型推定用乗率による集計値である。

注1) 第8章の2を参照

注2) 詳細集計では、雇用・失業情勢の詳細な状況を調査することを目的としていることから、自衛隊営舎内(艦船内)居住者及び刑務所等の矯正施設収容者は集計の対象から除外している。

注3) 15～24歳から45～54歳までの10歳階級及び55歳以上

注4) 15～19歳から70～74歳までの5歳階級及び75歳以上

4 推定値の誤差

例えば、ある時点における就業者数を、統計調査によって推定しようとする場合、結果数値が必ずしも真の値に一致するわけではない。この差を誤差という。結果数値をみる場合、誤差の存在を常に認識しておく必要がある。

また、通常、誤差は、標本調査であることに起因する「標本誤差」とそれ以外の実地調査における調査票の誤記入などに起因する「非標本誤差」に分けて考えられている。

(1) 標本誤差

労働力調査の場合、国内居住者全員を調べているわけではなく、その一部である標本を調べて全体を推定している。第8章及び本章の3まででみたように、労働力調査の標本抽出方法及び結果の推定方法はやや複雑であるが、単純化して考えれば、抽出率が1/1000で10万人調査した場合、そのうち5万人が就業者であったとすると、

$$5 \text{ 万人} \times \frac{1000}{1} = 5000 \text{ 万人}$$

という算式によって就業者数は5000万人であると推定しているといつてよい。

このとき、この5000万人という結果数値は真の値に等しいとは限らない。なぜなら、調査された10万人という集団は全国民の完全な縮図とは限らないからである。同じ時点において標本の抽出をやり直して10万人調査できたとしても、再び10万人中5万人が就業者数となるとは限らず、5万1000人かもしれないし、4万9000人かもしれない。つまり、真の値は一つであっても、推定値はそれより大きくなっているかもしれないし、小さくなっているかもしれないのである。このように、標本から推定することによって生ずる誤差を標本誤差という。

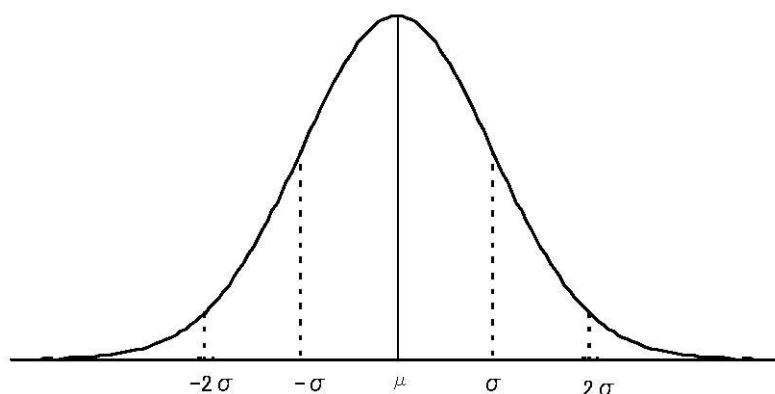
労働力調査の結果は、このような標本誤差が避け得ないものであるから、結果数値をみる場合には注意が必要である。例えば、先月5000万人であった就業者数が今月5001万人になったとした場合、仮に後に述べるような季節性がないとしても、これをもって直ちに就業者数が増加したとは判断できない。先月の数値も今月の数値も共に標本誤差を含んでいるから、真の値は逆に減少しているかもしれないからである。

しかし、標本誤差の存在は、必ずしも結果数値が信頼性を持たないということにはつながらない。というのは、推定値が真の値に「近い」ということは事実であり、また大きく真の値から離れることは少ないということもいえるからである。したがって、上の例でいえば、もし5000万人から5100万人に増加していれば、真の値も増加しているであろうということはかなり確率でいえるのである。このような判断に根拠を与えるものとして標本理論がある。

標本理論は、標本調査から得られた推定値が真の値からどの程度離れる可能性があるかを理論的に示してくれる。このとき、真の値からの距離を測定する際の物差しになるのが「標準誤差」である。抽出を何度も繰り返し推定を行えば、推定値は真の値の周りにある分布を示すであろう。この分布の広がり小さければ精度の良い推定ということができる。分布の広がり具合は、通常、分布の標準偏差で示され、この標準偏差を標本理論では標準誤差と呼んでいる。標準誤差は精度を示す指標であると同時に、誤差を測る尺度となる。また、標準誤差を真の値に対する比率で示したものを標準誤差率という。

標本理論によれば、推定値 \bar{x} は真の値 μ の周りにほぼ正規分布をしていると考えられ(図9-1)、標準誤差 σ が分かっているとすると、 \bar{x} と μ の差が σ 未満となる確率すなわち $|\bar{x} - \mu| < \sigma$ となる確率は約68%、 $|\bar{x} - \mu| < 2\sigma$ となる確率は約95%であることがいえる。つまり、推定値の誤差は、3回中2回は σ の範囲に収まっており、 2σ の範囲を超えることは20回に1回程度しかないことがいえるのである。

図9-1 推定値の分布



労働力調査の場合、ある月の推定値が5000万人のとき、標準誤差は約25万人であると推定されているから、調査結果を正確に記述しようとするなら、単に推定値が5000万人であるというのではなく、例えば5000万人 \pm 25万人の間に真の値が2/3の確率で存在するというように記述する必要がある。

標準誤差は、標本の抽出方法あるいは結果の推定方法が複雑な場合、簡単には求められないが、10万人を無作為に抽出したというように考えると、労働力調査のような人数の推定の場合、15歳以上人口を N 、ある属性を持つ人口を X 、標本数 n の標本による X の推定値を \bar{x} としたとき、 \bar{x} の標準誤差 $\sigma(\bar{x})$ は、

$$\sigma(\bar{x}) \cong N \times \sqrt{\frac{p(1-p)}{n}} \quad p = \frac{X}{N} \text{ (Xの15歳以上人口に占める割合)}$$

となり、標準誤差 $\sigma(\bar{x})$ を真の値 X で割った標準誤差率は、

$$\frac{\sigma(\bar{x})}{X} = \frac{N\sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}}{X} = \frac{N\sqrt{\frac{p(1-p)}{n}}}{Np} = \sqrt{\frac{1-p}{pn}}$$

となる。この式を見て分かるように、標準誤差は標本数の平方根に反比例して小さくなり、標本数が4倍になれば標準誤差は半分になる。また、全体に占める割合 p が小さい場合、標準誤差は小さくなるが、標準誤差率は逆に大きくなる。

労働力調査の実際の標準誤差は、実務上の制約などから2段抽出法を採っているため、上の式で示される値よりはやや大きくなっている。

ア 全国結果の推定値の大きさ別標準誤差

月別値及び年平均値の標準誤差率は、標本の交代を行うために設けられた8組の副標本を利用し、下記の算式により推定されたものである（ただし、組別の推定値が独立に正規分布していると仮定している。）。

年平均値用

$$\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{k=1}^8 (\bar{X}_k - \bar{X})^2} / \bar{X}$$

ここで、 \bar{X}_k は第 k 副標本による、 \bar{X} は全標本による、属性 X を有する人口の推定値の年平均値を表す。

月別値用

$$\sqrt{\frac{1}{8(8-1)} \sum_{k=1}^8 (\bar{X}_k - \bar{X})^2} / \bar{X}$$

ここで \bar{X}_k は第 k 副標本による、 \bar{X} は全標本による、属性 X を有する人口の月別推定値を表す。

属性ごとの標準誤差率を曲線の当てはめにより平均的に評価し、推定値の大きさ別におおよその標準誤差及び標準誤差率を示すと次のようになっている。

(ア) 基本集計

年平均の結果の標準誤差		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	11.0	0.2
2000	7.0	0.3
1000	5.0	0.5
500	3.5	0.7
200	2.2	1.1
100	1.6	1.6
50	1.1	2.3
20	0.7	3.6
10	0.5	5.1

毎月の結果の標準誤差		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	24.4	0.5
2000	15.8	0.8
1000	11.4	1.1
500	8.2	1.6
200	5.3	2.6
100	3.8	3.8
50	2.7	5.5
20	1.8	8.8
10	1.3	12.7

第9章 結果の推定方法と標本誤差等

(イ) 詳細集計

年平均結果の標準誤差			四半期平均結果の標準誤差		
推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)	推定値の 大きさ (万人)	標準誤差 (万人)	標準誤差率 (%)
5000	21.5	0.4	5000	43.4	0.9
2000	13.0	0.7	2000	26.0	1.3
1000	8.9	0.9	1000	17.7	1.8
500	6.1	1.2	500	12.0	2.4
200	3.7	1.8	200	7.2	3.6
100	2.5	2.5	100	4.9	4.9
50	1.7	3.4	50	3.3	6.7
20	1.0	5.2	20	2.0	10.0
10	0.7	7.1	10	1.4	13.6

資料：平成21年 労働力調査年報

イ 地域別結果の推定値の大きさ別標準誤差

全国結果と同じ方法によって、結果数値の大きさ別に平均的に評価した地域別四半期結果の標準誤差率は、次表のとおりである。

(ア) 基本集計

年平均結果の標準誤差率

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)									
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州 ・沖縄
2000			0.3							
1000			0.5			0.4	0.4			0.4
500	0.6	0.5	0.7	0.4		0.6	0.6	0.5		0.6
200	1.0	0.9	1.2	0.7	0.6	1.0	1.0	0.9	0.6	1.0
100	1.5	1.3	1.7	1.1	0.9	1.4	1.5	1.3	1.0	1.4
50	2.1	1.8	2.4	1.6	1.3	2.1	2.2	1.8	1.4	2.0
20	3.4	3.0	3.9	2.8	2.3	3.4	3.6	2.9	2.4	3.2
10	4.9	4.4	5.7	4.1	3.4	5.0	5.3	4.2	3.6	4.5

四半期平均の標準誤差率

推定値の 大きさ(万人)	標準誤差率 (%)									
	北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州 ・沖縄
2000			0.6							
1000			0.8			0.7	0.8			0.7
500	0.9	0.9	1.2	0.9		1.0	1.2	0.9		1.0
200	1.5	1.5	2.0	1.4	1.1	1.7	1.9	1.4	1.1	1.7
100	2.3	2.2	2.9	2.1	1.6	2.5	2.8	2.1	1.7	2.4
50	3.3	3.2	4.3	3.1	2.4	3.6	4.1	3.1	2.5	3.5
20	5.5	5.2	7.0	5.2	4.2	5.9	6.6	5.1	4.3	5.6
10	8.0	7.7	10.1	7.7	6.3	8.6	9.5	7.5	6.4	8.0

(イ) 詳細集計

主要項目の年平均結果の標準誤差率

		北海道	東北	南関東	北関東 ・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州 ・沖縄
役員を除く 雇用者	標準誤差率 (%)	2.3	1.6	1.3	1.5	1.8	1.4	1.5	1.8	2.0	1.5
	平成21年平均結果 (万人)	(216)	(359)	(1501)	(403)	(226)	(629)	(795)	(297)	(144)	(543)
正規の職員 ・従業員	標準誤差率 (%)	2.6	1.9	1.4	1.7	2.0	1.6	1.7	2.0	2.3	1.7
	平成21年平均結果 (万人)	(137)	(245)	(980)	(270)	(160)	(421)	(515)	(202)	(99)	(360)
非正規の職員 ・従業員	標準誤差率 (%)	3.2	2.4	1.8	2.1	2.7	1.9	2.2	2.6	3.1	2.0
	平成21年平均結果 (万人)	(79)	(114)	(521)	(133)	(66)	(209)	(280)	(96)	(45)	(182)

資料：平成21年 労働力調査年報

(2) 非標本誤差

非標本誤差とは、誤差の要因のうち標本抽出（偶然性）に起因するものを除いた全ての要因により生ずる誤差をいう。それは更に、その要因により幾つかに分けることができる。報告者が質問を誤解したり懸念したりして事実と異なる回答をする場合の誤りや、無回答、調査員の面接の拙さによる誤り、不慣れによる標本の脱落・把握誤り、連絡・指導の不徹底による誤り、調査票の処理及び集計上の誤りなど幾らでも細かく分けることができる。このように、非標本誤差は調査のあらゆる段階で発生する可能性がある。

非標本誤差の特徴は、標本誤差のそれとは対照的である。すなわち、標本誤差が標本の大きさと密接な関係があり、避けられないものであること、量的な測定ができ、そのコントロールができることに対して、非標本誤差は標本の大きさと直接関係がなく、原因を究明すれば避けられるものもあること、量的な測定が難しく、そのコントロールができないことなどである。

調査が大規模になり関係者の数が増えると、非標本誤差の発生源も増えるものである。調査の各段階で誤りをできるだけ少なくし、非標本誤差を小さく抑えるには、調査関係者の努力と回答者の統計に対する理解に最も大きく懸かっている。

5 季節調整値

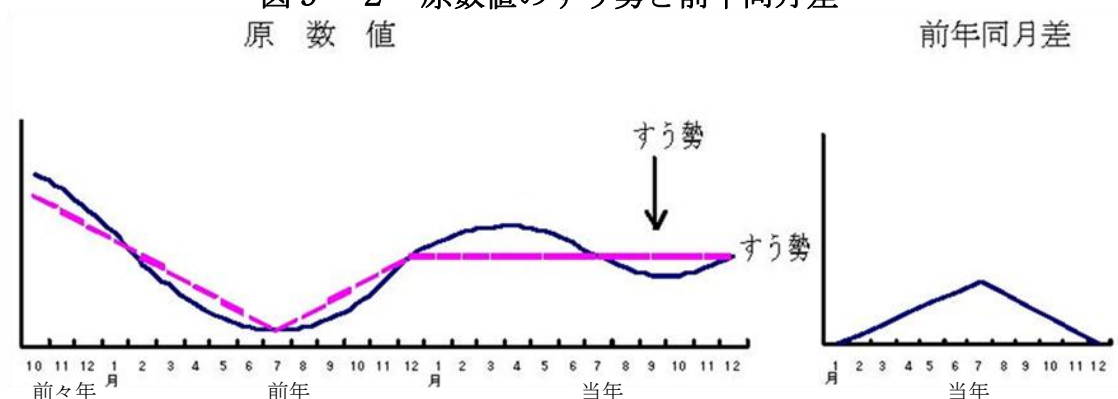
労働力調査の結果をみる場合、本章の4で述べた誤差の存在とともに注意する必要があるのは季節性の存在である。例えば、農業就業者は夏多く冬少ないが、これは毎年ほぼ決まって繰り返されるパターンであって、農林業就業者数のすう勢とは関係ない。したがって各月のデータを時系列的にみて農林業就業者が増加する傾向にあるのか否かを判断しようとする場合、季節的な変動による部分は除去して考えることが必要となる。

(1) 前年同月差の利用

前年同月差（又は前年同月比）を見るというのは、季節性を除いてデータを見る最も手軽な方法である。同じ月同士を比較すれば季節的な変動は自動的に除かれる。このため労働力調査の結果は、前年同月差又は前年同月比の形にして動向をみることが多い。労働力調査の標本設計においても、標本のうち半分を前年同月との継続標本とするなど、前年同月との比較の精度が向上するような工夫がなされている。

前年同月比較を行う場合幾つか注意すべき点がある。例えば、1年前との比較であるため、前年同月差（又は前年同月比）の変化方向は、基本的なすう勢の変化方向と必ずしも一致していない。前年同月差が拡大したといっても、それは1年前の動きによって引き起こされているかもしれない。例えば、図9-2のような例の場合、当年の前年同月差の動きは前年におけるすう勢的变化によって引き起こされたものであって、当年における実数値の動きは季節性を除けば安定したものとなっている。また、季節パターンが年とともに変化していく場合は、前年同月との比較では十分でないことに注意する必要がある。

図9-2 原数値のすう勢と前年同月差



(2) 季節調整の考え方

もう一つの一般的な方法として、季節パターンを除去する手法を原数値に適用して季節調整値を得る方法がある。季節調整値が得られれば、前月との直接比較が可能となる。

まず、原数値の動きが、次の四つの要素から構成されていると仮定する。

- すう勢変動(T:Trend)：経済の成長などに伴い、長期的に上昇・下降を示す変動
- 循環変動(C:Cycle)：景気の循環に伴う変動など、ほぼ一定の周期を持つ周期変動で、周期が12か月を超えるもの

- 季節変動(S:Seasonal)：12か月を周期とする変動
- 不規則変動(I:Irregular)：上の三つ以外の変動で、突発的な出来事や、標本誤差などの変動

そして、原数値の系列O (Original) は

$$O = T \times C \times S \times I$$

という形で、各要素が乗法的に結び付いたものと仮定する。原数値の系列が、絶対水準が高くなるにしたがって季節的な変動の振幅も大きくなっているような場合は、このように仮定するのが一般的で、労働力調査の結果の季節調整もこの「乗法モデル」を用いている。

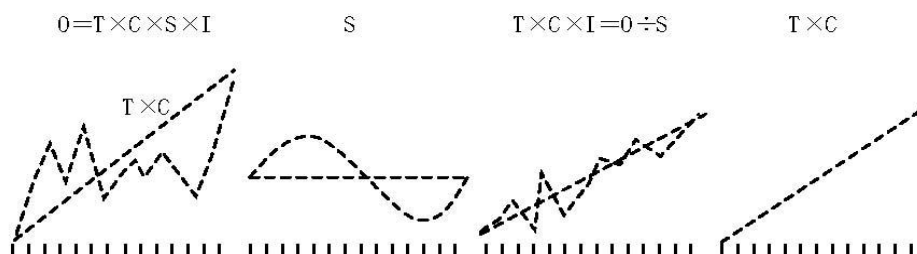
このとき、次の(3)で述べる方法などにより、年の各月のSが得られたとする。Sはその年の季節パターンを示し、季節指数と呼ばれる。季節調整値は、各月において原数値を季節指数で除することによって得られる。式で示せば、

$$O \div S = (T \times C \times S \times I) \div S = T \times C \times I$$

となる。このようにして得られた系列は、TCI系列ともいう。

これを図で示せば、次のようになる。

図9-3 季節調整の概要



さらに、Iを除去すれば、すう勢変動と循環変動のみが残り、傾向的な動きを知ることができる。この系列をTC系列ともいう。

(3) 季節調整の方法

季節調整を行う方法は幾つかあるが、一般的な方法としては、アメリカ商務省センサス局が開発したセンサス局法^{注)}がある。センサス局法は、移動平均比率法に基づくもので、移動平均を繰り返すことによって季節変動成分を取り出そうというものである。センサス局法による基本的な季節調整の考え方は以下

注) センサス局は、1950年代から研究を始め、1954年にセンサス局法Iを完成し、その後複数回にわたる改正を行い、1965年にセンサス局法II(X-11)を公表している。センサス局法II(X-11)は、多くのオプションを持ち汎用性に富むが、最近では、X-11を改良したX-12-ARIMAを使用している統計も増えている。

のとおりである。

- ① 原数値の系列 $O = T \times C \times S \times I \xrightarrow{\text{12か月移動平均}} (T \times C)^*$
- ② $O \div (T \times C)^* \longrightarrow S \times I^*$
- ③ $S \times I^* \xrightarrow{\text{移動平均}} S$
- ④ $O \div S \longrightarrow T \times C \times I$ (TCI系列)
- ⑤ $T \times C \times I \xrightarrow{\text{移動平均}} T \times C$ (TC系列)

※「*」は暫定値であることを示す。

実際には、このような手続を1回行っただけでは純粋な季節変動成分を安定的に取り出すことはできないので、⑤からまた②に戻るといったように、手続を何度か繰り返すようになっている。また、移動平均も様々な種類のものが使われている。

さらに、Oには、大規模なストライキや、天候不順等による例外的な変動が含まれていることがあり、その影響で季節変動成分、すう勢・循環変動成分の推定値がゆがんでしまう場合がある。センサス局法では、各成分を正しく推定するため、例外的な変動の部分の特異項として取り出し、それらを修正、あるいは除去して季節調整を行うようにしている。その場合、特異項と判定するためには、ベースとなるTC系列が安定したものである必要があり、逆に安定したTC系列を得るためには、特異項を修正しておく必要がある。このため、上に示した①～⑤のステップを、特異項を検出修正しつつ何度か繰り返すといった方法を採用している。

なお、センサス局法による移動平均の仕方、特異項の修正法については、「付録7 センサス局法の概要」で解説している。

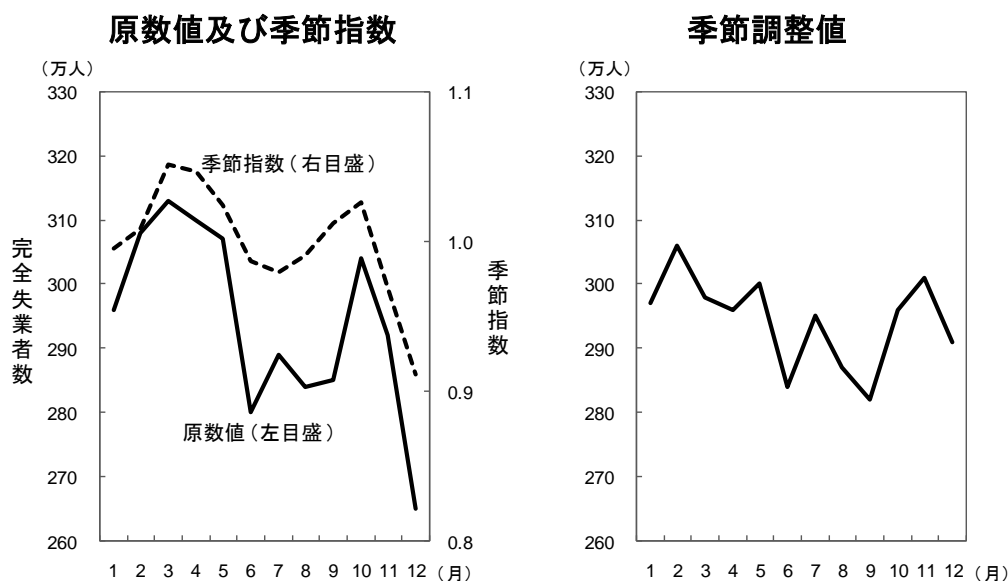
(4) 労働力調査結果の季節調整値

労働力調査では、センサス局法(X-12-ARIMA)のX-11デフォルト^{注1)}による季節調整値を公表しており、現在約150系列^{注2)}について、季節調整済みの月次又は四半期データがある。完全失業者数の季節調整値の例を示せば、図9-4のとおりである。

注1) 特異項の管理限界は、下限 9.8σ 、上限 9.9σ としており、これ以外は標準オプションとしている。

注2) 開始年は系列により異なる。なお、最も長い系列は昭和28年1月からの月次データがある。

図9-4 季節調整値の例（完全失業者数—平成17年）



季節調整値をみる場合、二つの点に注意する必要がある。第一は、過去に公表された季節指数及び季節調整値は、年1回改定されるという点である。センサス局法では、過去の傾向から、将来の季節指数の推定値(推計季節指数)も計算できる。労働力調査では、例えば当年12月までの月次データがそろると、それを使って翌年1月から12月までの推計季節指数を計算し、その推計季節指数により翌年の各月の季節調整値を公表している。そして、当年12月までのデータがそろると、当年12月までのデータに基づき翌年の推計季節指数を計算するとともに、過去に遡って各月の季節指数及び季節調整値の再計算^{注)}を行っている。このように、新たなデータが加わることにより、過去に公表した数値が改定されることに注意する必要がある。

第二は、各系列に対して独立に季節調整しているので、例えば男性の系列の季節調整値と女性の系列の季節調整値が、男女計の季節調整値に一致しないこともあり得る点(不加法性)である。また、完全失業率も、独立した一つの系列として季節調整している。このため、完全失業者数の季節調整値を労働力人口の季節調整値で除したものは一致しない場合があることにも注意する必要がある。

注) 原則として、当年から29年前までの原数値を用いて再計算を行い、直近10年分の結果について改定している。

6 時系列回帰モデルによる都道府県別結果の推定

労働力調査では、都道府県別に標本設計をしておらず（北海道及び沖縄県を除く。）^{注1)}、都道府県ごとの標本数も少ないことから、当初は都道府県別結果を集計していなかった。しかし、平成13年中頃に完全失業率（季節調整値）が調査開始以来初めて5%に達し、その後も高水準で推移し、厳しい雇用情勢が続いた。このような状況の中、雇用・失業情勢の詳細な把握に必要であることから、各方面から都道府県別の結果の公表が要請されるようになった。

このような背景から、都道府県別結果について、平成18年5月から時系列回帰モデルによる推定手法を採用し、より安定的な結果が得られるようにした上で、四半期平均結果（モデル推計値）の公表を開始^{注2)}した。

(1) 推定方法

労働力調査の都道府県別結果を推定する方法については、以下のような五つの要素からなる時系列回帰モデルを採用している。

$$Y(t) = X(t)\beta(t) + T(t) + S(t) + I(t) + e(t)$$

観測値 回帰 トレンド 季節変動 不規則変動 標本誤差

※観測値とは全国等の結果を求める方法（比推定）による都道府県別結果である。

それぞれの要素は次のような変動を表している。

- 回帰項：各都道府県の動きと都道府県が属する地域（10区分）のトレンドとの関係を表す。
- トレンド項：経済の成長などに伴い長期的に変動を示すすう勢変動と、景気の循環に伴う変動などほぼ一定の周期を持つ変動で、周期が12か月を超える循環変動とを合わせた変動。景気の後退と回復によって、完全失業者が傾向的に増加したり、減少したりするような動きのことである。
- 季節変動項：12か月を周期とする季節変動。
- 不規則変動項：すう勢変動、循環変動、季節変動以外の変動で、突発的な出来事による変動や景気の短期的変動。地震などの自然災害や戦争などの国際紛争など一時的な現象の影響によって起こる生産の減少といった動きのことである。

注1) 第8章の2を参照

注2) 平成14年から、参考として比推定による都道府県別の年平均結果（試算値）を公表していたが、モデル推計値の時系列データが十分に整備されたことに伴い、平成19年平均結果をもって廃止した。

○標本誤差項：労働力調査は、当月調査世帯の半分が前月・前年同月にも調査世帯となるような標本設計となっている。したがって、標本誤差は自己相関を持つ（前月・前年同月の標本誤差が大きければ、当月の標本誤差も大きい）とみなすことが可能である。そこで、これを仮定した時系列モデルにより、標本誤差と考えられる変動パターンと変動幅を前後の時系列データから推定したものである。

回帰項は、トレンドに近い変動を捉えており、回帰項とトレンド項とでいう勢変動及び循環変動を合わせた変動と考えることも可能である。回帰項により、時系列的な変動要素に空間（地域）情報も取り入れることになり、より多面的な情報を推定に利用できるものになっている。

この推定方法による都道府県別の推計値は、比推定値（全国結果等と同様の推定方法）からカルマンフィルタ^{注1)}を用いて、回帰項、トレンド項、季節変動項、不規則変動項及び標本誤差項に分解できる。こうして得られた標本誤差 $e(t)$ を従来の手法による推計値 $Y(t)$ から除いた値「 $Y(t) - e(t)$ 」が、新たなモデルによる推計値^{注2)}となる。

なお、相対的に標本規模の大きい北海道、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府及び沖縄県については、比推定による推計を用いている。

注1) 時系列データ（観測値）から誤差（ノイズ）を除き、真の値を推定する手法。航空機の飛行制御やGPSにおける計測データの処理（衛星配置や気象条件等により生じる誤差を除く。）など様々な分野で広く利用されている。

注2) 毎年1～3月期平均の公表時に、新たな結果を追加して再計算を行い、前年までの四半期平均及び年平均結果を遡って改定している。

IV 労働力調査における諸定義の発展と調査の変遷

第10章 諸定義の発展と国際基準

労働力調査における諸定義は国際的にも幾多の変遷を経て発展してきており、近年では国際基準も整備されてきている。本章では、国際的にみた労働力調査の起源、諸定義の発展、国際基準の変遷などについて解説する。

1 国際的にみた労働力調査の起源

人口の経済的屬性に関する統計資料は基本的かつ重要なものであるが、労働力調査を実施することによって経常的に国民の就業状態、産業別人口構成等を明らかにするようになったのは1940年代に入ってからのことである。

それまでは、各国とも数年に一度実施される人口センサスによりそれらの情報を得ていた。アメリカでは、1820年の第4回センサスから就業に関する調査事項が設けられており、日本においても、大正9年（1920年）の第1回国勢調査から就業状態に関する問が設けられている。ちなみに、第1回国勢調査における調査票上の表現は、「職業のあるものは、職業の種類と職業上の身分、勤柄を示す様詳細に書き入れること。」というものであった。

当時の就業状態の決定の仕方は、いわゆる「有業者方式 (gainful worker approach)」というものであった。これは「ふだんの状態 (usual status)」によって人口を分類しようとするものであり、社会の構成員である各人は、工場労働者であるとか、主婦であるとか、学生であるといった社会内における一定の「身分」を保有しているという考えに基づいている。したがって、調査時における状況が必ずしもその人の属性に対応するものではなかった。また、この方式においては、失業の測定というものは必ずしも重視されていなかったが、これは当時の古典派経済学において、市場経済の自動調整機能によって失業は一時的にしか存在しないという認識があったことも関係している。

アメリカにおいては、1930年代の人口センサスまでこの方式が採られていたが、19世紀後半からの急速な産業化、労働組合の結成等、社会経済における種々の変化は、新たな経済学発展を促すとともに、統計資料に対しても変革を求めるものとなった。特に、1929年に始まった大恐慌による大量失業は、失業の実態を正確かつ迅速に明らかにする統計資料を要求した。こうしたことからアメリカは、雇用促進局 (Work Progress Administration, 後に Work Project Administration と改称) を中心に新しい概念体系の研究を行い、1940年の人口センサスから新しい方式を導入することとし、同時に、1940年1月から標本調査を毎月実施することとした。この標本調査が現在の Current Population Survey (以下「CPS」という。) の原型であるが、このような標本調査が実施さ

れるようになった背景として、統計理論の社会科学への応用、特に社会調査における標本理論の応用が、アメリカを中心として急速に広まったことも忘れてはならない。

さて、このとき採用された方式が現在使われている労働力方式 (labour force approach) であり、調査時における活動状態 (current activity) を調査しようとするものである。すなわち、ある一定の期間に少しでも収入になる仕事をしたか否かという「事実」に基づいて就業者か否かを決定しようとするもので、「何をしたか」という観点から人口を分類することになる。一方、「ふだん仕事をしているかどうか」で判断する方法が有業者方式である。有業者方式と労働力方式を比べると、有業者方式は、調査の時期や調査時の偶発的状況に影響されることが少ないという利点を持つ一方、定義に曖昧さが残り回答者の意識に左右される部分が多いという欠点があり、労働力方式は、逆に調査の時期や偶発的状況に影響されやすいという欠点を持つ一方、厳密に定義ができるという利点をもっている。

表 10-1 労働力方式と有業者方式の比較

	労働力方式	有業者方式
分類の観点	特定の期間の状態 (actual status) で人口を分類	ふだんの状態 (usual status) で人口を分類
定義の明確さ	定義が明確で客観的	定義に曖昧さが残り、回答者の意識に左右されやすい
偶発的要素の影響	調査の時期や偶発的状況に左右されやすい	調査の時期や偶発的状況に影響されることが少ない

労働力方式が登場する2年前の1938年に国際連盟統計委員会では、有業者方式が提唱されていたが、労働力方式は、定義が明確であること、毎月行う調査に向いていること、失業の把握に適していることなどから次第に広まるようになり、1950年の人口センサスに向けての国際連合人口委員会の勧告では、両方の方式のいずれを選択するかは、各国の判断に任せるということになった。

我が国においては、昭和25年(1950年)の第7回国勢調査から労働力方式を採用し、また、これに先立って昭和21年(1946年)9月から、終戦後の混乱した日本経済の実態把握のため、連合国軍総司令部(GHQ)の指導により、労働力方式による労働力調査が始められた。

2 就業状態の定義の変遷及び国際基準

労働力方式における就業者、休業者、失業者等の諸概念は、1940年代に登場したものであるが、その後次第に厳密かつ明確なものへと整備されていった。これらの諸概念を整理し、国際基準を作るべく努力したのが国際労働機関(ILO)である。ILOは、労働者の生活状態や労働条件に関する国際的な資料を得るために、労働統計に関する基準を策定し、統計による国際比較を可能にする必要があった。そこで、労働統計の作成業務を担当する代表者をILO加盟国から招集する国際会議(国際労働統計家会議: International Conference of Labour Statisticians)を開催し、労働統計に関する決議(resolution)や指針(guideline)を採択するようになった。

国際労働統計家会議は2008年までに18回開催されてきたが、このうち第2回(1925年)、第6回(1947年)、第8回(1954年)、第13回(1982年)において就業状態の定義等に関する決議を行っている。この決議は、労働力調査がアメリカで開発されたこともあってアメリカの労働力調査の影響も強かったが、各国に与えた影響は非常に大きいものがあった。以下において、これらの決議を中心として諸概念の発展をみることにし、同時に影響力の強かったアメリカの労働力調査の変遷についても触れることにする。

(1) 第2回国際労働統計家会議

1925年に開催された第2回会議においては、労働力方式が登場する前でもあり、失業統計に関してのみ決議を行っている。具体的な内容を要約すると次のとおりである。

- ア 失業保険制度が普及している国においては、その制度の運用から得られる資料は失業統計の最良の基礎である。
- イ それが利用できない場合は、労働組合から失業者総数、組合員総数等の資料を得ることが望ましい。
- ウ 公共職業紹介所による統計により、求職登録者数等の資料を作成すべきである。
- エ 失業に関する資料が上記の方法で得られない国では、人口センサスや標本調査により失業者数等を得るようにするのが望ましい。

このほか、失業の定義に類する決議も行っているが、それは極めて漠然としたものであり、むしろこの時点では失業の定義をする段階に至っていなかったといえる。

失業統計は、もともと労働組合が、失業している組合員の数を公表したこと

に始まる。アメリカでは、1900年代に入ってから、政府が組合統計や失業給付統計などを集めて公表するようになった。この決議の行われた頃は、アメリカでも業務統計や組合統計が中心であったのである。

その後の1930年代のアメリカにおける労働力方式に関する研究は失業の定義についても先駆的役割を果たした。すなわち、失業者を「職を失った者」ではなく「職を求めている者」としようとする見方が生まれたのである。これは、それまでの職を失って路頭に迷っている者といった固定的な失業者のイメージから脱却し、仕事をする意志と能力を持つ者のうち、実際にその労働力が活用されていない部分として、失業者を認識しようとするものであった。

(2) 第6回国際労働統計家会議

1947年のこの会議において、初めて労働力方式が提唱された。また、失業については、第2回会議の決議とは異なり、人口調査や労働力調査によって包括的データを得るべきであり、それが利用できない場合に労働組合の失業記録や職業紹介所の記録を利用すべきであるとされ、また、失業を決定する要件も明確化された。この決議において、定義が揚げられた諸概念のうち主なものは、次のとおりである。

ア 「文民労働力人口 (civilian labour force)」とは、一定年齢以上の全ての文民のうち就業者と失業者の合計とし、「総労働力人口 (total labour force)」とは、文民労働力人口と軍隊を合わせたものとする。

イ 就業者とは、特定の期間に何らかの仕事に従事する者と仕事を持ちながら一時的に休んでいる者の合計とする。また、就業者には、次のもの全てが含まれる。

- (ア) 公共及び民間の労働者
- (イ) 使用者
- (ウ) 雇い人のいない自営業主
- (エ) 無給の家族従業者

ウ 失業者とは、一定の日において職業を持たず、1週間を超えない一定の最短期間中引き続き職業を持たず、かつ求職中の者で、もし職があれば就業し得るものをいう。

この失業者の定義は、必ずしも厳密なものではないが、失業の3条件、すなわち就業者とはならず、求職活動をしていて、就業可能という条件を明示するなど、ほぼ今日一般的になっている定義の原型を見ることができる。

日本の労働力調査の定義をみると、昭和24年(1949年)5月以降の就業状

態の定義は、この決議の内容に合ったものとなっている。一方、当時のアメリカの労働力調査においては、幾つかの特殊な取扱いがあった。15時間未満しか働かなかった無給の家族従業者を就業者としない点、レイオフ中の者について、30日以内に復職できるという明確な指示がある者は就業者、復職を待っているが待機期間が不明確な者は失業者とする点、一時的病気で求職活動ができなかった者と、仕事がないと考えて求職活動をしていないディスカレッジドワーカー、いわゆる「求職意欲喪失者」を失業者とする点などである。また、失業の定義における「求職中」という概念には、過去の求職活動の結果を待っている者も含まれるとも考えられるため、日本もアメリカも失業者に含めていた（アメリカでは過去60日の求職活動に限定）。

アメリカでは、1940年に労働力調査が開始された以降も、定義に関する研究をかなり行っているが、最初に定義の本質的変更があったのは、1954年3月に設定された「概念再検討委員会」の勧告を受けて、1957年1月に行われた改正の際である。改正の結果、30日以内に復職するレイオフ中の者が就業者から失業者となったことから、レイオフ中の者で復職を待っている「就業待機者」が新たに失業者に含められるようになった。

(3) 第8回国際労働統計家会議

第8回会議は1954年に開かれ、新しい定義が採択された。第6回会議の決議と比較すると、定義の精密化が図られる一方、無給の家族従業者、レイオフ中の者及び就業待機者については、アメリカにおける扱いが新しい定義の中にも採用されることになった。第8回会議の決議は、第13回会議が開かれた1982年までの28年間国際基準として通用し、労働力調査を実施するようになった多くの国において、そのガイドラインとなるものであった。一方、無給の家族従業者、レイオフ中の者、就業待機者の扱いについては、勧告に従わない国も多かった。特にレイオフの取扱いについては、アメリカと雇用慣行の異なる国においては、そのまま適用するのは難しかった。

勧告に示された定義は次のとおりである。

〔労働力〕

ア 文民労働力

以下に定義する就業又は失業としての諸要件を備える全ての文民(civilian)をいう。

イ 総労働力

文民労働力と軍隊(armed forces)の合計をいう。

〔就業〕

- ア 就業者は一定の年齢を超える者で、次の部類に属する者をいう。
- (ア) 従業中の者：1週間又は1日という特定の短期間中、賃金又は利益を目的として、何らかの仕事に従事した者
 - (イ) 仕事を持っているが休業中の者：現在の仕事に既に従事したが、病気、傷害、労働争議、定期休暇、その他の休暇、無断欠勤、悪天候、又は機械的故障等による一時的な作業の混乱により、特定期間中、臨時に仕事を休んだ者
- イ 使用者及び自営業主は就業者に含め、他の就業者と同様に、「就業中」又は「休業中」に分類する。
- ウ 無給の家族従業者で、現に事業所又は農業の経営を補助している者は、一定の期間において、通常の労働時間の3分の1以上従業した場合は、就業者とみなす。
- エ 次の部類に属する者は就業者とみなさない。
- (ア) 一定期間を通じ、期間を定め、又は期限の定めなく一時解雇（レイオフ）され、賃金の支払を受けていない者
 - (イ) 調査期間後のある期日に新規の仕事、事業又は農業を始める準備を既に整えたが、現在仕事を持っていない者
 - (ウ) 一定期間中、家族の事業又は農業に通常の労働時間の3分の1未満しか従事しなかった無給の家族従業者

〔失業〕

- ア 失業者は、一定の年齢を超える者で、一定の日又は週を通じ、次の部類に属した者をいう。
- (ア) 雇用契約が満了又は一時停止され、仕事を持たず、かつ賃金又は利益を目的とする職を求めている就業能力のある労働者
 - (イ) いまだ就業したことの無い者、最近の地位が雇用者以外であった者（以前、使用者であった者等）、又は引退していた者であって、一定期間を通じ就業能力を有し（軽微の疾病を含む。）、かつ賃金又は利益を目的とする職を求めている者
 - (ウ) 一定期間後のある期日に新規の仕事始める準備を既に整えた者で現在仕事を持たず、かつ就業能力を有する者
 - (エ) 期限を定め、又は期限の定めなく一時解雇（レイオフ）され、賃金の支払を受けていない者

イ 次の部類に属する者は失業者とみなさない。

- (ア) 自己の事業又は農業を始める準備をいまだ整えていないが、その意図を持つ者であって、賃金又は利益を目的とする職を求めている者
- (イ) 以前、無給の家族従業者であって仕事に就いておらず、かつ賃金又は利益を目的とする職を求めている者

(4) アメリカ及び国際機関における検討

就業状態の定義については、労働力調査を実施している国においてはそれぞれの国の状態のより良い把握のために、国際機関においてはより一般的かつ厳密な定義を得るために、様々な検討が行われた。ここでは、次の第 13 回会議へ影響を与えたものとして、アメリカ及び国際機関における検討について説明する。

アメリカにおける検討及び調査の改正

アメリカでは、1961 年 11 月に「雇用・失業統計を検討するための大統領委員会 (President's Committee to Appraise Employment and Unemployment Statistics)」(通称ゴールドン委員会)が設置され、1 年後に「雇用及び失業の測定」という研究報告書が出された。この報告書は 200 以上もの勧告を行っており、これを受けて 1967 年に CPS の改正が行われた。この改正により、幾つか定義が変更になったほか、パートタイム労働力の測定、非労働力人口の実態把握、失業の内容解明、誤った回答の修正などのために質問が追加された。就業状態の定義については、失業に関する部分で次のような変更が行われた。

- ア 調査週間中病気や休暇などのために仕事を休み、その間に仕事を探していた者は、これまで失業者に分類していたが、これを休業者とする事とした。このように休業を優先させるというのは、仕事を持っている者をまず把握するという考えに基づくものであろう。
- イ 求職活動の有無は、それまで求職中か否かという質問に対して Yes か No かによって決定していたが、これを過去 4 週間という期間の限定を設け、その期間に具体的な求職活動をしたか否かによって判定することにした。この結果、一時的な病気で求職できなかった者や過去の求職活動の結果を待っている者についても、過去 4 週間に求職活動をしていなければ失業者としないことになった。この変更は、把握を厳密にするためのもので、後に述べるように第 13 回労働統計家会議の決議にも影響を与えた。なお、新旧両調査を同時に行った結果をみると、

この定義の変更に伴う設問の変更は女性の失業率を高めるという結果をもたらしていたようである。

- ウ 失業とする要件として、調査期間中の就業可能性をはっきりと求めた。それまでは就業可能性に関する質問項目がなかった。就業可能性の条件は、現在でも求めている国があり、求職活動の有無と並列する独立した条件であるという意識は必ずしも強くなかったのである。
- エ 職がないと考えて求職活動をしていない「求職意欲喪失者」は、それまで失業者としていたが、これを非労働力人口に含めた。しかし、このグループは失業の周辺にある者としては重要なので、非労働力人口の実態把握として調査されることになった。

以上のような変更のうち、ア、ウ、エの結果として、CPSの定義は第8回会議の決議に極めて似たものとなった。また、イについては、新しいアプローチを示したという意味で、決議を一步進めるものであった。

国際機関における検討

1975年にOECDの人的資源及び社会問題委員会は雇用失業統計に関する作業部会を設立し、作業部会は一連の勧告を含む暫定報告書を作成している。また、ILO内部においても第8回会議の決議の妥当性について検討が進められた。これらの過程で出てきた、この第8回会議の決議に対する意見としては、例えば、

- ア 無給の家族従業者を就業者とする際に設けている就業時間の制限は、合理的な理由がない。2時間しか働かなかった学生のアルバイトを就業者として、10時間働いた家族従業者を就業者としないのはおかしい。
- イ レイオフについては、勧告は各国の現状に必ずしも適合しないため、各国とも取扱いはまちまちになっている。国際比較を可能にするためにも定義の再検討が必要である。

などがある。

(5) 第13回国際労働統計家会議

第13回会議は、1982年10月に開かれ、28年ぶりに国際基準を変更するものとなった。第8回会議の決議に対する批判にもかなり応えており、定義の厳密化が図られるとともに、発展途上国の実情も考慮されるようになっている。

決議のうち就業状態に関する部分は次のとおりである。なお、「付録8 ILO 第13回国際労働統計家会議における決議(抄訳)」として決議の一部を載せている。

経済活動人口

この決議では、まず「経済活動人口(economically active population)」という概念を規定している。経済活動人口とは、「特定の期間内に、国連の国民経済計算体系(SNA)の定義による経済的な財及びサービスの生産のために労働の供給を行った者」と定義されている。また、この経済活動人口について、1年のような長い期間を調査期間として測定されるものを「通常活動人口(usually active population)」、1日又は1週間のような短い期間を調査期間とするものを「現在活動人口(currently active population)」としている。現在活動人口は労働力人口と同義であり、就業者と失業者の合計となるのは従来と同じである。

就業者

就業者の決定に関しては、有給就業(paid employment)と自営就業(self employment)に分けて従業者と休業者を定義し、定義の精密化を図ったというのがこの決議の特色である。就業者は、1週間又は1日という特定の短い期間において、次の範囲に属する一定年齢以上の者とされる。

ア 有給就業者

従業者：調査期間中に現金又は現物による賃金又は給料を得るために何らかの仕事をした者。

休業者：調査期間中一時的に仕事をしなかったが、仕事との「正式な結び付き」を持っている者。正式な結び付きとは、

- (ア) 賃金又は給料の継続的受領
- (イ) 仕事への復帰の保証又は復帰日の確約
- (ウ) 休み始めてからの期間

のうちの一つ又は二つを用いて国情に照らして決定する。

イ 自営就業者

従業者：調査期間中に、現金又は現物による利益又は家族の利益のために何らかの仕事をした者。

休業者：商業、農業又はサービス業のような企業を持っているが、調査期間中は何らかの特別の理由により一時的に仕事をしなかった者。

無給の家族従業者及び軍隊

無給の家族従業者については、第8回会議の決議で示された「通常の労働時間の3分の1以上働けば就業とみなす」という制限が廃止され、「調査期間中の就業時間数に関係なく自営就業とみなされなければならない。」とされた。また、第6回会議及び第8回会議の決議においては文民労働力と軍隊を区別していたが、今回の決議においては「軍隊の構成員は有給の就業者に含めなければならない。」とされ、文民労働力という用語は消えている。これらは、財又はサービスを生産するために労働を提供する以上、特別扱いはしないという考えに基づく。

失業

失業者は、調査期間において次の条件を満たす者として定義された。

- ア 「仕事を持っていない」、すなわち、有給雇用でも自営でもない。
- イ 「現に就業が可能」、すなわち、有給雇用又は自営の仕事に就くことが可能である。
- ウ 「仕事を探していた」、すなわち、最近の特定期間に、有給雇用又は自営の仕事を探す特別な手だてをした。

これに加え、この定義にかかわらず、「調査期間後のある時点から有給雇用又は自営業を始める手はずを整えた者で、仕事がなく、現在就業可能である者は失業者とみなされなければならない。」とされ、就業待機者はこの決議においても失業者とされた。

失業の定義に関しては、次の3点を特徴として挙げることができる。

① 失業の3条件の明確化

失業を決定するための3条件は従来の定義にもあったものだが、第13回会議の定義では項を立てて各条件を厳密に規定している。特に今回の定義において、従来の定義と異なっているのは、求職活動の有無の判定方法である。第8回会議の決議においては、「調査期間中に、雇用又は自営の職を求めている」ことを求職活動としていたが、今回は「最近の特定期間に、有給雇用又は自営業を探すために特別な手段を講じた」ことをもって求職活動とした。これは、アメリカの過去4週間における具体的な求職活動の有無によって判定するという方式を念頭においていると思われる。

調査期間において「求職中である」というのは、一種の「ふだんの状態」

ともいえるもので、それゆえに過去の結果を待っている者も含めた。今回の定義は、一定の期間を定め（調査期間と同一期間とは限らない。）、その間に「求職活動」とされる活動の「事実」があったか否かによって判定しようとするもので、労働力方式を導入した際と同様な発想をみることができ

② レイオフの特別扱いの廃止

第8回会議の決議においては、レイオフ中の者は求職活動をしていなくても失業者としていたが、今回はレイオフ中の者についても上の三つの条件を適用して失業者か否かを判定することとした。つまり、レイオフ中の者についても求職活動をしていなければ失業者とならない。特別扱いがなくなったのであるから、まず就業者（休業者）の条件に照らし、次に失業者の条件に照らし、いずれにも当てはまらなければ非労働力人口ということになる。

従来のレイオフ中の者は失業者とするという定義は、アメリカのような先任権制度に基づくレイオフ制度が雇用慣行として確立している国を想定したものであり、使用者の都合で一時的に仕事を休ませるという制度はあっても、アメリカのレイオフとは全く内容の異なっている当時の西ドイツやフランスなどの西ヨーロッパ諸国や日本においては、もともと適用し得ないものであった。アメリカのレイオフは解雇であって、無給が普通で、社会保険も切れることが多く、必ずしも復帰の保証はないが、日本やヨーロッパ諸国においては、解雇は法的に厳しく制限されており、一時的に休んでいても雇用関係は継続しており、有給で、社会保険もそのままであり、復帰もほぼ確実であるというように、内容は全く異なっているのである。実際、カナダやオーストラリアのようにレイオフ制度のある国においては、レイオフ中の者を失業者としていたが、日本やヨーロッパ諸国においては、使用者の都合で仕事を休ませられている者は休業者となるのが普通であった。

この定義でレイオフを特別扱いしなくなったことにより、それぞれの国における扱いが自然なものとなった。日本などの場合は、休業の定義に照らせばおのずから休業者となり、アメリカの場合も、レイオフ中の者の約80%は求職活動をしている（期間は限定せず。）という1976年の調査もあり、大多数は失業の定義に照らしておのずから失業者となるようになったのである。

③ 途上国への配慮

従来の定義が、発展途上国にはそのまま適用しにくいということがあったため、「通常の求職方法が十分に利用できない場合であったり、労働市場が大部分未組織であるか又は範囲が限られていたり、労働吸収力がその時点では不十分であったり、労働力の多くが自営業的であったりする状況においては」求職活動の要件を緩めてもよいとされた。

【参考】EU 加盟国における労働統計に関する規則

西ヨーロッパ諸国では、従来、労働力調査を年に 1 回程度実施していたものの、失業者の経常的な把握に関しては、第 13 回国際労働統計家会議の後も、行政記録に基づく業務統計（失業給付事務所や雇用事務所等への登録者数など）が中心となっていた。しかし、EU 域内各国間の経済的な関係が強まっていくにつれて、共通基準に基づく経常的な労働統計を整備する必要性が高まっていった。1998 年に EU 理事会規則（council regulation No. 577）、2000 年に EU 委員会規則（commission regulation No. 1897）がそれぞれ制定された。これらの規則では、EU 加盟国に対し労働力調査の毎年実施を義務づけ、原則として年を通じた連続的な調査を実施するよう求めるとともに、適用すべき失業者の定義等も定められた。これに基づき、加盟国は順次 EU 規則に基づく経常的な労働統計の作成を開始し、EU 統計局（Eurostat）も加盟各国及び EU 加盟国全体の失業率等を毎月公表するようになった。

EU 規則に基づく就業者・失業者の定義は、第 13 回会議で採択された ILO 基準に準拠したものではあるが、ILO 基準では特に定めていない詳細な事項についても、EU 規則には定めがある。以下、その主な点を列挙する。

[就業者]

- ・ 年齢要件について、EU 規則では「15 歳以上」と定義（ILO 基準では「一定年齢以上」とし、具体的な年齢は明示していない。）

[失業者]

- ・ 年齢要件について、EU 規則では「15 歳以上 74 歳以下」と定義（ILO 基準では「一定年齢以上」とし、具体的な年齢は明示していない。）
- ・ 「現に就業が可能で」という要件について、EU 規則では「2 週間以内に就業が可能」と定義（ILO 基準では「調査期間中に就業が可能」と定義）
- ・ 「仕事を探していた」という要件について、EU 規則では「過去 4 週間

以内に求職活動を行ったか、就業内定者でその仕事に3か月以内に就く者」と定義（ILO基準では「最近の特定期間に求職活動を行った者」と定義）

(6) 労働力有効利用度に関する指標の検討

第13回国際労働統計家会議で採択された、就業と失業の測定に関する現在の国際基準は世界的に認知されており、国際比較に寄与している。また、この定義に基づく時系列データの蓄積が各国で進んでいる。しかしながら、失業の定義は、人々の幸福度（well-being）や就業希望の達成度（extent to which their aspirations for employment）を完全に反映したものではない。例えば、発展途上国の失業率は一般に低い傾向にあるが、これは雇用保険などの社会保障制度が十分に整備されていないため、失業することができず、不十分な待遇の仕事に就かざるを得ない状況にあることにも一因があるからである。また、パートタイム就業の増加に見られるように就業の形態は多様化し、失業の内容も一様でなくなるなど、就業・不就業をめぐる諸状況は大きく変化している。

このため、単に就業者、失業者、非労働力人口に分けるだけでなく、それらの境界領域にある者について、多面的な情報を得ることを目的として、労働力の有効利用度（labour underutilization）指標を策定すべく検討が続けられている。ただし、労働力の有効利用度を失業率の代替指標として策定しようということではなく、失業率だけでは捉えきれない様々な社会問題の統計的把握や分析をするための、失業率の補助となる指標を策定するという位置付けで検討されている。

労働力の有効利用度指標の中でも、不完全就業（underemployment）の定義と測定法の問題については、過去7回にわたる国際労働統計家会議で検討されてきた。1925年の第2回会議では、失業統計と併行してこの問題が初めて取り上げられた。1947年の第6回会議では、不完全就業の測定の必要性に対して明確に言及されたほか、1954年の第8回会議では不完全就業の定義に関する提案が初めて提起された。しかし、不完全就業に関する最初の国際統計の定義が採択されたのは1957年の第9回会議であり、そこで初めて国際指針の基礎が確立された。同指針には不完全就業の測定と分析及び人的資源の未活用に関する二つの決議が盛り込まれ、それらの決議は1966年の第11回会議で採択された。その後1982年の第13回会議では、この内容が改正され、また、1996年の第16回会議において新たな定義が採択されている。

第16回会議において採択された不完全就業に関する定義は、次のとおりである。

時間関連不完全就業 (Time-related Underemployment)

時間関連不完全就業は次の条件を満たす者として定義された。

- ア 追加的な仕事を望んでいる
- イ 追加的な仕事を行うことが可能
- ウ 就業時間が国情に応じて定められた基準 (threshold) より短い

不十分な就業状態 (Inadequate Employment Status)

不十分な就業状態とは、当該個人が従事したいと望み、また従事することが可能なほかに取り得る雇用状態に比べ、能力活用や幸福度が低い状態。統計的な定義・計測方法については、更に検討が必要である。

2008 年の第 18 回会議では、労働力の有効利用度指標についての検討が行われた。時間関連不完全就業者に加え、就業者のうち単位時間当たり収入が低かったりスキルが十分に活用されていない者、非労働力人口のうち就業意欲喪失者などを労働力の有効利用度指標の範囲に含めるかなどについて議論が行われ、2011 年に予定されている第 19 回会議で、国際基準として採用するための検討を行うこととなった。

【参考】アメリカにおける失業・労働力有効利用度指標

失業率だけでは捉えきれない失業に関する多面的な情報を得ることを目的として、アメリカでは 1970 年代から U 指標と呼ばれる失業・労働力有効利用度指標を算出している。これは、失業の概念を拡張又は絞り込んだ複数の失業・労働力有効利用度指標を算出することで、失業の深刻度や、失業に近い状態の人々の動向を捉えようとするものである。

1994 年の CPS 改正に伴い、U 指標の内容も改定され、現在は深刻度の高い順に U-1 から U-6 までの六つの指標が作成されている。

U-1 : (長期失業率) 文民労働力人口 (軍人を除く労働力人口) に占める、失業期間 15 週間以上の失業者の割合

U-2 : (失職率) 文民労働力人口に占める、非自発的な理由による離職失業者 (失職失業者及び一時的な雇用の雇用契約が満了したことにより離職した失業者) の割合

U-3 : (アメリカの公式失業率) 文民労働力人口に占める失業者の割合

U-4 : (求職意欲喪失者を含む指標) 文民労働力人口及び求職意欲喪失者に占める、失業者及び求職意欲喪失者の割合

ここで、求職意欲喪失者 (discouraged workers) とは、

就業希望の非労働力人口のうち、適当な仕事がありそうにないため現在仕事を探しておらず、仕事があればすぐ就くことができ、過去1年間に求職活動を行ったことがあるが、過去4週間以内に仕事を探さなかったため失業者とならない者

U-5 : (縁辺労働者を含む指標) 文民労働力人口及び縁辺労働者に占める、失業者及び縁辺労働者の割合

ここで、縁辺労働者 (marginally attached workers) とは、

就業希望の非労働力人口のうち、仕事があればすぐ就くことができ、過去1年間に求職活動を行ったことがあるが、過去4週間以内に仕事を探さなかったため失業者とならない者 (現在仕事を探していない理由を問わない点が「求職意欲喪失者」と異なる。)

U-6 : (縁辺労働者・経済的な理由による短時間就業者を含む指標) 文民労働力人口及び縁辺労働者に占める、失業者、縁辺労働者及び経済的な理由による短時間就業者の割合

ここで、経済的な理由による短時間就業者

(employed part time for economic reasons) とは、

週35時間以上の労働時間を希望しているが、実際の労働時間が週35時間未満であり、その理由が事業不振などによる労働時間の縮減や、週35時間以上の仕事を探せなかったなどの経済的な理由である者

3 諸定義の国際基準

就業者については、労働時間、産業など様々な項目について分類されている。ここでは、これらの項目の定義について説明する。

(1) 労働時間

1962年の第10回労働統計家会議では、就業時間の国際基準に関する決議が初めて採択された。この決議では、対象を賃金労働者 (wage earner) 及び俸給職員 (salaried employee) に限定して、労働時間を定義した。このうち、実労働時間 (hours actually worked) に関しては、以下のように定義された。

ア 実労働時間には以下を含むべきである。

(ア) 通常の労働時間中に実際に労働した時間

(イ) 通常の労働時間以外に労働した時間であって、通常の賃金率より高い率 (時間外賃金率) で支払われる時間

(ウ) 作業場の準備、修理及び保全、工具の準備及び清掃、受領書・就業時間の記録カード及び報告書の作成など、仕事のため作業場で費やした

時間

- (エ) 仕事量の不足，機械の故障，事故等の理由により作業場で手待ち又は待機に費やした時間であって，雇用保障契約により賃金が支払われた時間
 - (オ) 作業場における短い休憩時間（short rest periods）に相当する時間であり，茶又はコーヒーを飲む時間
- イ 実労働時間からは以下の時間を除外すべきである。
- (ア) 年次有給休暇，有給祝祭日，有給疾病休暇など，賃金は支払われるが就労しない時間
 - (イ) 食事の休憩時間
 - (ウ) 出勤及び帰宅に要した時間

第10回会議の定義では，労働時間統計の対象を賃金労働者及び俸給職員に限定しているほか，定義内容も典型的な製造業の賃金労働者を念頭に置いた記述になっていた。その後，労働時間統計の総合的な体系化の実現，具体的には，労働時間統計の対象者に自営業主なども含め，対象となる労働も全ての生産活動に関わる労働に拡大する方向で，国際的な議論が進められてきた。これは，全ての人々のディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の達成に向けて，労働時間統計の対象を全ての分野に拡大し，より多くの指標を定めることが必要であるとの認識（第18回国際労働統計家会議で採択された「労働時間の測定に関する決議」前文から引用）に基づくものである。

2008年の第18回会議では，「労働時間の測定に関する決議」が採択された。この決議では，まず「労働時間」が，「特定の参照期間における，生産活動と関連した時間，及び，その時間の取り決めから構成される。」とした上で，「国民経済計算（SNA）において定義された一般的な生産境界内外の生産活動に関連して」労働時間が決定され，「有給か無給かにかかわらず，全ての財・サービスの生産に向けて費やされた時間を含み」，「その活動の合法性，それを対象とする契約上の合意の種類，又は，それを行う人々の年齢を考慮しない。」と規定している。

労働時間のうち「実労働時間」については，以下のとおり定義している。

- ① 「実労働時間」は，特定の短い又は長い参照期間中に，財・サービスの生産に寄与する活動遂行のため，仕事に費やされる時間である。実労働時間は，（「SNA 生産境界内外」の）全ての種類の仕事に適用されるが，行政的又は法律的概念とは結び付いていない。

- ② 「SNA 生産境界内」で計測される実労働時間は、生産活動に直接費やされる時間、生産活動に関連して費やされる時間、休止時間、休息時間を「含む」。
- ③ 「直接時間 (direct hours)」は、仕事の作業と職務の遂行に費やされる時間である。直接時間は、あらゆる場所（経済的領域、事業所、路上、自宅）で費やされる可能性があり、また所定時間外や、仕事に専念していないその他の時間（昼食時間や通勤中など）において遂行されることもある。
- ④ 「関連時間 (related hours)」は、生産活動を維持、促進又は向上させるために費やされる時間であり、以下のような活動から構成されるべきである。
- (a) 道具、機器、工程、手順又は仕事場所についての清掃、修理、準備、設計、管理又は維持のための時間；(作業着を着るための) 着替え時間；消毒又は洗浄時間
 - (b) 販売先又は生産元との間の財又は素材の購入又は運搬に要する時間
 - (c) 労働時間の一部として取り決められているか、その時間に対し賃金を支払うことが明示されている、営業、顧客、又は患者対応のための待機時間
 - (d) 有給又は無給と明示されているかを問わず、(健康及びその他必要不可欠なサービスのよう) な仕事場所で、又は、そこから離れた場所で (例えば自宅から)、発生することがあり得るオンコール職務時間。後者の場合、人の活動や移動が制限される程度に応じて、そのオンコール職務時間を実労働時間に含めるかが決まる。なお、職務に呼び戻す指示があった瞬間から、費やした時間は「直接時間」とみなされる。
 - (e) 職場間、プロジェクト現場、漁場、任務、会議会場への移動時間、あるいは、(戸別訪問販売及び巡回活動のよう) な顧客に会うための移動時間
 - (f) 職場又は職場とは別の場所で行われる、その仕事、又は同一経済主体内の別の仕事で必要とされる訓練及び技能向上のための時間。有給雇用の場合、これは雇用主又は他の経済主体によって提供されることがある。
- ⑤ 「休止時間 (down time)」は、仕事に就いている人が、機械又は工程の停止、事故、物資の不足、停電、インターネット接続の切断等により働くことができないが、労働提供は可能な状態が継続している時間であり、「直接時間」や「関連時間」とは区別される。休止時間は、仕事にとつ

ては不可避的又は特有のものであり、また、技術的、物質的又は経済的な理由による一時的な中断を含む。

- ⑥ 「休息時間 (resting time)」は、短時間の休憩、休息又は軽食に費やされる時間であり、一般的に、確立した規範や国民的な事情に従って、慣習又は契約により行われる、ティーブレイク、コーヒーブレイク又は礼拝時間を含む。
- ⑦ 「SNA 生産境界内」で計測される実労働時間は、以下の活動を行っている時間である働いていない時間を「除く」。
- (a) 年次休暇、公休日、病気休暇、育児休暇や出産休暇／出産時の父親休暇、その他の個人的・家族の理由による、又は市民の義務のための休暇。
 - (b) 職場と自宅の間の通勤時間のうち仕事に関する何らの生産活動も行われていない時間。なお、有給雇用の場合で、雇用主によって賃金が支払われた通勤時間であっても、生産活動が行われていなければ実労働時間には含めない。
 - (c) 教育活動のうち④(f)で対象とする活動には含まれないもの。なお、有給雇用の場合で、それが雇用主によって承認され、賃金が支払われ、あるいは、提供された教育活動時間であっても、④(f)で対象とする活動に含まれなければ実労働時間には含めない。
 - (d) 生産活動が全く行われない長い休憩時間で、短い休息時間とは区別されるもの。例えば、食事時間又は長距離移動中の睡眠など。有給雇用の場合で、雇用主によって賃金が支払われた休憩時間であっても、生産活動が行われていなければ実労働時間には含めない。

なお、無給の家庭内家事労働やボランティア活動など「SNA 生産境界を超えた」活動についても、実労働時間を同様に定義している。

また、「総実労働時間 (total hours actually worked)」についても、「特定の参照期間における、(経済部門又は地理的地域、及び「SNA 生産境界内外」のような、) 特定の分類項目についての、全ての仕事の、全ての人による実労働時間数の総計である。」と定義している。また、世帯調査から「総実労働時間」を推計する場合で、その世帯調査が非連続的な調査(参照期間内の全ての週についての調査が行われていない)である場合については、「起こり得る暦の影響、労働時間規則及び他の情報源からの労働時間の情報を考慮して、調整を行うべきである。」としている。

さらに、各国に対し、労働時間統計の国際的報告において、少なくとも(「SNA

生産境界内」の)以下の報告について努力義務を課している。

- (a) 年ベースの総実労働時間、及び、
- (b) (全ての仕事に関する) 就業者1人当たり平均年間実労働時間、又は、
- (c) 上記の(a), (b)が不可能な場合、週当たり平均実労働時間。

(2) 産業

産業分類についての国際基準として、国連統計委員会は1948年に国際標準産業分類 (ISIC: International Standard Industrial Classification) を設定した。このとき、国連経済社会理事会は、「経済社会理事会は、経済統計の国際比較性の必要に関する統計委員会の勧告に注目し、また、統計委員会が、加盟国政府の助言と助力を得て開発した全経済活動に関する国際標準産業分類に注目し、全ての加盟国政府が、(a) この分類体系を自国の標準として採用することにより、または、(b) 国際比較可能性のために、各国の統計データを本分類に合わせて再構成することにより、全経済活動に関する国際標準産業分類を使用するよう」勧告した。その後、経済構造の変化などを反映しながら、旧版との継続性にも配慮しつつ、数次にわたり改定が行われた。国連統計委員会による改定は、1958年 (ISIC-Rev.1)、1968年 (ISIC-Rev.2)、1990年 (ISIC-Rev.3)、2004年 (ISIC-Rev.3.1)、2008年 (ISIC-Rev.4) に行われ、現在に至っている。

多くの国では、国際標準産業分類を基礎として、自国の産業分類の設定を行っている。日本でも1949年に日本標準産業分類を設定し、その後数次にわたる改定で、経済構造の変化への対応や国際分類との整合性を高め、現在は2007年の第12回改定分類が用いられている。このほか、各国では、国際標準産業分類に準拠して策定された欧州共同体標準産業分類 (NACE) や北米産業分類システム (NAICS) なども用いられている。

(3) 職業

職業分類については、ILO が1958年に国際標準職業分類 (ISCO: International Standard Classification of Occupation) を設定した。その後、1968年 (ISCO-68)、1988年 (ISCO-88)、2008年 (ISCO-08) に改定が行われ、現在に至っている。

日本でも国際標準職業分類の設定を考慮した検討を踏まえ、1960年に日本標準職業分類を設定した。その後数次にわたる改定で、経済構造の変化に対する対応や国際分類との整合性を高め、現在は2009年の第5回改定分類が用いられている。

(4) 従業上の地位

従業上の地位については、国連統計委員会が1958年に従業上の地位別国際分類（ICSE: International Classification of Status in Employment）を設定した。その後、1993年の第15回労働統計家会議で改定（ICSE-93）が行われ、現在に至っている。

ICSE-93は、以下のような分類項目で構成されている。

- ① 雇用者 (employees)
- ② 使用者 (employers)
- ③ 自営業者 (own-account workers)
- ④ 生産者共同組合員 (members of producers' cooperatives)
- ⑤ 補助的家族従業者 (contributing family workers)
- ⑥ 地位別分類不能の労働者 (workers not classifiable by status)

なお、日本の労働力調査に適用している従業上の地位の分類基準は、ICSE-93におおむね準拠している。

4 主要各国の労働力調査

主要各国の労働力調査の概要は、表10-1に示すとおりである。また、調査事項については付録9-1に示す。

主要各国の労働力調査はILOの基準に従って実施されているが、各国の実情により、異なる部分がある。

このうち、EU加盟国のイギリス、ドイツ、フランス、イタリアは、欧州統計局（Eurostat）が示している概念や規定に基づき、公表頻度、調査項目、選択肢などが統一されている。標本抽出の方法、実施時期などの具体的実施方法については、やはり各国でやや違いがみられる。

また、各国の失業者の定義については、付録9-2に示す。失業者についても、ILOが国際基準を設定しており、各国と同様、日本もその基準に準拠し定義している。しかし、ILOの基準には、定義に幅がある箇所や、国情に応じた特例を認めている箇所などもあり、各国の定義には次の①、②のような細かな点で若干の相違がみられる。

① 求職活動期間の取扱いについて

ILOでは、失業者の要件のうち、求職活動の期間については特に定めていない。日本では、調査週間の1週間に求職活動を行った者を失業者とし、これに加え、以前に求職活動を行い、その結果を待っている者も失業者としている。

アメリカ、カナダなどの国では、過去1か月（4週間）以内に求職活動を行った者を失業者としているが、日本の定義でも、過去1か月以内に求職活動を行った者も、その結果を待っている限り、失業者に含まれることとなる。

② 就業内定者の取扱いについて

ILO基準では、就業内定者は、求職活動をしている場合だけでなく、求職活動をしていない場合であっても失業者としている。日本では就業内定者は求職活動をしている場合のみを失業者としており、求職活動をしていない場合には非労働力人口に含まれる。アメリカにおいては、1993年以前はILO基準に従った取扱いをしていたが、1994年以降は日本と同様に、求職活動をしていない就業内定者は失業者に含めていない。

求職活動を行っていない就業内定者を失業者に含める国においては、カナダなどの多くの場合、就業内定者のうち、就業予定時期が1か月（4週間）以内の者に限って失業者としている。

表 10-1 主要各国の労働力調査の概要

項目	日 本	韓 国	アメリカ
調 査 名	労働力調査	経済活動人口調査 (Economically Active Population Survey)	経常人口調査 (Current Population Survey)
実施機関	総務省統計局	統計庁	商務省センサス局 (実施) 労働省労働統計局 (定義・概念の決定, 結果公表)
調査対象 年 齢	15 歳以上	15 歳以上	15 歳以上 就業状態は 16 歳以上
調査周期, 同一世帯に おける 調査回数	毎月 (同一世帯を 2 か月, 翌年同月に 2 か月, 計 4 回調査)	毎月 (同一世帯を 3 年, 計 36 回調査)	毎月 (同一世帯を 4 か月, 翌年同月に 4 か月, 計 8 回調査)
調査期間	月末 1 週間	15 日を含む 1 週間 (日～土曜日)	12 日を含む 1 週間 (日～土曜日)
標 本 数	約 40,000 世帯 約 100,000 人 (抽出率 約 1/1100)	約 32,000 世帯 (抽出率 約 1/437 分)	約 60,000 世帯 約 110,000 人 (抽出率 約 1/ 200～ 1/2500。 州により異なる。)
調査の方法	訪問により調査票を 配布, 収集	CATI ^{注1)}	1 回目及び 5 回目は 訪問による CAPI ^{注2)} 。 その後は調査員宅に おける CATI。 一部, 中央電話セン ターにおける CATI

注 1) CATI (Computer Assisted Telephone Interviewing): 調査員が調査対象者に電話を掛けながら、聞き取った回答をその場でコンピュータに入力するシステムをいう。

注 2) CAPI (Computer Assisted Personal Interviewing): 面接, 訪問調査において、調査対象者又は調査員が、回答をコンピュータに直接入力するシステムをいう。

項目	カナダ	イギリス	ドイツ
調査名	労働力調査	労働力調査	労働力調査
実施機関	統計局	統計局	統計局
調査対象 年齢	15歳以上	16歳以上	15歳以上
調査周期, 同一世帯に おける 調査回数	毎月 (同一世帯を6か月, 計6回調査)	3か月を1単位とし, 13分割した調査区を 毎週 (同一世帯を13週 ごとに計5回調査)	3か月を1単位とし, 13分割した調査区を 毎週
調査期間	15日を含む1週間 (日～土曜日)	各1週間 (月～日曜日)	面接調査前の各1週間
標本数	約54,000世帯 約100,000人	約53,000世帯 約120,000人 (抽出率 約0.33%)	約82,500世帯 約172,500人 (抽出率 約0.25%)
調査の方法	1回目は訪問及び 一部, CATI 中央機関 におけるCATIも併用。 その後はCATI	1回目は面接による CAPI。 その後はCATI	主に面接による CAPI。 郵送回答及び ホットラインによる 電話回答も併用

項目	フランス	イタリア	オーストラリア
調査名	労働力調査	労働力調査	労働力調査
実施機関	国立経済統計研究所	国立統計研究所	統計局
調査対象 年齢	15歳以上	15歳以上	15歳以上
調査周期, 同一世帯に おける 調査回数	3か月を1単位とし, 13分割した調査区を 毎週 (同一世帯を6四半 期, 計6回調査)	3か月を1単位とし, 13分割した調査区を 毎週 (同一世帯を2四半 期, 翌年同時期に2四 半期, 計4回調査)	毎月 (同一世帯を8か月, 8回調査)
調査期間	各1週間	各1週間	5～11日の 日曜日で始まる 2週間
標本数	約56,000世帯 約72,000人 (抽出率 約0.17%)	約77,770世帯 (抽出率 約0.30%)	約29,000世帯 (抽出率 約0.33%)
調査の方法	1回目と6回目 (最初と最後)は面接 によるCAPI。 それ以外は調査員宅 におけるCATI	1回目と電話のない 世帯はCAPI。 それ以外はCATI	CAI ^{注)} 。 1回目は面接, その後は電話による

注) CAI (Computer Assisted Interviewing) : 調査員が調査対象者から回答を聞き取りながら,
調査対象者の回答をその場でコンピュータに入力するシステムの総称をいう。

第 11 章 我が国の労働力調査の変遷

労働力調査は、昭和 21 年に調査が開始されて以降、数次にわたり適宜改正が行われ、現在に至っている。本章では、労働力調査の調査結果に関わる主な変更、調査方法及び調査事項、就業状態の定義、標本設計などの変遷について解説する。

1 標本設計等に関わる主な変更

(1) 昭和 21 年 9 月：労働力調査の試験的開始^{注)}

労働力調査は、第 6 章に述べたように昭和 21 年 9 月から実施されるようになった。これは、第 2 次世界大戦後の昭和 21 年 5 月に、連合国軍総司令部 (GHQ) が戦後の混乱した社会経済の実態を把握するために出した重要な経済統計の作成を求める覚書、及び同年 8 月に経済科学局が発した「労働力調査月報提出に関する指令」を受け、試験的に始められたものであった。当時は、この種の標本調査は初めての試みであったため、アメリカの労働力調査「Monthly Report on Labor Force」(1947 年に拡充されて名称も Current Population Survey となった。)を参考として設計されたが、当初の設計は現在のものとは大きく異なっている。

抽出方法は、層化 3 段抽出法によった。抽出率は 1/1000 (市部 1/500, 郡部 1/1500) であったが、これは予算的制約から調査客体数を約 6 万に抑える必要があり、また、当時の数え年 15 歳以上人口が約 6000 万人だったことによる。最終抽出単位は、旧隣組 (又は隣保班) の地域を利用し、隣組内は全世帯を調査した。

層化の基準としては、市部においては地方 (寒冷地とそれ以外) 別、人口の大きさ、工業就業者率、戦災都市については爆撃の被害程度を測るものとして昭和 19 年から昭和 20 年への女子人口移動率等を用いた。郡部においては、人口の大きさ、農業就業者率、水産業就業者率、鉱業就業者率等を用いた。この層化基準に用いた資料は昭和 5 年、15 年国勢調査及び昭和 19 年、20 年人口調査の結果である。

(2) 昭和 27 年 11 月～28 年 3 月：精度向上のための標本設計の見直し

昭和 27 年 11 月から 28 年 3 月にかけて、標本誤差を抑えるために、また調査区を一部の市や郡に限定しないよう標本設計を見直し、5 か月かけて大幅な

注) これ以前には、失業者を把握する調査として、大正 14 年 10 月に「失業統計調査」が実施されている。調査の概要については「付録 10 第二次世界大戦前の「失業統計」」を参照されたい。

標本改正を行った。

具体的には、標本抽出について、層化 3 段抽出から層化 2 段抽出へ変更した。

変更前	層化 3 段抽出 第 1 次抽出単位…市、郡 第 2 次抽出単位…昭和 25 年の国勢調査調査区 第 3 次抽出単位…世帯
↓	
変更後	層化 2 段抽出 第 1 次抽出単位…昭和 25 年の国勢調査調査区 第 2 次抽出単位…世帯

また、標本交代について、調査区の継続期間を 6 か月から 3 か月へ変更した。

変更前	調査区は 6 か月間継続し、同一調査区内では世帯は 3 か月で交代。毎月世帯全体の 1/3 を更新。
↓	
変更後	調査区は 3 か月継続し、毎月調査区全体の 1/3 を更新。

標本の大きさは、約 1,000 調査区の約 11,000 世帯、約 5 万人となった。

(3) 昭和 29 年 12 月：抽出単位の対象の変更

第 2 次抽出単位を、それまでの「世帯」から「住戸」へと変更した。

(4) 昭和 36 年 10 月：標本数の拡大、標本交代方式及び比推定方法の変更

標本数を約 25,000 世帯に拡大した。また、調査区は 4 か月継続し、同一調査区内では世帯は 2 か月で交代、毎月全体の 1/4 を更新する現行の標本交代方式に変更した。

比推定の方法を、男女、年齢階級、地域別の 15 歳以上の推計人口をベンチマークとする、現行の方法に変更した。

(5) 昭和 37 年 7 月：新設集団住宅地域による単位区の抽出

国勢調査時以降の、住宅の集団建設による調査区の変化に対処するため、新設集団住宅地域による単位区を追加抽出することにした（平成 14 年 5 月廃止。）。

(6) 昭和 47 年 7 月：沖縄県の復帰に伴う沖縄県内調査区の抽出

沖縄県の復帰に伴い、沖縄県内の標本を追加抽出した（約 150 調査区，約 1,900 世帯）。

(7) 昭和 57 年 10 月～58 年 1 月：地域別表章のための標本改正

昭和 57 年 10 月から 58 年 1 月にかけて、調査地域として抽出する国勢調査の調査区を、昭和 50 年国勢調査のものから昭和 55 年国勢調査のものに切り替えた。このとき、同時に標本規模を約 3 割増やし、その結果調査対象世帯を約 40,000 世帯とし、また調査区の抽出における層化を 11 地域ごとに行うよう改めた。

これにより、地域別の表章が可能になり、四半期別に集計し、正式な公表系列として、月報にも掲載するようになった。なお、地域別の表章はそれまでも年平均値を参考値として年報に掲載していた。

2 調査方法，調査事項等の変遷

(1) 昭和 21 年（1946 年）9 月：試験的調査開始

[調査期間]

- ・毎月 1～10 日の 10 日間（日数を単位として就業状態を調査）

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年 15 歳以上の者

[調査方法，調査事項]

- ・主な調査事項は以下のとおり。
 - ① 就業日数
 - ② 理由別就業故障日数（理由別にみた休んだ日数）
 - ③ 失業，無職業の理由（上記①と②以外の未就業日について）
 - ④ 就業者については産業及び従業上の地位
 - ⑤ 農家の世帯主に対しては過剰労働力の有無とその人員
 - ⑥ 農家以外の雇用者のいない事業主，世帯主に対して調査期間中の推定収入

(2) 昭和 22 年（1947 年）7 月：本格的調査開始

[調査期間]

変更前	毎月 1～10 日の 10 日間（日数を単位として就業状態を調査）
↓	
変更後	毎月第 1 日曜に始まる 1 週間（時間を単位として就業状態を調査）

[調査方法，調査事項]

- ・就業時間記入票を，あらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更（就業時間のほか，主な仕事の産業，従業上の地位についても記入）
- ・調査票様式を全面的に変更
- ・主な調査事項は以下のとおり。
 - ① 就業時間（「主な仕事」と「それ以外の仕事」について）
 - ② 短時間就業日（4 時間未満）及び就業しなかった日のある者についてその理由
 - ③ 不就業者に対してその理由
 - ④ 就業者に対して産業及び従業上の地位
 - ⑤ 失業者に対して就業希望時間

なお，「(1)昭和 21 年 9 月」における⑤及び⑥の農家の世帯主及びそれ以外の事業主に対する調査事項は廃止した。

(3) 昭和 24 年（1949 年）5 月

[調査方法，調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更
- ・「追加就業希望の有無」，「追加就業希望時間」などを追加

(4) 昭和 25 年（1950 年）1 月

[就業状態を調査する年齢]

- ・数え年 15 歳以上の者から，満 14 歳以上の者へ変更^{注)}

注) 昭和 24 年以前は，満 14 歳以上の代わりに数え年 15 歳以上を対象としていたので，年平均の上からみた場合には，昭和 24 年までの数え年 15 歳を満年齢でいうと約 13 歳 6 か月以上の人口ということになり，昭和 25 年以後の満 14 歳以上人口との間には約 0.5 歳の食い違いがあるため注意を要する。

(5) 昭和 25 年 (1950 年) 8 月

[調査期間]

変更前	毎月第 1 日曜に始まる 1 週間 (時間を単位として就業状態を調査)
-----	-------------------------------------



変更後	毎月月末 1 週間 (ただし 12 月は 20~26 日)
-----	-------------------------------

この変更は、他の主要な経済統計調査が月末時点を時点にとっているものが多いため、比較可能性を高める目的で行われた。

(6) 昭和 26 年 (1951 年) 10 月

[調査方法, 調査事項]

- ・調査票様式を全面的に変更
- ・単記式 (1 枚の調査票に 1 客体についてのみ記入する方式) から連記式 (1 枚の調査票に複数の調査客体について記入する方式) に変更
- ・「職業」を調査事項に追加

(7) 昭和 34 年 (1959 年) 1 月

[就業状態を調査する年齢]

- ・満 14 歳以上の者から、満 15 歳以上の者へ変更
この変更は、義務教育課程で中学校を卒業するのは満 15 歳になってからであり、したがって、生産年齢人口としては満 15 歳以上を対象とするのが妥当であるとの見地から行われた。

[調査方法, 調査事項]

- ・「追加就業希望時間」を廃止
- ・「希望する仕事の本業, 副業の別」, 「経営組織」, 「従業先の従業員数」, 「従業状況」及び「転職希望の有無」を追加

(8) 昭和 36 年 (1961 年) 10 月

昭和 36 年 7 月から 9 月にかけて調査票の様式, 標本設計, 推計方法等を変更し, 10 月分から新手法による結果を公表した。

[調査方法, 調査事項]

- ・就業時間記入票, 「従業状況」を廃止

- ・「世帯の種類」を追加
- ・「経営組織」及び「従業先の従業員数」の分類を変更
- ・世帯調査票をあらかじめ世帯に配布して記入しておいてもらうように変更

(9) 昭和 42 年 (1967 年) 9 月

[調査方法, 調査事項]

- ・調査方法を, 調査員が世帯の人に質問して調査票に記入する「他計式」(ただし, 世帯調査票はあらかじめ世帯が記入) から世帯の人が直接調査票に記入する「自計式」に切り替え, これに伴い調査票の質問形式を大幅に変更

この変更は, 調査員による調査票への記入では, ①世帯が記入している世帯調査票と重複する感があること, ②留守世帯が増加しており, これらの世帯では希望意識などが調査しにくくなったこと, ③調査員の負担を軽減することなどの事由により行われた。

- ・世帯調査票を廃止

(10) 昭和 58 年 (1983 年) 10 月

[調査方法, 調査事項]

- ・2 か月目調査票にのみ「求職理由」を追加

(11) 平成 4 年 (1992 年) 1 月

[調査方法, 調査事項]

- ・15 か月かけて, 調査開始調査区ごとに順次調査票を OMR (Optical Mark Reader : 光学式マーク読取装置) 仕様に変更
- ・「出生の年月日」を「出生の年月」に変更
- ・「耕地面積」を削除

(12) 平成 14 年 (2002 年) 1 月 : 労働力調査特別調査を統合

雇用構造の変化や就業形態の多様化が進む中での労働市場の実態を的確に捉えるため, 労働力調査, 労働力調査特別調査, 就業構造基本調査の労働統計体系における位置付けや効率的連携の在り方を整理する「労働 3 統計の見直し」の具体化に向けた検討が行われた。そして, 「統計行政の新中・長期構想」(平成 7 年 3 月 10 日統計審議会答申) において, 労働統計における位置付けや効率的連携の在り方について見直すことが求められた。

その結果、平成 14 年 1 月から、それまで年 1 回又は 2 回、労働力調査の結果を補完することを目的として実施されていた労働力調査特別調査を労働力調査に統合することとなった。これにより、提供データの充実、調査事務の効率化等が図られるとともに、詳細なデータの経常的な（四半期平均及び年平均の）提供が可能となった。

[調査方法，調査事項]

・調査票を「基礎調査票」「特定調査票」とし、いずれも OCR (Optical Character Reader : 光学式文字読取装置) 仕様に変更

基礎調査票…従前からの労働力調査を継承した調査票。1 か月目調査票についても「求職理由」を追加し、2 か月目調査票と同様式とした。

特定調査票…従前の労働力調査特別調査を継承し新たに統合された調査票。

この特定調査票での調査事項は以下のとおりである。

① 15 歳以上の世帯員について

「在学，卒業等教育の状況」

「仕事からの年間収入」

② 就業者について

「短時間就業及び休業の理由」

「就業時間増減希望の有無」

「現職についた時期」

「雇用形態」

「前職の有無」

「転職時の収入の増減」

③ 完全失業者について

「求職活動の方法」

「求職活動の期間」

「求職活動の時期」

「探している仕事の形態」

「就職できない理由」

「前職の有無」

④ 非労働力人口について

「就業希望の有無」

「非求職の理由」

「希望する又は内定している仕事の形態」

「最近の求職活動の時期」

「就業可能時期」

「前職の有無」

⑤ 前職のある者について

「前職の従業上の地位及び雇用形態」

「前職の事業の種類」

「前職の仕事の種類」

「前職の企業全体の従業者数」

「前職をやめた時期」

「前職をやめた理由」

(参考) 労働力調査特別調査

労働力調査特別調査は、毎月実施している労働力調査を補完する目的として昭和 24 年 12 月に開始されました。

このため、その時々の経済情勢に即した雇用・失業問題の最も重要な領域に焦点を合わせることから、調査内容は毎回変更されてきました。

調査が始められた当初は、「労働力調査臨時調査」という名称で、主として労働力調査に附帯して実施されていましたが、昭和 37 年以降は「労働力調査特別調査」として、48 年までは 3 月と 10 月の年 2 回（49 年は 3 月と 12 月）実施されてきました。

昭和 50 年以降は年 1 回 3 月の実施となり、58 年は 2 月と 6 月の年 2 回、59 年以降は年 1 回 2 月実施となりました。この頃から、この調査が我が国の就業状態を的確に把握するために不可欠なものとなったこともあり、その時々の雇用情勢に必要な調査事項を入れ替えながらも、主要な調査事項は変更しないという時系列を重視した形に変えられてきました。その後、平成 10 年以降の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、11 年度からは 2 月に加え 8 月にも調査を実施してきましたが、労働力調査の見直しに伴い、労働力調査特別調査は労働力調査に統合され、14 年に廃止されました。したがって、労働力調査特別調査は 13 年 8 月が最後の調査となりました。

3 就業状態の定義の変遷

就業状態の定義は昭和 22 年 7 月，23 年 1 月，24 年 5 月，26 年 10 月及び 42 年 9 月の 5 回にわたって改正された。以下 6 期に分けて説明する。

(1) 昭和 21 年 9 月～22 年 6 月

従業者

調査期間中の就業日数が 10 日間ある者，及び 10 日未満でも就業故障(就業しなかった)理由が①公休，定休日，②給料賃金に関係ない休暇，③悪天候，労働争議，病气事故等による者

休業者

調査期間中の 10 日間全部を上記の理由により就業しなかった者

失業者

適当な仕事がないため就業日数が 1 日もなかった者，又は就業故障の理由として材料，資金の不足，販売の見込み薄のためである旨申告した日数のある者

労働力人口/非労働力人口

就業者と失業者を労働力人口とし，その他を非労働力人口とする(ただし，当時はそれぞれ稼動力，非稼動力と呼んでいた。)

(2) 昭和 22 年 7 月～22 年 12 月

従業者

調査期間中収入を伴う仕事に 1 時間以上従事した者。なお，従業者の定義については，昭和 22 年 7 月以降現在まで変更はない。

休業者

「平常仕事を持ちながら，調査期間中，悪天候，労働争議，家庭的又は個人的事情，有給休暇等のために就業しなかった者」となっており，休業の理由に重きを置いている。

失業者

「調査期間中働くことを希望しながらも，適当な仕事がないためとか，季節的閑散のため，又は材料，賃金，動力の不足のため等の理由で，収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者」となっており，求職という条件はなかった。

(3) 昭和 23 年 1 月～24 年 4 月

失業者

変更前	就業希望時間の条件なし
-----	-------------

↓

変更後	就業希望時間が 25 時間以上の者だけを失業者として分類（25 時間未満は非労働力人口）
-----	--

(4) 昭和 24 年 5 月～26 年 9 月

休業者

休業の理由よりも、休業期間及び給料・賃金の支払の有無に重点をおいたものに改めた。

変更前	平常仕事を持ちながら、調査期間中、悪天候、労働争議、家庭的又は個人的事情、有給休暇等のために就業しなかった者
-----	--

↓

変更後	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて、その休業期間が <u>1 か月未満の者</u> 。ただし、 <u>雇用者は休業期間が 1 か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている又は受ける予定になっている者も含む。</u>
-----	---

失業者

職を探していたという条件を加えた。

変更前	調査期間中働くことを希望しながらも、適当な仕事がないためとか、季節的閑散のため、又は材料、賃金、動力の不足のため等の理由で、収入を目的とする仕事に少しも従事できなかった者で、就業希望時間が 25 時間以上の者
-----	--

↓

変更後	調査週間中、全く仕事をしなかった者（休業者を除く。）で、就業を希望し、かつ就業が可能であって、 <u>求職活動をしている者</u>
-----	---

なお、昭和 25 年 1 月に上記の定義変更に伴って、「失業者」の呼称を「完全失業者」と名称変更した。

(5) 昭和 26 年 10 月～42 年 8 月

休業者

自営業主，雇用者のみに限定し，家族従業者は休業者とはならないものとした。

変更前	平常仕事を持ちながら調査週間中休んでいて，その休業期間が 1 か月未満の者。ただし，雇用者は休業期間が 1 か月以上でも給料又は賃金の支払を受けている者，又は受ける予定になっている者
-----	---



変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は，自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があった者，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---

(6) 昭和 42 年 9 月以降

休業者

自営業主について，休業期間に重点をおいたものとした。

変更前	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は，自分が休んでいても雇用者又は家族従業者でその事業に従事している者があった者，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---



変更後	平常は収入のある仕事を持ちながら調査週間中その仕事を休んだ者のうち，(i)自営業主の場合は， <u>事業を持ちながら，その仕事を休み始めてから 30 日にならない者</u> ，(ii)雇用者の場合は，調査週間中の給料・賃金の支払を受けたか受けることになっている者
-----	---

なお，定義の変更は，昭和 42 年 9 月から毎月全調査客体の 1/4 ずつ順次行った。したがって，42 年 9 月から同年 11 月までの休業者（自営業主）の定義は一義的でない。

4 標本設計の変遷

標本設計の変遷については、以下の表のとおりである。

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式
昭和21年9月	(試験的調査開始) ○層化3段抽出法 第1次抽出単位…市, 郡 第2次抽出単位…6大都市以外の市 では隣組, 6都市及び郡部では 区, 町, 村 第3次抽出単位…6大都市及び郡部 で隣組(隣組内では全世帯を調 査) ○全人口を基にする比推定方式	31都市, 46郡17 区, 84町114村 1187隣組 約15,000世帯	初めに指定した隣 組を固定し継続調 査。 昭和22年8月及び 23年1月に隣接隣 組に一斉交代。
23年1月	鉱業関係の標本を追加した。	33都市, 47郡17 区, 86町118村 (隣組数未詳) 約15,000世帯	
23年10月	第2次抽出単位を昭和23年常住人口調 査区, 第3次抽出単位を世帯とした。 第2次抽出単位…調査区 第3次抽出単位…世帯	48都市, 60郡 約1,000調査区 約16,000世帯	調査区を4か月ご とに一斉に交代。
24年9月			調査区を8か月ご とに一斉に交代。同 一調査区内では世 帯を4か月ごとに交 代。
25年3月			毎月1/3の世帯を 更新。調査区は6 か月間継続調査。 同一調査区内では 世帯は3か月で交 代。
25年6月	第2次抽出単位を昭和25年国勢調査 調査区とした。	51都市, 60郡 約1,000調査区 約16,000世帯	
26年3月	100人以上の準世帯のある調査区を別 途抽出した。		
26年5月	調査客体を1割削減した。		
27年11月 ~28年3月	層化3段→2段抽出法に変更 ○層化2段抽出法 第1次抽出単位…昭和25年国勢調 査調査区 第2次抽出単位…世帯	約1,000調査区 約11,000世帯	毎月1/3の調査区 を更新。調査区は 3か月間継続調 査。
29年5月	離島の7調査区を追加抽出した。 (佐渡島2, 対馬島, 小値賀島, 奈留島, 奄 美大島, 徳之島の各1調査区)		

第 11 章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式
昭和 29 年 11 月	国勢調査時の無人調査区 10 調査区を追加抽出した。		
29 年 12 月	第2次抽出単位を世帯→住戸とした。 第2次抽出単位…住戸		
30 年 7 月	社会施設, 矯正施設 11 調査区を追加抽出した。		
31 年 1 月 (32 年 5 月に遡及改定)	比推定のベンチマーク人口を男女別 14 歳以上人口とした。		
31 年 5 月	自衛隊, 矯正施設の調査区の抽出を取り止めて, 業務資料により集計することにした。		
31 年 10 月	第1次抽出単位を昭和 30 年国勢調査調査区とした。		
34 年 1 月 (遡及改定)	比推定のベンチマーク人口を男女別 15 歳以上人口とした。		
36 年 10 月	第1次抽出単位を昭和 35 年国勢調査調査区とした。 比推定のベンチマーク人口を男女, 年齢階級, 地域別 15 歳以上推計人口とした。	約2,000調査区 約 25,000 世帯	現行の方式となる。すなわち, 毎月 1/4 の調査区を交代, 同じ調査区は 4 か月間調査を継続し前半と後半で住戸を交代。一度抽出された調査区及び住戸は翌年の同期も再び調査する。
37 年 7 月	国勢調査時以後の新設集団住宅地域による単位区を追加抽出することにした (平成 14 年5月以降廃止)。		
42 年 12 月	第1次抽出単位を昭和 40 年国勢調査調査区とした。		
47 年 7 月	沖縄県復帰(47 年5月)に伴い, 第1次抽出単位を昭和 45 年国勢調査調査区として, 沖縄県を追加抽出した。	沖縄県分約 150 調査区約 1,900 世帯を追加	
48 年 7 月	第1次抽出単位を昭和 45 年国勢調査調査区とした。		
53 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を昭和50年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 昭和54年8月。		
57 年 10 月 ～58 年 1 月	第1次抽出単位を昭和55年国勢調査調査区に切り替える。 標本の拡大を行った。	約2,900調査区 約 40,000 世帯	

第 11 章 我が国の労働力調査の変遷

年 月	抽出方法, 推定方法	標本の大きさ	標本の交代方式
昭和 63 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を昭和60年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成元年8月。		
平成 5 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を平成2年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成6年8月。		
10 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を平成7年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成11年8月。		
14 年 5 月	新設集団住宅地域による単位区の追加抽出を廃止。		
15 年 1 月	順次, 第1次抽出単位を平成12年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成16年4月。		
20 年 5 月	順次, 第1次抽出単位を平成17年国勢調査調査区に切替え。切替え完了は, 平成21年8月。		

